平成27年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成27年12月9日(水)午前10時開会

(第1日目)

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会期自平成27年12月9日

至 平成27年12月17日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第13号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第73号 村道路線の認定について

日程第 7 議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定について

日程第 8 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定について

日程第 9 議案第76号 白馬村病害虫防除基金の設置・管理及び処分に関する条例の 廃止について

日程第10 議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

日程第11 議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)

日程第13 議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第81号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)

平成27年第4回白馬村議会定例会(第1日目)

- 1. 日 時 平成27年12月9日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	加	藤	亮 輔	第 7 番	横	田	孝	穗
第	2	番	津	滝	俊 幸	第 8 番	太	田		修
第	3	番	松	本	喜美人	第 9 番	田	中	榮	_
第	4	番	伊	藤	まゆみ	第10番	太	谷	正	治
第	5	番	太	田	正 治	第11番	篠	﨑	久美	子
第	6	番	太	田	伸子	第12番	北	澤	禎二	郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村	長 下	JII	正	剛	副	木	ţ	長	太	田	文	敏
教育	長 横	Ш	宗	幸	総	務	課	長	吉	田	久	夫
税務課	長 平	林		豊	観	光	課	長	篠	崎	孔	_
教育課長兼スポーツ語	課長 松	澤	忠	明	会計	·管理	者・3	是長	窪	田	高	枝
上下水道課	長 酒	井		洋	農	政	課	長	横	Щ	秋	_
健康福祉課	長 太	田	洋	<u> </u>	建	設	課	長	Щ	岸	茂	幸
住 民 課	長 矢	П	俊	樹	総務詞	果長補佐	正兼総務	係長	田	中	克	俊

総務課長補佐兼地域高校対策係長 松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

- 7. 本日の日程
 - 1)諸般の報告
 - 2) 会議録署名議員の指名
 - 3) 会期の決定
 - 4) 村長挨拶
 - 5) 議案審議

報告第13号(村長提出議案)説明、質疑

議案第73号から議案第81号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

- 1. 報告第13号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 2. 議案第73号 村道路線の認定について
- 3. 議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定について
- 4. 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定について
- 5. 議案第76号 白馬村病害虫防除基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止につい て
- 6. 議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
- 7. 議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 8. 議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)
- 9. 議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 10. 議案第81号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)

1. 開会宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成27年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年8月分、9月分、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成27年度定期監査の結果報告が提出されております。お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、北アルプス広域連合議会平成27年11月定例会が11月13日に行われました。内容につきましてはお手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のと おりです。

お諮りいたします。この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番太田修議員、第9番田中榮一議員、第10番太谷正 治議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成27年第4回白馬村議会定例会日程予定表の

とおり、本日から12月17日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの9日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) おはようございます。

平成27年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、 ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

11月22日に開催いたしました長野県神城断層地震復興祈念行事「地震から1年を迎えて」では、阿部長野県知事を初め多くのご来賓の皆様のご臨席を賜り、約350名の参加者により開催できましたことに対しまして深く感謝申し上げます。

また、夜の部では、サンポーニャ奏者瀬木貴将さん、ピアノ奏者佐山こうたさんのご厚意によりコンサートを開催することができました。これも出演者、そしてコンサートを開催するに当たり多くの皆様にご協力をいただき開催できましたことを心より感謝申し上げます。

祈念行事の折にも申し上げましたとおり、地震発生当時の混乱した状況を思い起こしますと、少しではありますが、落ち着きを取り戻されたように感じられます。そしてこの1年間、紆余曲 折はありましたが、私は復旧・復興の取り組みを進める中で、改めて白馬村は多くのメディアに 取り上げられたとおり「地域のきずな」による防災・減災のモデルと位置づけられたと考えております。

また、その翌週28日の「防災ボランティアフォーラム」の中でも、NPOの関係者から褒められた点として、災害時のボランティア活動への理解度の高さといった点につきましても、全国への情報発信について「災害責任」という言葉のとおり、関係機関へのメッセージを送る責務ということも痛感をしたところであります。

そして、被災者の皆さんにとって、今後の生活再建についてよりどころとなる公営住宅の建設 については、ようやく建設予定地の絞り込みも終わり、建物の態様や場所について、本定例会中 には議員の皆様にお示しをすることを考えており、12月22日には対象者に向けた説明会を開 催するよう担当課に指示をしているところでございます。

次に、事業執行状況について説明をさせていただきますが、最初に災害関連の進捗状況でありますが、総務関係では、震災発生以降継続しておりました災害対策本部は、堀之内地区に発令をしていた避難指示を長野県発注の建設工事終了に伴い、災害対策本部会議で討議した結果、避難指示を解除することに決定し、組織体制も災害対策本部から震災復興本部に今月4日をもって切りかえました。体制的に違いはありませんが、引き続き被災者の支援につきまして継続しながら

復興に向けて取り組む所存であります。

また、9月末をもって募集を終了しました義援金でありますが、これまで白馬村に対して約8,500万円もの多くの善意が寄せられ、このうち二次配分まで約7,700万円を配分しております。改めてご協力いただきました皆様にお礼を申し上げるとともに、お預かりをした残りの義援金は、長野県及び日本赤十字社から配分される義援金と合わせて年内に被災者の皆様のもとへお届けできますよう進めているところであります。

農政課関係では、11月12日の臨時会でお認めいただいた立の間地区の災害復旧工事請負契約を最後に、国へ申請した箇所の発注はようやく完了をいたしました。

9月定例会で査定状況などを報告後、復旧工事が本格的になり、10月の天候が比較的好天に 恵まれたこともあり、進捗も目に見えるペースで進みました。しかしながら、秋半ばからの本格 復旧ということでつるべ落としに日暮れる中、甚大な被害農地の完全復旧はとてもかなわず、 11月末現在で完了及び着工した被害農地は47%にとどまり、残念ながら来春の営農再開がで きる農地も同程度となる見込みであります。

これから冬期間にかけて、被災農地の関係者の皆様には、それぞれの農地の現状を丁寧にお伝えをしてまいる予定です。また10月末には国への補助金増嵩の申請並びに検査が実施され、申請には大変な労力を要する書類作成がありましたが、そのかいあってか、正式な決定通知は届いておりませんが、農地・施設とも97%以上の補助率を確保できる予定で、財政面からも大変ありがたい結果になりそうな状況であります。

建設課関係では、村道の災害復旧工事の状況ですが、現在の進捗率は全体で約60%となっております。内訳としましては平成26年度からの繰越予算で発注した工事が約90%、本年度予算で発注した工事が約60%といった状況であり、すべての災害復旧工事が完了しますのは次年度を想定しております。

長野県発注の災害復旧工事の状況ですが、県道については既に完了をしており、国道148号については、通地籍での片側交互通行の交通規制が、通行部分の工事がほぼ完了したことから、 先月19日の午後1時で解除されました。

なお、工事が残っておりますので、一時的に片側交互通行となる場合もあるとのことであります。国道406号と一級河川姫川につきましては、全ての工事が完了するのは次年度とのことであります。

村営住宅の建設につきましては、6月に実施をいたしましたアンケート調査において「白馬村が建設をする村営住宅の建設用地として私有地の売却が可能」と回答された14世帯に対し、土地の地番照会を行い、回答いただいた土地の中から国県道・村道との接道、上水道・下水道との接続、日照状況を勘案し、建設地の絞り込みを行い、冒頭申し上げましたとおり、本定例会中に議員の皆様に建設する村営住宅の計画をお示しさせていただき、アンケート調査などで村営住宅

への入居を希望された方への説明会を開催する予定でおります。

住民課関係では、被災家屋の撤去事業につきましては、昨年の被災直後に前倒しで行った家屋 も含めて180棟の処理を完了いたしました。いまだ2棟ほどの処理が残っておりますが、これ は道路の復旧状況などを見ながら、来春早々に対応する予定でおります。

上下水道課関係では、上水道の災害復旧工事は11月末をもってすべての復旧工事が竣工いた しました。

大出地区や堀之内地区では、災害復旧に合わせて老朽した管路を耐震性の高い高密度ポリエチレン管や耐震性鋳鉄管に布設がえをしております。

また、地震の影響により飲料用の湧水が不安定となっていた大左右地区には、上水道からの給水工事を行い、安全で安定した給水の確保や、同様に湧水が枯れてしまいわずかな沢水が頼りとなった青鬼地区におきましても、配水タンクの増設工事を実施し、安定した給水に努めているところであります。

下水道災害復旧工事は、塩島地区が10月に竣工し、大出地区や堀之内・三日市場地区の復旧工事に関しては、大量の地下水や個人宅で使用中の取りつけ管をつなぎかえながら進めなければならない困難な現場状況の中、当初の予定工期よりも若干おくれたものの、今月中旬にはほぼ完了する見込みです。

健康福祉課関係では、堀之内地区に整備する高齢者支え合いセンター新築工事の進捗状況は、 柱・梁・屋根など組む建方から、現在、外壁下地に取りかかっております。外装までの工程を早 目に仕上げるよう進めており、3月末の完成を目指しているところであります。

観光課関係では、住宅修繕工事に対する補助金交付状況ですが、11月30日までで申請者99名、補助金申請額1,753万6,000円となりました。

教育課関係では、国の重要文化財の神明社がおおむね終了し、白馬村指定文化財嶺方諏訪神社 の修繕工事が終了をいたしました。

次に、一般事業の進捗状況を申し上げますと、総務課関係では、来年4月1日から導入をいたします職員の人事評価制度につきましては、北アルプス広域連合と圏域内の市町村で検討委員会を設置し、委託業者の支援を仰ぎながら共同で制度構築に当たっておりましたが、このたび評価マニュアルができ上がり、11月末から今月初めにかけて、評価者と被評価者の研修を開催し、全職員を受講させました。今後は評価の試行期間を設け、試行結果に関する分析を行った上で、来年4月の本格運用に備えてまいります。この人事評価制度が職員の成長や組織力の向上につながることを期待しているところであります。

地域の抱えている諸問題を丁寧に拾い上げるため、例年実施をしております地区役員との懇談会を本年度も開催しており、本年は新しい試みとしてこれまでの数地区合同による懇談から1地区ごと懇談するというスタイルに変更し、また課長全員を懇談会へ参加をさせました。

各地区1時間という短い懇談ではありましたが、遠慮なく各地区のご意見をお話しいただけた ものと考えております。また多くの要望などに対し、担当課より各地区に対して詳しい説明をす ることができました。

ただ、今回は平日の日中での開催と各地区の役員に役場までお越しをいただくという方式のため、幾つかの地区からは懇談会への参加のしにくさをご指摘いただいております。来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

今回の懇談では、総じて地域の少子・高齢化により行政区の活動が困難になっているというご 意見が数多く寄せられました。行政区は地域自治の根幹となる組織ですので、村といたしまして もできる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますが、行政区のあり方自体について見直す 時期に来ているという思いも抱いているところであります。

第5次総合計画・総合戦略につきましては、どちらの計画の策定も人口動向の分析や人口減少 対策の基本方針の検討など、作業内容が重なる部分も多いことから、それぞれの整合性を図りつ つ、計画審議会において一体的に議論を進めているところであります。

審議会につきましては、これまで4回開催をし、このほかに住民から意見を聴取する場として 住民ミニキャンプを2回、村づくりの鍵となる方のキーパーソンインタビューを3回、12名の 方に対し行っています。

総合戦略につきましては、今月1日の審議会でほぼ内容が固まり、12月中の公表に向けて、 現在、素案について16日までの間、パブリックコメントを行っているところであり、議員各位 にもお願いをしておりますが、本村における地方創生をなし遂げるための戦略でありますので、 ぜひ内容をご確認いただき、積極的なご意見・ご提案をお願い申し上げます。

第5次総合計画につきましては、3月まで5回ほど審議会を開催し、キーパーソンインタビューを今月中にあと2回、来月1月にミニキャンプを1回、その他中高校生などを対象に意見を聞く場を設けることも計画をしております。

白馬高校の関係につきましては、来年度に向けて準備を進めておりますが、これに先駆けて 9月11日にスタートした公営塾では、現在1年生から3年生まで約30名の生徒が将来の自分 の夢を実現するべく、放課後、地域おこし協力隊としてお迎えをした2名の講師の指導により学習に取り組んでおります。

全国募集の関係では、先月まで県外より首都圏を中心に広島県や鳥取県、福岡県など1都 10県から30件を超える問い合わせが来ており、このうちの十数名が8月と10月に行われた 学校見学会や東京での学校説明会に参加していただいております。

また、県内から問い合わせも十数件あり、地道なPR活動が少しずつではありますが、効果を 上げてきていると実感するとともに期待しているところであります。今月も13日に銀座NAG ANOで高校サイドによる学校説明会と、23日には同じく銀座NAGANOにおきまして、小 諸高校との合同のPR活動を予定しており、来年度募集のタイムリミットに向けて引き続き生徒 確保への取り組みを進めてまいります。

観光課関係では、11月27日の降雪により、28日にはスキー場の一部がオープンいたしま した。

ウインターシーズンに向けて、先月23日には白馬村観光局と白馬村索道事業者協議会共催に よる合同スキー場開きとプレス発表が行われ、スキー場の安全やにぎわいのあるシーズンとなる ことを関係者とともに祈念するとともに、今シーズンに各スキー場が取り組む話題について発表 を行っていただきました。

WiーFi環境整備の進捗状況ですが、主要防災拠点である役場及びその周辺、八方文化会館とその周辺、観光拠点であるJR白馬駅前の3カ所の工事が今月初めに竣工しました。現在、観光や防災情報サイトの構築作業を進めており、今月下旬にはシステムが稼働できるよう作業を進めています。

観光地経営計画は10月に素案がまとまり、先月末までパブリックコメントを募集いたしましたが、寄せられたコメントなどをもとに素案の見直し作業を行い、来月策定委員会に諮ってまいります。

白馬村プレミアム商品券の換金状況ですが、11月末現在で約76%となっており、有効期間が来年1月31日までとなっていますので、購入された方々が余すことなくお使いいただけるよう広報をしてまいりたいと考えております。

農政課関係では、まずことしのコメの作況指数でありますが、農水省の10月末発表では、長野県が97、中信地域96といずれも「やや不良」とのことで、夏までの「平年並み」の予測から8月後半以降の長雨により下方修正をされました。

10月5日には環太平洋経済連携協定、TPPが大筋合意され、全国的に農家への影響が心配をされるところですが、11月には政府から「TPP政策大綱」が示されました。これはコメの買い支えによる価格維持などが主な対策でありますが、どの程度農家の不安が払拭されるか疑問が残るところであります。

特産品関連では、今年度村では、長年白馬の特産として栽培をしてきた紫米をもう一度見直して販売促進の取り組みをしており、この秋首都圏の3大学と信州大学の学食及び武蔵野市の給食センターへの売り込みに出かけ、うち東京農業大学では2週間の期間限定ではありますが、紫米メニューの販売をしていただくという成果を残しました。

また、白馬村文化祭会場において、地産地消推進の一環としてことしで3回目となる「秋の味 覚フェア」を開催し、認定農業者生産の新米の試食やみそ玉仕込みみそ、ミニトマトなど白馬産 品の地元への浸透を図り、来場者からはおおむね好評で、こうした取り組みを継続・強化してい くべきと実感いたしました。さらに白馬の女性グループが特産品化に頑張っている食用ほおずき の加工品が、第25回信州の味コンクールで最優秀賞である県知事賞を受賞したという明るい話題も提供され、こうした頑張っている方々への高い評価に対し、うれしく、また誇りに感じ、さらなる発展を願ったところであります。

建設課関係では、今年度の交付金事業で実施しました村道0105号線舗装工事、赤沢1号橋 修繕工事及び国道からウイング21へ通じる村道の大型ボックスカルバートの法定点検業務、村 営住宅の耐震診断業務につきましては、すべての工事及び委託業務は完了し、起債事業の繰越予 算となる落倉の村道3101号線の道路改良工事も竣工いたしました。

村道の除雪業務につきましては、先月5日に入札・開札を行い、全42工区の委託業者が決定し、先月18日に業務説明会を開催いたしました。その後はそれぞれの業者が受け持ちの工区について、各地区の区長さんと打ち合わせをするなど、除雪体制を整えております。

住民課関係では、大町市源汲地区に計画されているごみ焼却施設の建設計画につきましては、 先月の北アルプス広域連合議会において当面のスケジュールが示されました。それによりますと 本年中に用地確保のめどもついてきたことから、来年2月には工事請負契約の手続を経てようや く着工の運びとなります。スタートは大分おくれましたが、当初計画されていた平成30年3月 末には一部のごみ受け入れを開始し、外構を含めた全体工事の竣工と全量受け入れは同年7月こ ろになる見込みであるとの計画が示されたところであります。

9月の議会の折にも申し上げましたが、新たな施設の稼働に向けて、村内のごみ収集体制の確立とさらなるごみの減量化を進めていかなければなりませんので、引き続き村民の皆様のご協力をお願いいたします。

健康福祉課関係では、疾病の早期発見と特定健診の受診へつなげるために、特定健診年齢到達前の30歳代の被保険者を対象とする若年健診を新規に実施をしたところ、100名を超える方が受診をされ、30代の1割以上を占める状況でありました。

上下水道課関係は、上水道事業では、施設の老朽化、人口減少社会の到来、大規模な災害対策など、これらの課題に適切に対処していくための基礎となる「白馬村水道ビジョン」の策定作業を進めており、使用者、受益者の代表はもとより、学識経験者や議会からも策定委員を選出していただき、委員会を開催しています。

このビジョンは厚生労働省が新水道ビジョンで示した「安全」、「強靭」、「持続」の観点に 留意しつつ、50年・100年先を見据えた白馬村水道事業の基本計画として策定するつもりで す。

下水道事業では、浄化センターの長寿命化計画に基づく施設更新のための日本下水道事業団と協定を結び、老朽した電気設備と機械設備の更新に着手しました。

なお、受益者負担金事務の改善につきましては、引き続き日本下水道事業団と個別研修の委託 業務契約を結び指導を受けている状況です。 教育委員会でありますが、教育課関係では、中学校でのICT教育が2学期よりスタートし、 1年生にタブレットが配備され、ICT支援員を中心によりわかる授業を展開するために、研修 会を開催しながら進めており、今後2年間で全校生徒への配備を検討しております。また小学校 の高学年を対象として、グループでのタブレット利用授業の計画を考えております。

スポーツ課関係では、第72回の国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催が来年度に迫って まいりました。県準備委員会では大会テーマが「ながの銀嶺国体」と決まり、スローガンは「氷 雪に かがやけ君の 技ちから」に決定をいたしました。

また、本大会の実施目標として、1つとして、冬季スポーツと長野県の魅力を発信する大会、 2として、県民みなで「つくる」大会、3として、元気な信州を実感できる大会、4として、簡素で効率的な大会を掲げており、白馬会場としてこの22日には白馬村実行委員会の設立総会を開催して準備に備えてまいりたいと考えております。

本定例会に上程します案件は、報告1件、議案9件であります。議案の中で、美しい村と快適な生活を守る条例ということで上程をさせていただいておりますが、どうか議論をする中で進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

議案につきましては、担当課等の長に提案説明をさせますので、慎重な審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき 3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと 定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第13号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 報告第13号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告 についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 報告第13号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について ご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により別 紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

裏面をごらんください。

専決第48号は、平成27年1月19日午後6時ごろ、白馬村大字北城3020番地90付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が時速約40キロで走行中、本村が管理する道路の路面の穴に右側の前後輪を落とし、右側前後輪のタイヤを損傷させた

ものです。村は損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により車両の修理代金2万4,290円を賠償したものです。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第13号は終了いたします。

以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

△日程第6 議案第73号 村道路線の認定について

議長(北澤禎二郎君) これより議案の審議に入ります。

日程第6 議案第73号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 議案第73号 村道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本議案は、新たに2つの道路を村道として認定するものでございます。

1本目の村道2267号線は、みそら野地籍トーカン分譲地東側の村道2116号線を起点と する南北方向の道路で、道路幅員は4メートル、延長は67.3メートルでございます。

2本目の村道3156号線は、県道千国北城線の栂池バイバス工事が完了したことにより、県道千国北城線を起点として、県道の白馬村の村域部分について長野県から移譲を受け、村道とするもので、村道幅員は8.5メートルから10.5メートル、延長は125.9メートルでございます。

各道路の起点終点は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定についてご

説明を申し上げます。

この条例の制定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、 通称番号法では、第9条において、個人番号の利用ができる事務の範囲について、第19条にお いて、特定個人情報の提供制限に対する例外について規定しています。

番号法第9条第2項では、自治体の執行機関が社会保障、地方税、または防災分野の事務であって条例で定めるものについて個人番号を利用することができる旨が定められるとともに、第19条第10号では、自治体の機関が条例で定めるところにより自治体内の他の機関に特定個人情報を提供することができる旨が提供制限の例外として定められており、条例への委任規定に基づいて自治体の判断により個人番号の独自利用や同一自治体内の機関外への特定個人情報の提供を行うことに必要な規定を定めるため、この条例を制定するものでございます。

第1条は趣旨で、第2条では用語について定義し、第3条は村の責務でありますが、これは番号法の規定と合わせております。

第4条では、個人番号の利用範囲について規定しており、今回の番号制度が当面、社会保障、 税及び防災の分野を中心としていることを踏まえ、地方公共団体において実施しているこれらと 類似の事務についても、同様に地方公共団体において個人番号利用することができるよう、番号 法第9条2項で規定をするその他これに類する事務について、番号法の別表第2で規定する事務 と合わせていることを条例で定めるものでございます。

第5条は委任について、附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についてご 説明申し上げます。

この条例の制定は、近年の外国人観光客の増加に伴い、迷惑行為やその行為によるトラブルも 増加傾向にあり、各地区の区長及び防犯指導員に対してアンケート調査を実施したところ、迷惑 行為の防止に関する条例の制定を要望する意見が多かったこと、また、アンケート調査や観光事 業者への聞き取り調査の結果を踏まえ、迷惑行為を防止することを趣旨とした条例を制定するものでございます。

前文は、条例の制定理念として、住民はもとより観光客の皆様からも村民憲章の精神であるすべての人々が幸せを感じて快適に過ごせる村づくりを目指すために、守るべきルールを条例で制定することを宣明しております。

第1章は総則で、第1条が目的、第2条が基本理念、第3条では用語の定義で、第4条から第7条までは村、村民等、土地所有者等及び事業者などの責務を規定しております。

第2章は禁止行為等についてで、第8条から第15条まで、空き缶等の投棄等、深夜の花火、路上スキー、歩行中の喫煙及び飲酒、飼い犬等のふんの放置、酒類の提供、自動車等の放置や空き家等の適正管理をそれぞれについて行動内容を規定しております。

第3章は、第16条、第17条で、啓発活動と自発的な村民活動の促進について規定しております。

第4章は補足で、第18条、第19条として、禁止行為に違反した者に対して指導または勧告、 命令ができる旨を規定しております。

施行期日は公布の日から施行することとし、本条例制定に向けて関連をしておりました白馬村をきれいにする条例は、本条例の施行と同時に廃止するものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第11番、篠﨑久美子議員。

第11番(篠崎久美子君) 11番、篠崎久美子でございます。

議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定について質疑をさせていただきます。

今回のこの条例に関しましては、罰則の規定が盛り込まれておりませんが、その理由とこの条例の実効性の担保についてどのようにお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) ただいまの篠﨑議員の罰則の規定が盛り込まれていないという部分と条例の実効性の担保につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず、罰則規定につきましては賛否両論がありますことから、役場内部でも十分協議をさせていただきました。また村長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、地区懇談会や白馬村に在住の外国人の方との懇談会の中でも、この辺につきまして意見をいただいております。

まず、村の考え方といたしましては、マナーやルールを守らせるために、いわゆる刑罰や行政 罰で縛ったとしても根本的な解決にはならないのではないかという考えがまずございます。この 条例につきましては、マナーに反した行為を取り締まったり、罰金や過料を科したりすることが 目的ということではございません。本来は、村民や本村を来訪するお客様一人一人がモラル向上 としてマナーを遵守し、快適な白馬村を目指すというものでなければなりません。

しかしながら、残念なことに、迷惑行為によって不快な思いをする方や不安を抱かせるといった事象があるということは、否定ができないという部分でございます。そのため、この条例の運用についてはモラルやマナーの向上につながり、白馬村の住環境のルールの定着化を図っていきたいという考えがございます。

ちなみに、この条例の制定に際しまして、先進的な北海道倶知安町に私ども視察に伺わせていただきました。倶知安町では昨年、罰則規定を設けない6つの禁止事項を盛り込んだ倶知安町ニセコひらふ地区における治安維持のための重点施策実施要綱というものを制定いたしまして、ひらふローカルルールという内容で外国人に周知を図り、それにより効果があり、迷惑行為が減ったということも視察の折に民間の方からも伺っております。

白馬村でそれが適用になるかどうかという部分は、また少しモニタリング等の必要があろうか とは思いますが、この辺につきましては、先進地の中からも少し検討させていただいたというと ころであります。

次に、条例の実効性の担保というところの答弁になりますが、この条例につきましては、その 実効性を担保するための措置として、行政指導と行政命令について規定をしてございます。公表 や罰則などの権力によって強制をする規制的手法、または協定や経済的インセンティブ、活動の 認証表彰制度といった誘導的手法についての規定はございません。その理由につきましては前段 での答弁をさせていただいた内容ということでございます。

以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 篠﨑議員、質疑はありますか。11番、篠﨑久美子議員。

第11番(篠崎久美子君) ただいまご答弁いただきました中に、住民からのアンケートの結果を 踏まえてというお話がございましたけれども、それではお伺いしたいと思いますが、これらの住 民からの意見集約、アンケートの結果は、それでは条例の中におきましては具体的にどの部分、 あるいはどういう形でこう反映されているのかということをお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) ただいまの具体的なアンケートをどこら辺に盛り込んだのかという点で ございますが、条例の第2章が禁止行為というものがあります。第2章の中の禁止行為、この辺 の禁止行為というのがアンケートの中から出された内容でございます。それぞれ条立てをしてお りますので、個々の禁止行為の内容はご説明をいたしませんが、この禁止行為等について反映を したということでございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 篠﨑議員、質疑はありますか。はい、篠﨑久美子議員。

第11番(篠崎久美子君) それでは、条例の周知がやはり必要ということですが、この冬季シーズンを目前に控えておりまして、住民はもとより観光客の皆様にもこういうことを知っていただかなければならない、それが急がれるわけですが、この周知の徹底の方法についてはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 周知の方法につきましては、庁内の関係各課にまたがることから、これにつきましては各課において、まずもとなりますのは、昨年1つローカルルールを作った英語版のものがありますので、それを参考に、今回の禁止事項、条例が可決になった場合というものを見込みながら、刷り物等の準備等の作業を進めさせていただいているところであります。

実際に事業者に対しての周知等につきましては、所管課に割り振らせていただいておりますので、その所管課になろうかと思います。ただ、観光事業者とか実際に、この禁止行為によって事業に影響のある方につきましては、直接伺うという必要が出てまいりますので、そこら辺につきましても、庁内の中でそれぞれの担当課を割り振らせていただき、周知に図ってまいりたいというところでございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第76号 白馬村病害虫防除基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止 について

議長(北澤禎二郎君) 日程第9 議案第76号 白馬村病害虫防除基金の設置・管理及び処分に 関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山農政課長。

農政課長(横山秋一君) 議案第76号 白馬村病害虫防除基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止について説明申し上げます。

この病害虫防除基金は、基金残高が現在36万円余りと少額であり、かつ長年にわたり少額で推移しております。さきの決算審査の折にも基金としての機能並びに存在意義に疑問が示されたところであり、庁内で検討した結果、基金の必要性はないという結論に至りました。そこで今回、基金条例を廃止する条例を提出するものです。

以上で説明を終了いたします。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林税務課参事。

税務課長(平林 豊君) 議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

まず、第1条は、平成27年度税制改正において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しがされ、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項について、各地域の実情等に応じて条例で定めるよう地方税法が改正されました。

この改正に伴い、第8条、徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納付の方法、第9条、徴収猶予の申請手続、第11条、職権による換価の猶予手続、第12条、申請による換価の猶予申請手続などの規定を追加するものであります。

6ページ、第2条は、白馬村税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第13号の一部 改正で、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成27年総務省令第85号が平成27年 9月30日に公布されたことに伴い、所要の改正と、附則は字句の修正であります。

この条例の第1条は平成28年4月1日から、第2条は公布の日から施行するものであります。 説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につき ましてご説明をいたします。

最終ページの新旧対照表をお願いいたします。

第25条は、国民健康保険税の減免申請における必要な手続をうたったものでございます。今回、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、新たに個人番号を申請書への記載項目に加えることとし、改正後条例の第1号としたものでございます。

附則におきまして、平成28年1月1日を施行日としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第12 議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,945万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億9,722万2,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をごらんください。

11款、分担金及び負担金の社会福祉費負担金は、在宅福祉事業負担金として27万6,000円の増額。13款、国庫支出金の主なものは、1項1目児童手当負担金として122万円の増額、2項2目社会福祉費補助金は地域介護・福祉空間整備事業として2棟補助申請をしておりましたが、1棟の交付決定となったため3,300万円の減額、6項5目小学校費補助金は公立学校施設整備補助金として639万6,000円の増額。

8ページ、14款県支出金の主なものは、1項2目児童手当負担金として30万5,000円の増額、2項2目児童福祉費補助金は、国の制度改正に伴う組み替えによる減額及び多子世帯保育料減免事業費補助金として155万4,000円の増額。4目農林業施設災害復旧補助金として87万5,000円の増額。

9ページ、15款財産収入の2項1目土地売払収入は、赤線の払い下げなどにより76万2,000円の増額。

10ページ、20款1項村債の7目教育債では、小学校体育館つり天井改修事業の増により全 国防災事業債960万円と緊急防災・減災事業債220万円の増額、8目災害復旧事業債では主 なものとして、農地農林施設災害復旧事業債は2,390万円の減額、公共土木施設災害復旧事業債として1,360万円の増額。

11ページ、83目衛生債では、一般廃棄物処理事業債として1,550万円の増額、これは 広域ごみ処理建設費の負担金を当初北アルプス広域連合で借り入れ、その償還金を負担金で歳出 する予定でおりましたが、協議した結果、他市村と同様に当村分は当村で借り入れ、負担金を支 払うということになりましたので、今回補正を行うものでございます。

以上が特定財源で、10ページに戻りますが、一般財源としては、17款1項1目財政調整基金繰入金として1億6,728万7,000円の増額、19款4項1目過年度災害等廃棄物処理事業費補助金3,300万円を計上しております。

12ページ、歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業332万1,000円の増額の主なものは、臨時職員の増員による 社会保険料の増などによるものです。6目コミュニティ推進事業の300万円の増額は、災害関連補助金の申請件数の増によるものです。

13ページ、ふるさと納税事業の3,385万円の増額は主なものとして、ふるさと納税の寄付金の増加に伴うお礼の品代やふるさと納税者の管理システム導入などであります。2項2目賦 課徴収事業の394万6,000円の増額は、土地の課税誤りによるものであります。

14ページ、7項1目スポーツ総務事業255万2,000円の増額は、サマーシーズン時の大会の増加に伴うものであります。

15ページ、3款1項4目社会福祉施設事業3,346万4,000円の減額は、国庫補助金の減額に伴い、地域支え合いセンターの建設を2棟から1棟に変更したことによるものであります。

16ページ、2項2目子育で支援事業の273万円の増額は、多子世帯保育料減免補助や児童 手当の支給対象者の増などによるものです。

飛んで18ページ、4款2項1目塵芥処理事業の1,732万5,000円の増額は、先ほど 歳入の村債、一般廃棄物処理事業債でご説明させていただいたとおりです。

5款1項2目農業総務費の311万8,000円の増額は、農地や農業施設などの災害復旧の対応による職員手当の増によるものです。

20ページ、7款2項2目道路維持補修事業の900万円の増額は、地震により被災した村道施設の軽微な修繕工事や、昨年冬期間において村道の穴によりタイヤが破損したことによる損害賠償が多発したことを受け、この冬期間の村道の穴埋めなどの補修費を計上しております。4項3目公共下水道事業の251万7,000円の増額は、消費税及び地方消費税が確定し、見込みより増額となったため、その不足分を公共下水道事業会計へ繰り出すものでございます。

21ページ、9款1項2目学校環境整備事業の1,870万円の増額は、北小学校体育館のつ

り天井の改修工事が建築資材の高騰などにより入札が不落になったことを受け、設計を見直ししたことによる増であります。

23ページ、3項2目中学校教育振興事業の123万3,000円の増額は、来年度使用する教科書の改定に伴い、教師用の指導書の購入費用などによるものであります。

24ページ、10款1項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業(単独)の763万円の増額は、新たに被災した農地や農業施設が発見されたことによる増。過年発生農地農業用施設災害復旧事業(補助)の2,660万円の増額は、災害復旧工事に伴う実施設計の委託料や消耗品、コピー使用料及び災害復旧の対応による臨時職員の賃金の増によるものです。

25ページ、2項1目過年発生公共土木施設災害復旧事業(単独)の1,364万3,000円の増額は、新たに被災箇所が発見されたことによる増、過年発生公共土木施設災害復旧事業(補助)の5,991万7,000円の増額は、建築資材などの高騰や増高によるものでございます。

26ページ、3項1目社会福祉施設災害復旧事業162万円は、ふれあいセンターの外壁のひび割れなどの補修による増、文化財災害復旧事業の250万円の増額は、三日市場の神明社災害復旧工事に係る補助金の増であります。

11款公債費元金の22万7,000円の増は、利率の見直しによる増、利子の250万円の減額は利子の利率の変更と新規発行債の利率の減、一時借入金利子の70万9,000円の増額は現在10億円を一時借り入れしている利子ということでございます。

4ページにお戻りいただきまして、地方債の追加及び変更は第2表の地方債補正のとおりでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第13 議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井 洋君) 議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ6億7,711万円とするものでございます。 内容でございますが、歳入につきましては、区域外流入の負担金として110万円、受益者負担金28万5,000円、災害復旧債として170万円、一般会計からの繰入金251万7,000円でございます。

歳出の主なものでございますが、確定申告に伴い消費税の納付予定分で475万3,000円、 災害復旧費として172万8,000円増額しました。システム委託の関係につきましては、見 直しにより88万4,000円を減額した結果でございます。

以上、合わせまして560万2,000円の増額となりました。 説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第81号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第14 議案第81号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井 洋君) 議案第81号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算(第 2号)について説明申し上げます。

収益的支出の関係でございますが、130万7,000円を追加し、3億64万6,000円 といたします。浄水費関係におきまして、職員の給与手当が54万7,000円の増額です。配 水給水関係におきまして、災害に伴う水道台帳補正箇所が増えたことにより40万円の増額でご ざいます。総係関係につきまして、やはり手当、賃金等36万円の増額でございます。

続きまして、資本的支出の関係でございますが、資本的支出につきましては130万7,000円を減額し、1億1,558万7,000円といたします。配水設備工事費におきまして、給与手当関係152万7,000円の減額でございます。災害復旧関係でございますが、工事請負費として22万円を増額させていただきました。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第73号から議案第81号までは、お手元に配付いたしました平成27年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞ

れ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第81号までは、常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月10日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日12月10日午前10時から本会議を 行うことに決定いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時13分

平成27年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成27年12月10日(木)午前10時開議

(第2日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成27年第4回白馬村議会定例会(第2日目)

- 1. 日 時 平成27年12月10日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	加	藤	亮 輔	第 7 番	横	田	孝 穂
第	2	番	津	滝	俊 幸	第 8 番	太	田	修
第	3	番	松	本	喜美人	第 9 番	田	中	榮 一
第	4	番	伊	藤	まゆみ	第10番	太	谷	正 治
第	5	番	太	田	正 治	第11番	篠	﨑	久美子
第	6	番	太	田	伸 子	第12番	北	澤	禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村	長	下	Ш	正	剛川	副	柞	十	長	太	田	文	敏
教 育	長	横	Ш	宗	幸	総	務	課	長	吉	田	久	夫
税 務 課	長	平	林		豊	観	光	課	長	篠	崎	孔	_
教育課長兼スポーツ	課長	松	澤	忠	明	会計	管理	者・筆	室長	窪	田	高	枝
上下水道課	長	酒	井		洋	農	政	課	長	横	Щ	秋	_
健康福祉課	長	太	田	洋	_	建	設	課	長	Щ	岸	茂	幸
住 民 課	長	矢	口	俊	樹	総務調	果長補佐	上兼総務	孫長	田	中	克	俊

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

総務課長補佐兼地域高校対策係長 松澤孝行

- 7. 本日の日程
 - 1)一般質問

1. 開議宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成27年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長(北澤禎二郎君) 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番(津滝俊幸君) 2番津滝俊幸です。

今回、一般質問の一番最初ということで、よろしくお願いしたいと思います。

神城断層地震から早いもので1年が過ぎました。昨年の今ごろは、雪がたくさん降って、住民 が途方に暮れるというようなところでございましたけれども、おかげさまをもちまして、たくさ んの義援金やお見舞い、ボランティアの皆さんのご協力によりさまざまな支援活動をいただきま して、現在に至っております。集中的に被害を受けました地区の住民の代表として、改めて皆様 に御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、昨日ですが、公営住宅の建設の概要がきょうの新聞でもそれぞれ報道されておりますが、発表になりまして、私どもの堀之内、三日市場地区に建設がされるというようなことで、これにつきましても、非常に感謝をしているところでございます。また、さきに地鎮祭が行われ、既に棟上げも行われておりますが、旧堀之内公民館の後施設になります高齢者福祉空間施設、こちらのほうの建設もおかげさまで順調に進んでおりまして、我々住民にとりましては、非常に大きな励みになっていくかというところでございます。

それから、もう一つ、村長の昨日の冒頭のご挨拶にもありましたが、過去に、私の一般質問の

中で職員の人事評価制度について何回かご提案を申し上げたところ、来年の4月より導入をしていただけるというようなコメントをいただきました。一般職員のスキルアップはもとより、上級職員のリーダーシップや庁内組織力の向上につながります。ひいては、白馬村の住民サービスにつながっていくかというふうに思いますので、それぞれ職員の皆様は、なれるまで試行錯誤、いろいろ大変なことはあるかと思いますが、今後の運用に大きな期待を寄せるところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、4項目ほど挙げてありますが、そのうちの1つ、観光地経営計画についてでございます。 総額1,400万円余りの予算をつけ、約2年間にわたり、多くの村民や観光事業者と協議し ながら策定された同計画ですが、パブリックコメントがこの11月をもって終了しました。この 計画の村民への周知とその実行、また、その計画の実施に向けての予算づけ、さらには、計画そ のものの実効性についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 津滝議員からは、4点について通告されております。順次答弁をさせていた だきます。

まず初めに、観光地経営計画についてであります。

観光地経営計画は、平成26年10月に白馬村観光地経営計画策定の作業をキックオフし、本年10月まで、5回の策定委員会と7回のワーキンググループを開催をする中で策定作業を進め、10月末に計画の骨子案を取りまとめました。

この骨子案では、「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート・Hakuba」という目標像を定め、これを実現するための4つの基本方針と10の戦略を体系的に提示をしています。あわせて、これらの計画内容を推進、管理するための体制と仕組みについて言及しています。

11月には、この骨子案に関するパブリックコメントの募集を実施したところであります。来年1月に開催を予定している第6回策定委員会では、皆様から寄せられた意見を踏まえて加筆修正した計画案を審議をし、計画の成案とする予算となっており、計画の策定作業がいよいよ仕上げの時期に差しかかっております。

この計画の根本的な考え方には、観光という資産や視点で地域の魅力を磨き上げ、生活の場と して地域を活性化し、地域に高い誇りを持って来訪者を迎えようという考え方があります。これ は、観光立国の基本理念である「住んでよし、訪れてよし」に通じるものがあり、これを実現す るためには、行政や観光事業者、観光関連団体のみならず、住民一人一人が重要な担い手となっ て計画を実行していくことが不可欠であります。

以上のような考え方から、まずは、計画の内容を広く住民に周知することが必要であると考え

ますので、その方策として、計画策定と同時に概要版を作成し、各戸配布にとどまらず、これを 用いて説明会や意見交換の場を設けるなどして、周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、計画に関する予算づけと実効性についてでありますが、計画に示された4つの戦略的 重点プロジェクトの実現に向けては、必要な予算を重点的に配分していくつもりでおります。実 効性を確保するため、計画を管理する観光地経営会議、プロジェクトを推進するチームといった、 計画で示された推進体制は、来年度中に体制を整え、やるべきこととその方法を示すことで、計 画から実行へ途切れなく移行できるよう、推し進めてまいりたいと考えております。

以上で1点目の質問の答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) ありがとうございました。

まず、この観光地経営計画を策定するに当たって、その前段に観光振興計画というのがあったかと思います。これはインバウンドに係る行政計画ということで策定されていて、平成18年から、目標年度が28年、来年ということになっているわけです。それで、そのものを1年前倒しという形で、今回の観光地経営計画があると認識しています。まずは、その前段の目標年度に合わせて、観光振興計画の目標の達成度やそのときに出てきた課題というものがあったかと思うんですが、それをこの観光地経営計画のほうへ反映されているかどうかというところをお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 平成18年に策定をしました観光振興計画でございますけれども、この計画の一番の根本にありますのは、いわゆる、国のほうで進めるインバウンドに関連をした事業に照らし合わせながらこの計画をつくったというのが、その背景にございます。そういったことからしますと、この10年間の中で、その根本にありますインバウンドというところを主体にしました計画の部分については、形としては、かなり実質的に伸びているというところから、その計画の成果についてあらわれてくるのかなというふうに思っております。ただ、インバウンドのみにとどまっているわけではありませんので、細部にわたっては、まだまだ計画の実行の部分には及ばなかったというところも、当然担当課としては認識をしております。

答弁は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 平成28年度を目標年度にした観光振興計画の中に幾つか、確かに、今課長がおっしゃるとおり、インバウンドにフォーカスしているだけではなくて、ほかのところもあるということは、当然この中に書かれているんですが、特に、振興の施策の方針、いわゆる、こういうところが目標ということになっているものがあるんです。

1番は、外国人向けのイベントの開催、それから、長期滞在や外国人観光客に対応した泊食分

離のための交通アクセスの整備やツアーの造成、この辺はある程度できているのかと。ただ、ツアーの造成に関してはどうなのかというところです。それから、ガイドブックの作成、案内機能の充実、情報発信の充実により内外の観光客の利用向上ということが挙げられています。確かにガイドブックはできているかもしれないけれども、ほかのところはどうなのかと。それから、家庭的雰囲気の伝統を活かしつつ、外国人向けの接遇向上を図る。これも、私が見ている限りでは、実際にどうなのかなと。やっている部分もあるのかもしれません。それから、空き店舗の活用による外観の整備、起業家の募集。起業家の募集については、さきに商工会が主体となって新しいことを始めるというような形には、いろいろアプローチをかけているということがあります。それから、もう一つは、古民家の再生、それから、外国人客の交流の広場や地元食での飲食の提供ということが挙げられているかと思うんです。

やはり、今ここに挙がっているものができたのかどうなのかということをしっかりと精査していただいて、それで、最終的には、次期観光計画になるか、今回の経営計画にしていただくというところなんですが、その辺のところについてはどういうお考えであるのかということを再度お伺いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 議員おっしゃりますように、確かに、一つの計画に対しての精査というところは、極めて重要かと思っております。実態と照らし合わせながら、今回の経営計画につなぎ合わせてきたというふうに、私どもは課題としては整理をさせていただきました。これらの計画に対して、1項目ずつ検討を加えたという形ではありませんけれども、総合的に、今足りない部分については、この経営計画にも引き続き継続をしながら盛り込んでくるというような形でつなぎ合わさせていただいたというふうに進めてまいりました。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 実は、この中に、外国人に限ってということなんですけれども、目標の数字が書かれていますよね。2015年度に来訪者数を延べ泊で10万泊、外国人パンフレットの言語数を5カ国語、古民家再生が、保存するのが4軒という数字が出ているんですけれども、課長は今具体的な数字を持っているかどうかわからないのですけれども、前回もせっかくお金をかけてやられていて、ここに目標数値を挙げているわけですから、ここについてはどうだったのか、できなかった理由は何なのかということは、多分出たのではないかなというふうに思うんですけれども、そこはしっかりと政策の中に反映すべきだと思います。

それで、この観光地経営計画の中の政策の目的である観光地経営という視点、今策定中で、パブリックコメントも終わったようでございますけれども、改めて、この視点というのをしっかりと御説明いただければというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 経営の視点というお尋ねでございますけれども、今までの計画の中でも、 先ほどもご質問があったように、一つずつの計画はつくったはいいけれども、それをどういう形 で実行し、何ができなかったのか、その背景は何なのかというようなところをしっかり検証して いく仕組みは必要なんだろうということは、かねがね指摘をされたところでございます。

こういった背景の中から、やるべきことを整理をし、それに向かって、持続可能な観光地であり続けるためには、その計画を絶えずチェックをしながら、また新たなものを検討し、見直していくという必要性があるということが、一つの行政の中での経営の手法としては必要なんだろうと。今回は、そこをかなり意識をしたところに、経営という概念を入れさせていただいたということでございます。

また、行政のみならず、観光地を成り立たせるためには、いわゆる事業者、住民の人たちも経営者としてそこに参画をするというところの意識もかなりしておりますので、村を挙げての計画をみんなで実行する、これが地域経営という概念の根幹にあるという認識で、今回の計画をつくらせていただきました。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) そうすると、そういう視点で観光地を、村もそうですが、事業者自身はもちろん経営をしているわけですので、いわゆる会社とか旅館とかそういう意味の経営という意味ですが、そうではなくて、この地域全体をマネジメントしていくという意味合いのことだというふうに思います。

ただ、ここで一番問題になっていくのが、全体計画として、今回これだけ厚いものになるわけです。ホームページ上に載っています。それで、これの概要版をつくって、それぞれの村民にも理解していただくということになっているんですが、やはり、推進していくというところが一番、誰がリーダーシップをとって、誰が引っ張っていくかというところだと思うんです。もちろん、日々の経営というか、要するに、家族経営もそうだし、会社経営もそうだし、みんなそうだと思うんですけれども、日々、みんな自分の家のことは何らかの形でしっかりと資本を動かしていくということをしていることだと思うんです。全体をマネジメントしていくというのは、誰がやる予定でおられるのですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 主体となるのは行政のほうで、その辺のところを担っていくというところがとても重要かと思っております。今回は、この推進体制の一つの仕組みとして、(仮称)経営者会議というものを設けるという考え方がございます。したがって、単なる行政だけでの計画にとどまるということではありませんので、この経営者会議の中に、それぞれのお立場の人、あるいは、この計画に携わった人からメンバーをよりすぐり、その中で議論をしていく体制を整えて、計画の実効性を高めていくという仕組みを来年度は構築をするというふうに進めてまいりた

いと思っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) そうすると、行政側もしっかりとリーダーシップを担って、みんなを牽引していくということだそうでございます。ぜひ、そういう立場で、指導的役割で、また、中身をしっかり吟味しながら対応していただくということでお願いしたいと思います。

それで、手法として、PDCAに基づき計画の立案と事業評価を観光地、先ほど課長も言っていましたが、経営会議、それからプロジェクトの推進チームというのを設けて行うということになっているわけです。この中に、実は、白馬村としては、観光局という観光を一手に担っている外郭団体があるわけですけれども、この役割というのはどういう位置づけになるんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 今回の観光地経営計画の中でも、構想編と計画編と大きく2つの条立てでつくってあるんですが、この計画編の中に、やるべきプロジェクトに対して具体的な事業について整理をし、それを担うべき役割は、どういうところが担っていくのかというふうに表として整理をさせていただきました。この中で、村と観光事業者・団体というようなところの位置づけの中に観光局というところが位置づけされてくるだろうというふうに思っております。

具体的には、特に、今観光局そのものについては、事業者で構成をする団体というところに行政の力も加わっておりますので、民のところのトータル的なコントロールというところは、観光局の担うべき役割は非常に強いだろうというふうに思っております。むしろ、そういったところの実効性を高めることが、観光局としての役割の一番大事なところだというふうに認識をしております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 観光局は、そういう民のほうのところということになっているわけですけれども、非常にいろいろな問題を、行政側のほうでも多分どういうところが課題なのかということもご承知かと思いますので、あえてこの場所でどうのこうのという話はしませんが、やはり、役割をしっかり決めながら今回の計画というのはでき上がっていると思いますので、観光局の位置づけというのは、より具体性の高いところに、しっかりあるべきだというふうに思っています。ですので、今の民の受け皿というところだけではなくて、もう少ししっかりとした役割をきちんと決めていただくことが大事かというふうに思います。

ちょっと視点を変えまして、次は、この中に指標と目標数値の設定という項目があります。構 想の中に入っているわけですけれども、実は、ここのところに関する指標というのが、まだ数字 が載っかっていません。ここはどのようにしていくのかというところ。設定を多分するんだと思 うんですけれども、何を根拠にやるのかというところも含めてご答弁をいただければと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 構想編の中で、議員おっしゃるように、目標数値の設定、指標という項目の中でうたわせていただいておりますけれども、今回の計画を進める上で、本来であれば、この計画の中にしかるべき根拠となる数値を示し、それに対する目標というのを定めるというのが計画のあり方だというふうに認識はしておりますけれども、検討するときに、今行政側で持っている根拠となる数値が極めて弱いというところが指摘をされております。加えて、今回は、経営指標という形になりますと、よく言われております、及ぼす経済の波及になる効果測定というところがポイントになろうかと思いますので、消費額一つにしても、その数値をしっかり調べ上げていくことが重要であるというふうに策定委員会の中でもうたっております。

したがいまして、まず、きちんとした今の実態を捉えるというところから来年度は取り組みをしていきたいというふうに思っております。構想の中でも言っておりますのは、いわゆる消費額という部分で言いますと、どれだけの人が訪れ、どれだけの人が消費をしているのかという消費総額をまず求めたいということ。それから、お客様に対する地域の満足度についての調査をしていきたいということ。また、雇用の関係につきましても、雇用の率、あるいは従業者数であったりというようなところも、今後の指標としては極めて重要かというふうに思っておりますので、こういったところが、今後の経営の視点の中でも指標として定めるべきであるというふうにうたわれております。これらをどういう形でどういうふうに進めるかということを、より具体的に来期の中で整理をさせていただきたいというふうに思っております。それをもとに、しかるべき目標数値を設定をしていくというふうに捉えております。

以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) やはり、数字が入らないと経営指標には当然ならないと思いますので、実質的には観光地経営会議というところでしっかりとプライオリティー、優先順位をつけながら、 さらに数字をそこに入れていくということの会議が持たれるということのようでございます。

先ほど、村長の答弁の中に財源の話もありましたけれども、重点プロジェクトを中心に予算づけをしていくということになっていまして、重点プロジェクトが全部で4つありまして、内容からすると、相当お金がかかるのではないかと推察するわけですけれども、その財源をどういうふうに確保していくか。例えば、プロジェクト2の中には、中核となるスキー場は八方地区であるということをうたっています。今ここでマスタープランがほぼでき上がっているようでございますけれども、ここを中心に順次いろいろなものを展開していきたいというようなことが書いてあります。具体的には、これからいろいろな内容を考えるんだと思うんですけれども、どういう財源を考えているのか。一般財源でやっていくのか、何か交付金的なものがあるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 今回の計画の中では、やるべきことをまず整理して、計画に挙げさせていただいたと。ただ、この計画の中でもうたっておりますのは、それを実行するための財源というところも、やはりきちんと見定めなければ実行には至らないということもうたってあります。 今の段階で、どういう財源をどういうふうに確保するかというところの具体策までは、この計画には盛り込まれていないというのが現状でございます。

もちろん、いろいろ質問の中にも出てこようかと思いますけれども、新たな財源とすれば、村としての独自の税財源を求めるという考え方も一つあるかもしれませんし、また、新たに国等からの補助制度を活用するというような中での財源を求めるというやり方もあるかもしれませんし、民の力をかりるというところの財源も、また出てくるかというふうに思います。これらがどういう仕組みで、どういうものがあるかというところも整理をしながら、それに見合うところをできるだけ一般財源を使わずに持ってくるというところが肝要かと思いますので、これらのところも整理をしつつ、来年の中でプロジェクトをどういうふうに実行するか、財源も含めた中での検討段階に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) やはり、財源は、いわゆる実効性を伴うものというのは、お金がちゃんと 担保されているかどうかということだと思うんです。夢だけ語るんだったら、幾らでも大きな夢 は語れるわけですから。特に、この中にインフラの整備等ということが書かれているわけです。 何を指してインフラの整備ということになるのかわからないですけれども、観光地経営計画の中 で言っている意味です。なので、財源というのは、やはりこれからしっかり考えていかなければ いけないのかなというふうに思います。

この項目の最後の質問にするんですけれども、これをやる前に宿泊の実態調査というのを行っていて、最後の経営課題のところに関して、いわゆる宿泊関係の皆さんに調査をしたものなんですけれども、圧倒的に多いのが、スタッフがいなくて仕事ができないとか、細々と年金にあわせてやっていきたいとか、子どもたちにどう引き継ぐのかというようなこと。体力的にきつくなってきている。経営の中に高齢化というところがしっかりと出てきていることなのかなというふうに思います。

聞くところによると、ことしのシーズンも、各スキー場、それからスキースクール等では、スタッフ不足が深刻な問題になっていると。人材派遣の会社等々にお願いしても、かなり高額な形で派遣をされているというような話を聞いています。やはり、経営というところでいって、スキー場にお客さんが来ればそれでいいということではなくて、やはり、村にいかにお金を落とすかというところが大事かと思うんですが、いわゆる継承者とか人手不足とか、そういうところに対して、この経営計画の中でどういう形で対応していくのかが、今一番喫緊の課題ではないかと思

っています。

似たような産業で、実は、農業は、私もやっていますけれども、やはり、恒常的に、構造的に 人手不足です。やっている人間は高齢者しかいません。でも、やはり、何か仕掛け、仕組みをつ くっていけば、受け皿になるところがありさえすれば、農地を守っていくことは可能なのかと。 今、国を挙げてこういうことをやっているわけですけれども、その辺のところについてのご答弁 がもしあれば、よろしくお願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) この計画の中でも、しっかりと雇用対策という側面からはうたってはございません。ただ、観光地としてお客様の利用者数をふやす、あるいはそれによって雇用の場が持たれる、こういう循環の中で、結果として雇用対策を図っていきたいという背景でこの計画をつくっております。この計画では、観光という視点の中での結果として雇用対策につなげるというふうに持ってきておりますので、これらの計画の部分の、今のお話で言いますと、むしろ、観光地経営計画の視点からも大事であるし、総合戦略という計画の中でも極めて重要な位置づけになるし、あるいは、第5次総合計画の中でも位置づけながら、トータル的な雇用対策というところでの課題解決が必要だろうというふうに認識をしております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) やはり、全体のフレームの中では、課長が今おっしゃるとおり、しっかりと考えていかなければいけないことだというふうに思います。要するに、働き手が集まらないところに観光客なんか絶対来ないわけですよね。やはり、そういうこともしっかりと、一番の根底にある話ですから、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、2項目めの質問事項に移りたいというふうに思います。

友好姉妹提携についてでございます。

さきの観光地経営計画とも若干関連がありますが、インバウンド事業が定着し、多くの外国人 観光客が来村する中で、中でも、とりわけオーストラリアからのお客様が一番多いと聞いていま す。また、ある資料によりますと、日本での観光消費額は中国人に次いで、第2位がオーストラ リアということのようです。そこで、白馬と友好のきずなや親善の関係を深めるため、より強固 なものにするという意味で、オーストラリアの州や町、地域等々と友好姉妹提携を結んではどう かと思いますが、その考えはあるか、よろしくお願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2点目の友好姉妹提携についてということで、答弁をさせていただきます。 オーストラリアと白馬の友好のきずなや親善の関係を深めるために、オーストラリアの州や町、 または地域と友好姉妹提携を結んではどうかと思うが、その考えはあるかという質問であります。 今、白馬村と外国と友好関係を結んでいるのは、オーストラリアのレッヒとドイツのオーバー ヴィゼンタールであります。オーストリアのレッヒは、観光関係者を中心として交流をしておりますが、ドイツのオーバーヴィゼンタールとは、不定期ですが、関係される方々が訪れているところであります。

さて、本村へオーストラリアからのお客様が冬にたくさんやってきます。そのにぎわいは、かなりのものがあります。また、土地・家屋の所有者も多く、実際に住んでいる方も多くおります。このこともあって、オーストラリアの大使館や領事の方でも白馬村には非常に関心を持っていて、2015年春には、オーストラリア大使館が主催をする桜を見る会、観桜会に招かれ、オーストラリア大使館に関係のある各界の有名な方々の中にまじって交流をさせていただきました。私はほかに公務があって出席できませんでしたが、副村長が代理で出席をいたしました。

また、この夏には、オーストラリアの総領事が本村を訪れて滞在し、村長室で会談をいたしました。その席上、総領事は、これだけ関係の深いオーストラリアと白馬村だから、姉妹都市などの関係をオーストラリアの町などと築いてつながりを持ったらどうかなどという話も出ました。その後も、オーストラリア大使館の関係者と白馬村民との間では姉妹都市の話は続けられ、オーストラリア大使館とその関係者から、姉妹都市の話が持ち上がっています。これは、白馬村のすばらしい自然とオーストラリアの雄大さは、必ずやすばらしい関係が築かれるだろうということです。特に、高校生同士の交流や交換留学など、期待されるところが大きいのではないかと思っておりますし、さらに、将来的には、インターナショナルスクールの関係も大いに意義があるのではないかと思いますし、これによって若い方や子どもたちに夢を持たせることは、とても大切だと思っております。

しかし、最初から姉妹都市というのも、受け入れ体制や送り出す側の体制づくりも大きな負担となるという思いから、友好関係から始めるのがいいのではないかというふうに思っております。 今後は、オーストラリアの都市と友好関係を検討するために、関係機関と調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、友好姉妹提携についての答弁は以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) ありがとうございました。

行政サイドのほうでは前向きに検討し、姉妹ということではなくて、友好関係を結ぶというような形かというふうに思います。私もネットで調べてみましたら、日本の中で姉妹提携を結んでいるのは、オーストラリアの関係ですけれども、103あるそうでございます。県では6県ということだそうです。長野県の中には、実は、オーストラリアのほうと提携を結んでいるところはないようです。たまたまなんですが、こういうような形で白馬にたくさんのお客さんがお見えになられるので、ぜひ、前向きに検討してほしいというふうに思います。

それから、白馬バレーで、マウンテンコレクティブという枠組みの中で世界のスキー場11と

提携をしていて、その中にオーストラリアのスキー場があります。スレドボという、オーストラリアではナンバーワンのスキー場のようでございますけれども、それ以外にも、ウィスラーとかブラッコム、アスペンとか、非常に名だたるスキー場とも提携しています。私は、さっき都市というような言い方をしていますけれども、都市でなくても、そういう組織体での交流もあるのかなというふうに思っています。

それから、村長の答弁の中にも学生をという話があったかと思うんですけれども、そういう交流もあるのかなというふうに思います。

白馬村は、世界水準を目指す山岳リゾートいうことで進めているわけでございますので、ぜひ、 そういうところで姉妹提携に向けて前向きにご検討をいただければというふうに思います。再質 問はありません。

村長(下川正剛君) 議長。

議長(北澤禎二郎君)はい、村長。

村長(下川正剛君) 1点先ほどの答弁の中で訂正させていただきますが、オーストラリアのレッヒと言ったようでありますけれども、オーストリアのレッヒでありますので訂正させていただきます。

第2番(津滝俊幸君) 次の項目に移りたいと思います。

それでは、3項目めになりますが、村民への税外負担についてでございます。

改めて、ここで税外負担という言葉の意味なんですが、いわゆる住民税とか固定資産税以外の 徴収されるものというふうにご解釈いただければと思いますが、白馬村交通安全協会やスキー選 手育成会の会費ですとか、こういったものというのは、各区を通して村民から徴収しているわけ です。こういったものが税外負担というような形になっているわけですが、区加入者からの徴収 だけで、非常に不公平感があるのではないかというふうに思います。区への未加入者からの徴収 は、現在、またはこれから先、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 3点目の質問であります。村民への税外負担について答弁をさせていただきます。

議員の質問のとおり、交通安全協会やスキー選手育成会などの会費につきましては、地区役員を通じ、地区住民の皆様からご負担をいただいているケースが大部分であると思われます。会費をいただいている団体は、それぞれが、それぞれの目的で、白馬村、ひいては白馬村民のために活動をしている自主団体であり、それぞれの団体が、その活動のために、村民の皆様からの会費などのご負担をいただいているところであります。

一方で、少子・高齢化による地区住民の減少や地区未加入者の増加により、現在の徴収の方法 によりますと地区加入者のみに対して負担が集中してしまう状況となっていることは、議員ご指 摘のとおりかと考えております。このことにつきましては、過日の地区役員懇談会でも問題提起された地区もありました。必要な負担であれば、全て税金で賄うべきではないかというご意見もありました。これまでもこのような声もあり、本年度から、交通災害共済につきましては、全村民を対象に、共済の掛金を公費負担とし、同じく、体育協会による各地区からの負担金も公費負担として切りかえており、村民の皆様のご負担をなくしたところであります。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの自主団体の活動費を全て税金で賄うということは、現実的には、非常に難しいと言わざるを得ません。そのため、地区未加入者含めて、いかに村民の皆様に公平にご負担をいただけるか、村としてもその方法を検討し、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

また、各団体においても、村民負担の方法について見直しを進めております。例えば、議員からご指摘があった白馬村交通安全協会の会費につきましては、協会内部でも検討を進め、これまでの各世帯が所有している車両の台数により会費額を計算するというわかりにくい方法から、各世帯の免許所有者に一律でご負担をお願いするというわかりやすい内容に改め、各地区の協会役員に、行政区の未加入者も含めて各戸に納入をお願いする方式に改めたと聞き及んでおります。まだまだやり方を変えたばかりで、効果ははっきりしていないとのことですが、村といたしましても、協会を支援し、より公平な負担が実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、白馬村スキー選手育成会は、世界で活躍できるスキー選手の育成並びに白馬村のスキー産業、観光産業を担う人材育成を目的に活動をしております。これまで、区長さんに取りまとめをお願いして、趣旨にご賛同をいただける方より各戸1,000円の賛助金をいただいております。かねてより村民の皆様よりご指摘がございましたが、不公平感の解消のために、広報紙やチラシに記事を載せて、加入促進につながるよう対応してまいりました。教育委員会としては、次年度より、白馬村スキー選手育成会の会費は、地区を通さず一般協賛金として進めてまいりたいと考えております。

このように、各種の負担金については、それがどのように活用されているのかよくわからないというのも、積極的な納入をいただけない原因の一つではないかというふうに感じております。 そのため、各団体からその活動実績について広く村民の皆様に報告し、ご理解をいただくという取り組みも必要ではないかというふうに考えており、今後各団体と協議をしながら、各広報媒体を活用した情報発信についても研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含めあと14分です。 質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 今、村長のほうからいろいろご答弁をいただいて、行政サイドのほうでも、

税外負担金については非常に不公平感があるということは、ある意味認識をしているというふうに思いました。認識をしている中で、どのような対応をしていくかというところで、それぞれ一部、規則事というんですか、そういうものを改定してきているというところで、これからさらにどうしていくかというところを、いろいろ協議をしているというふうに受けたわけでございます。先ほどのところに、実は、私はうたっていない、などというふうになっているんですが、実は、社会福祉協議会なんかも、節符が切られて各区へ回って来たりするわけですけれども、これも本来だったら公共に資するものだというふうに思っていますので、もっと広く取ってもいいのではないかというふうに思うんです。節符を切られているのは、どっちかというと、前の年に寄附をした人、協賛した人たちのところに、またお願いしますというような文書で来るわけです。ですから、やはり、やっていることは広く住民に対してのサービスをしているわけですので、村からも当然補填金とかいろいろ入ってはいるわけですが、そういうことはどういう。

今、ほかのところの話は幾つか出てきましたけれども、それ以外にも、例えば、日赤のものですとか、赤い羽根、緑の羽根とか、そういうようなものもいろいろあるかと思うんです。そういうものは全て区への負担というような形になっているわけですけれども、今、交通安全とスキー選手育成のところに関してはそういうことで話をしているようでございますが、社協とかほかのものについてはどうなんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田副村長。

副村長(太田文敏君) ただいまの再質問でございますけれども、今回の震災を機に、社会福祉協議会、それから日赤関係、そして赤い羽根共同募金というところが結構クローズアップされきてございまして、昨年ですけれども、村長と、そこら辺は考えたほうがいいのではないかというような話をした記憶があります。ですので、今議員さんがおっしゃられたもっと広くということを、前向きに検討していきたいというふうに思っています。ただ、具体策はまだ検討中ということです。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 財源が非常に厳しい中で、それでもこういった事業を進めていかなければ ならないという趣旨は十分理解しているところでございますので、ぜひ、公平感を持った徴収方 法を考えていただくということで、よろしくお願いしたいと思います。また、何かの機会にそう いったものを住民の皆さんにお知らせをしていただくとか、それから、私ども議会のほうからも、しっかりとした、こういう話になったが今どういうことになっているんだということを求めていきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問にしていきたいと思います。

4番目の質問になりますが、災害に伴う財政運営についてでございます。

災害復旧に伴う工事入札の契約がおおむね終わり、それにかかわる一般財源として、多額の財政負担も考えられます。一時借入金は一応15億円ということになっていますが、今回10億円 ぐらいまで膨らんでおるようでございますけれども、実際のキャッシュフローですね、お金のやりとりの中で日々お金は動いているわけですので、今後どのような財政運営を行っていくのかといところをお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 津滝議員の最後の質問でありますが、災害に伴う財政運営についてということで、答弁をさせていただきます。

災害に伴う財政運営につきましては、津滝議員ご質問のとおり、既に多額の立てかえ払いが生じております。今後の予定でありますが、国庫補助金や県補助金については、所管課に対して、工事請負契約書に規定する前払い金などの額も積み上げると多額となることから、その都度、請求可能な概算払い請求を含め、何とか早目に交付していただくよう県を通じて調整をしておりますし、村債についても、完了した事業から順次借り入れを行う予定としております。しかし、現状は、国庫補助金などがなかなか早期の交付というわけにはいかず、今後も立てかえ払いが続く状況であり、金融機関からの一時借入金により対応していかざるを得ない状況であります。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 村長が今言うように、ちょっと大変だというお話だと思います。それで、 膨らんだ一時借入は、交付金が入れば当然そこでもって差しかえをしていくという形になるわけ ですけれども、まず、限度額いっぱいまで行くのかどうなのかというところを少しお伺いをした いと思います。

それから、もう一つ、交付金が入ってくるめどです。いつぐらいに、どういうような形で入ってくるかというような形ですが、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) まず、最初のご質問の限度額、いわゆる最高額まで行くかどうかというところでございますが、今現在、それぞれ所管課が持っております災害復旧事業等の支払いの時期等を勘案いたしまして、一番のピークに来るのが3月1日かなということで、今のところキャッシュフローの流れを読んでおります。ちなみに、その時点での最高の借り入れ額が12億5,000万円ほどかなと。あくまでも皮算用にはなりますが、できる限り15億円の中でいければというふうに組んではおります。

そして、いつ入るのかという部分につきましては、現在所管課のほうに、先ほど村長の答弁に もありましたとおり、請求可能な概算払い請求をしてくれということは申し上げており、現在県 のほうと話をしておりますので、あくまでも見込みということにはなりますが、若干説明のほう をさせていただきたいと思います。

まず、12月9日に特別交付税、新聞にも載りましたが、白馬村では約2億1,800万円ほどの入金がありました。前年比でいきますと約1億7,000万円の増ということで、これは、やはり災害の特殊事情ということもあろうかと思いますが、村としては、かなり助かったかなというふうに思っております。その後にはなりますが、今月末に建設のほうの前払いに対する国庫のほうの請求が入ればという組み立てと、あとは、1月末になりますが、住民のほうで行っております国庫の概算払い、3月以降は、時期的に工事の完成度の関係もありますので、読めないところはありますが、一番ピークである3月1日を越えれば、それぞれの起債の関係であるとか、もともと入ってくるスケジュール的なものも含めると、何とかいけるのではないかというところで、3月1日以降というのはちょっと読めないところはありますが、見込みとしては、1日がピークというふうに考えております。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含めあと4分です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番(津滝俊幸君) 一時借入のお金は、15億円、マックスまでは借りないで済むだろうというようなお話です。それから、前倒しの交付金については順次ということなんですが、やはり、工事請負をして40%を既にお支払いをしているというところに、財政的には、白馬村にとっては非常に負担なのかなというふうに思います。既に工事が終わって、前年度のものは9割というようなことのようですし、それから、解体工事に関してもほとんど終わっているというようなことになっています。ですから、事務的な作業等々もあるかと思うんですが、前倒しで、なるべく早くいただけるように、上部団体のほうへ働きかけをしていただいたらいいかなというふうに思います。

村民は早く災害から復旧することを望んでいるわけですけれども、実際には、お金の実情というのは非常に苦しい状況にあるんだと。先ほど、新しく観光地経営計画というものもこれから策定して、新たな財源を求めながらやっていかなければいけないというところになってくると、やはり、お金の話というのは切っても切れないところになってきますので、しっかりとした財政運営を構築していただいて、新たな白馬村をしっかりとつくっていっていただけるように要望して、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) 質問はありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午前10時59分 再開 午前11時06分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番(加藤亮輔君) 1番日本共産党加藤亮輔です。

今回は、第5次総合計画、地方創生の総合戦略、観光地経営計画など、村づくりについて質問させていただきます。

1番目として、観光地経営計画の74ページ、月別観光地利用者延数を見ますと、冬と夏に集中し、春と秋は極端に減少です。計画では、10の戦略、23の施策、52の事業、4つの戦略的重点プロジェクトが設定されていますが、春と秋の誘客を増加するために、まず、どの施策から始めるのか伺います。

2番目として、村の観光施策、事業を実施する観光局と振興公社への村からの補助金、分担金 など、それぞれの総額と仕事の分担と連携などをどのように考えているか伺います。

3番目として、観光局の移転についてですけれども、村としてどのような方針を考えているか 伺います。

4番目として、村づくりの1年間の政策を数字であらわしたものが予算書です。当初予算の内容を「広報はくば」などで村民に情報発信していますが、紙面の都合上、概要しか説明できていません。もっと丁寧に、年度内に村がどのような事業、工事や業務を実施し、その事業にどれぐらい経費がかかるか、事業の具体的な内容の説明、誰でも理解できる予算書の冊子をつくり、村民に配布する必要があると考えますが、見解を伺います。

以上4点、お答えをお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 加藤議員からは、第5次総合計画、総合戦略、観光地経営計画に関連してということで、事前の通告がございました。答弁をさせていただきます。

観光地経営計画の骨子案では、地域経済の観光の競争力強化、安全化に関する課題の一つに、 大きな季節変動の平準化による観光産業の安定化・効率化が指摘されています。観光客数は、 12月から3月までのスキーシーズンと夏休みのハイシーズンである8月に集中をしており、宿 泊施設も、定員稼働率を見てもその傾向は顕著となっており、その平準化や分散化により、観光 産業の安定化・効率化を図ることが求められております。

骨子案では、この課題を解決するための基本方針として、スキー目的、プラス、グリーンシーズン周遊型から、オールシーズン、掛ける滞在型への転換を掲げ、同時に、これを実現するための戦略も示しております。質問の春と秋の誘客増加に限ったことではありませんが、まずは、骨子案で示されている4つの戦略的重点プロジェクトの具体化に向けて着手する必要があると考えます。

1つ目の戦略的プロジェクトである白馬連峰の眺望の魅力最大化プロジェクトでは、主に、山岳景観の魅力向上と、魅力的な滞在空間づくりに取り組みます。2つ目の中核となるスキー場と

宿泊拠点の再生プロジェクトでは、宿泊施設とスキー場の再活性化に取り組みます。3つ目の国際リゾートにふさわしい受け入れ環境整備プロジェクトでは、外国人を含め、誰でも安心して訪れ、滞在することができる環境整備に取り組みます。4つ目の多様化に向けたコンテンツ創出プログラムでは、季節に応じた楽しみ方や、食や温泉、歴史、文化、芸術など、滞在する価値の多様化に取り組みます。これらを確実に実行していくことで、観光産業の安定化・効率化を含めたさまざまな課題解決を目指してまいります。

次に、村の観光施策、事業を実施する観光局、振興公社への村からの補助金、分担金などのそれぞれの総額と仕事の分担と連携をどのように考えているのかでありますが、本年度の予算ベースでお答えをさせていただきますと、白馬村観光局の負担金は7,796万8,000円、白馬村振興公社に対する、観光施策を展開する負担金や補助金などはありません。村から見れば、観光局は、誘客活動の中心的な役割を果たし、地域の観光振興を牽引してもらっている組織であります。これに対して、振興公社は、グリーンスポーツ施設や夢白馬施設、山小屋施設、野外の緑地広場といった公の施設の指定管理者であり、これらの施設を経営、管理運営する組織です。これらは、それぞれの定款に記載をされた組織の目的に沿った事業となっております。

なお、連携といった点で見れば、振興公社が管理運営する施設のほとんどは観光客が利用する 施設であり、観光や農業の振興といった幅広い分野にわたりますので、今後も、観光案内や県外 での観光PR、特産品販売などの事業を、連携をしながら推し進めてまいりたいというふうに考 えております。

次に、観光局の移転についてどのような方針を考えているかでありますが、前村長が就任しているときから、観光局の場所については、たびたびほかの議員からもご質問やご意見をいただいておりますが、観光局の移転先については、道の駅が望ましいと私自身は考えております。こうしたことを踏まえて、白馬村総合戦略に道の駅の建設の中に総合観光情報の発信基地機能を備える施策を盛り込んだところであります。それまでの間は、現在の場所に事務所を置く方針で考えております。

最後に、予算の内容が誰でも理解できる予算書の冊子をつくり、村民に配布をする見解についてでありますが、現在、「ざっくりわかる白馬村の予算」、通称「ざっくりさん」は、白馬村の一般会計予算をなるべくわかりやすく、ざっくりと説明するよう、平成25年度から作成をし、ホームページで公表をしているところであります。平成28年度においては、従来どおり、主な事業に絞り、今までよりも事業内容がわかりやすい「ざっくりさん」を作成するよう努めてまいりますが、議員の求めているような冊子を作成し全戸配布までは、今のところ考えてはおりません。

加藤議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番(加藤亮輔君) 答弁ありがとうございます。

まず、春と秋の増加策の問題ですけれども、私は、なぜ観光地経営計画の180ページある中からピンポイントでその部分だけを取り出して質問したのか、その辺を説明しながら質問をしたいと思います。

皆さんのお手元に白馬村の人口移動についての資料ナンバー1を提示してあると思うんですけれども、これは、ホームページに載っている平成24年から27年11月までの白馬村の人口の移動です。これを見てもらえばわかりますように、白馬村の人口は、いつも大体2月がピークを迎えます。そして、11月が一番減少する。その差が200人ぐらいあるというのが現在です。そして、もう一つ指摘しておきたいのは、この総数から大体二百数十人引いたのが、二百数十人は外国人ですから、実際、そこから二百四、五十人引いた数が日本人の人口ということです。

それから、下のところを見ていただくと、人口移動の具体的な転入・転出がどういう感じで出ているかということを、住民課から教えていただきました。まず、この統計を見てもらえばいいんですけれども、平成24年と25年のスキーシーズンが始まる11月と12月の転入の合計が56名、転出が35名、差し引き21名増加している。同じように計算すると、25年、26年は転入者が52人、転出が42人で10名増加。それから、26、27年は転入が54名、転出が48名で、これも6名増加しています。

つまり、白馬は、どっちかといえば、夏冬に特化した観光地です。当然人材も必要で、他市村から白馬村へ転入してくると。要は、仕事があるから転入してくるということです。春になれば仕事がなくなり、また転出するということで、上の表のような感じで、11月は一番少なくて、2月が一番多いという実態だと思います。だから、1年間の総体数だけ見るのではなく、この中身を見ると、やはり、春と秋の対策をもう少ししっかりすれば、総合戦略で言う安定した雇用を生み出して、人口増加につながるというふうに考えています。だから、春と秋の観光対策をもう少し充実せよという意味合いで、この質問を組み立てたわけです。

それで質問したいのですけれども、村の来年度の予算の中で、観光対策とか、人口減少対策とか、いろいろなことを考えられますけれども、ただざっくばらんに観光対策ではなくて、そういう視点から考えると、春と秋の雇用というか、人口対策に基づく、それから、観光対策に基づく施策を組み立てるべきだと思うんですけれども、村長はこういう考えに対してどのような見解なんでしょうか。まず、お聞きします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今の加藤議員の質問でございますが、私も全く同感で、いかにグリーンシーズンにお客様を迎えるかということが、白馬の観光にとって大変重要であるというふうに考えております。先ほども答弁で申しましたけれども、冬と夏の8月にお客様が訪れて、あとは本当に少ないというような状況は、十分に認識をしているところであります。

そんな中で、このグリーンシーズンを、いかに、どういった形でお客様に来ていただくか、それには、白馬のすばらしい山岳景観を、マウンテンバイクやロードサイクリング、そういったお客様が非常にニーズが多いというような、そんな状況の中で、そういった取り組みをしてまいりたい。そしてまた、東側から西側の山岳景観を見るとき、歴史的文化も、東側のほうにはあるというような状況の中で、そういったこともこれからの観光の一つにしていけばいいのではないかというふうに考えております。特に、青鬼から始まりまして、嶺方、そして堀之内、三日市場、至るところに昔の歴史的文化があるわけであります。そんなこともこれからの観光の一つの目玉として売っていくような、そういったことも考えているところであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番(加藤亮輔君) 今の村長の答弁は、私の考えと大体一致しているというふうに考えます。

もう一つの視点を聞きたいんですけれども、春と秋の観光政策を活性化させるためには、農業の問題が切っても切れないと思います。それで、白馬の山岳景観は、世界に通用する景色だと思います。春の新緑と水田に投影された残雪の山並み、それから、秋の黄金色に輝く里と紅葉の山々、白馬が非常に輝く、魅力的な季節だと思います。

しかし、この景観を守るには、水田、畑が管理、維持されなければ半減します。TPPの大筋合意がされたわけですけれども、共産党としては、非常に反対しているわけです。このことについては横へ置きまして、そういう中で、11月28日の農業新聞に2015年の農林業センサスの記事が掲載されていました。その中に、農業就業人口は209万人で、5年前の調査より51万6,000人減少したと。また、減少率は2割に上がった。原因としては、高齢者の離農が加速していることと、若者の就業人口も伸び悩んでいるということが記事に載っていました。

白馬村も同じような状況ではないのかと思います。そこで、白馬村を調べたら、2010年の農業就業人口435人、そのうち339人が65歳以上で、高齢化率77.9%、それから、去年の村の認定農業者と言われる担い手の状況は、組織経営者が4社、個人経営17人です。村の農地面積552~クタール、担い手さんがやっている面積が360~クタールで、192~クタールの面積が、高齢者が中心になり、家族で耕作している農地です。それ以外に、既に耕作放棄地が6%ぐらいあると聞いています。今後、高齢者がやめたり、農機具が壊れてできなくなったり、耕作放棄地の拡大が懸念される。担い手さんにしても、集積が済んだ平地を受ける、それから、事業増加できる範囲内でやるというような感じで進むと思うんです。

今、国、それから村の中で、圃場整備が話し合われていますわね。今、深空、瑞穂地区、それからまぐろ道の地域、それから、川北の新田地域で農家の負担金なしの事業が行われています。 また、行われるような話を進めています。この負担金なしの事業は、これからもずっと続くのか、 それとも、一定の期限だけなのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。 議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長(横山秋一君) 春秋の観光の重要性から、農業の視点からというご質問でありますが、 恐らく、うちの農業再生協議会でつくった水田農業ビジョンをもとにご指摘いただいているかと 思いますが、前段の中で、認定農業者でありますが、今年度に入りましても、30代ぐらいの方 が2名ほど申請準備をしているというような状況もありまして、そこら辺は明るい兆しかなと思 っております。

肝腎の、ご質問の圃場整備云々でありますが、これは、おととしぐらいですか、農業競争力強化基盤整備事業というメニューができたということで、まだ圃場整備をしていない地域に投げかけをしていたというような経過があります。これは、やり方です。要は、担い手農家、認定農業者にどれだけ集積できるかによって、農家の負担、農地所有者の負担がゼロになるかどうかというものであります。そういった中でやっているわけでありますが、農業政策については、国の政策が99%支配しているといっても過言ではございません。ということで、農業競争力基盤整備事業というのがどこまで続くかというのは、私どもは把握はしておりません。ただ、先ほど津滝議員もおっしゃいましたが、今集積を進めるような施策はどんどん予算化されているという実態からすると、ここ数年は継続するだろうというような認識でおります。

ですので、これがある限りは、担い手への集積を高めながら、農家や所有者への負担はなるだけ求めないということを前提にしております。それを前提に、先日も、深空、八方口、瑞穂地区の農家の方、所有者の方にはアンケートをとらせていただきました。それが崩れれば、全部前提が崩れるということになりますので、新規減になるのかなというふうに認識をしております。 圃 場整備に対するご答弁は以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番(加藤亮輔君) 今の答弁を聞きますと、当面は負担金なしで続けていくだろうと。こういう圃場整備をしていく場合は、いろいろな人がいて、やはり、なかなか話がまとまり切れない。 地域に50人、60人、それから、場所によっては、その地域以外の人もそこの土地を買ったりして、なかなか話がまとまらないというのが実態だと思うんです。でも、ここをクリアしておかな、やはり、先ほど言ったような景観が守れないということと、それから農業そのものも疲弊していくということですから、圃場整備の考えを持っている地域に対しては、指導、援助というんですか、その辺を積極的に進めてほしいと思います。

それから、もう一つは、圃場整備から外れた地域、先ほども言いましたけれども、担い手さんも、やはり、集積された、効率の上がる、やりやすい農地を受けるというのが、それは仕方がないことだと思うんです。そういう外れた地域をどう管理運営、それから守っていくかということなんですけど。

これは12月4日の中日新聞に載っていたんですけれども、静岡の島田市では、耕作放棄地を

30ヘクタール解消したと。何をやったかというところが、市民農園とか、親子農園、体験農園、それから、代替品目の作付などを行って、放棄地を解消したと書いてありました。詳しい内容の調査はまだしてないですけれども、白馬村でも、ざっと考えても、この辺はちょっと難しいだろうというところの農地については、農政課か農業委員会か、そういうところで一定の把握をして、村民、都会から移り住んできた住民の中で、水田をやりたい、畑をやりたいという希望者を聞きます。それからまた、都会の方で、農地を自分でやってみたいということで、特に、別荘族と言われるような人なんかは、こちらへ来たときにやって、また向こうへ帰るというような方で、そういうところでもあっせん、農作物の指導ができるようなことをちょっと研究すべきではないかと思うんです。

また、それをやるには、一番の問題は、自分自身でも考えたんですけれども、やはり、今は手で全部やるということは無理だから、農機具のレンタルのことも含めて研究していかな、耕作放棄地がこれからふえる可能性がありますから、ぜひとも研究してほしいんですけれども、その辺、研究するような考えはあるかないか、答弁をお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長(横山秋一君) 耕作放棄地を未然にという対策に対するご質問かと思います。

まず、前段の圃場整備に関するご意見の中で、さまざまな意見があるだろうというご指摘をいただきました。ちょっと余談になりますが、この秋に深空、八方口等の地域の農地所有者にアンケートをとったところ、130名ほどと広目にとりましたけれども、今のところ回収率が75%、そのうち1割から2割は、必要ないとか、反対であるというご意見も頂戴しています。今、県に問い合わせしますと、何しろ所有者100%の同意がなければ、圃場整備事業というのは導入がなかなか難しいという実態を聞かされておりますので、この意見集約は非常に大変だなというのは、今は状況報告でありますが、そんなような状況であります。

私も先日ネットで放棄地対策の優良事例みたいなものを調べますと、やはり、島田市というのが出てまいりました。島田市自体は、お茶のところなんですが、急傾斜地が多くて農業離れが多いということで、農業委員会が主体となって、遊休農地を担い手さんへ紹介したりという、そこを第一に行っていると。それに補足して、市民農園等を開設したりするというような状況だというふうに書いてありました。

白馬村の場合でありますが、そうは言いましても、七、八年前は、神城の圃場整備のど真ん中に耕作放棄地がありました。そういった状況の中から、そういったものを解消する動きというのが出てきて、今、神城の圃場整備の中は、耕作放棄地はない状況になっていると。そういった取り組みを各地区の農家の方が行っているという実態もあることを、まずご承知いただきたいと思っております。

そういった意味で、新たな取り組みとして、市民農園的なやり方等は研究していく価値は十分

あるかと、そういうふうに認識しております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番(加藤亮輔君) 今の答弁でも、やはり、観光と農業は車の両輪で、白馬村にはなくてはならない施策だと思います。農政課のほうも農業の重要性のために、圃場整備事業の合意形成をつくるのは大変だと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それから、次に、こういうような春秋の重要性の中で、自分なりに4つぐらい提案したいと思います。

先ほど村長も言っていました。食のこと、それから文化的なことも含めてなんですけれども、 1つは、今ヨーロッパなどで人気があって、日本でもその兆しがあるサイクルロードの整備、拡 充を1つの柱にしてはどうかということ。

それから、2つ目としては、都会にない地域の食材を使う観点から、春の山菜、それから、秋のキノコ、これを、具体的に言えば、さのさかスキー場とか岩岳スキー場の山を使って栽培する。 そこをトレッキングをしながら摘み取って、料理して現地で食べる、そういう体験をする。それで、一定の軌道に乗れば、そういうものを道の駅で販売していくということ。

それから、3点目としては、観光事業の下支えをする村の文化と歴史の観点からですが、今の資料の裏をめくっていただければ、2ページ目、そこにもちょっと記載しましたけれども、昨年、大宮城跡を重機で破壊して、事件が起こりました。その後、山城がクローズアップされて、現地見学会を1回行ったわけですけれども、去年地震があったということで、ことしはやっていませんけれども、このような感じのもの。立の間の浅間山とか、青鬼の城峯とか、塩島城址とか、一夜山とか、ここに書いてあるだけでも21の山城があります。こういうものは白馬の歴史もわかりますし、それから、歴史マニアにとっても非常に魅力的な対象物です。これらの掘り起こしを始めて、将来的に観光資源としても大いに結びつけられないかということ。

それから、4点目として、昨年神城断層地震が起こり、塩島に大きな断層跡が残っています。 議員で野島断層の文化施設を見てきましたけれども、あれほどのものはつくらなくてもいいんで すけれども、これらを保存する考えはないか。

以上、4点お聞きしたい。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 今の4点の提案は多岐にわたりますので、まず、私のほうから答えられる部分について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、ご提案のあったサイクリング関係で、インフラの整備で、ロードの整備ということでございます。

今回、経営計画の中でも、自転車というところの項目にふれておりまして、こういったところ

の整備というところも、項目には挙げてございます。村長のほうでも、まず、自転車のあたりは 力を入れていきたい項目であるというふうに言っておりますので、この辺のところについては、 より具体的な実行段階での計画を進めていきたいというふうに思っております。加えまして、ロードになりますと村内だけで完結するようなお話ではありませんので、もう少し広域的な、幅を 持たせた取り組みが必要であるということから、こういった分野におきましては、村、それから 近隣の市町村連携事業の中で、どういうふうに進めるべきかというところで議論をしてまいりた いというふうに思います。

また、春秋の食の魅力を生かしていこうということでの、スキー場の活用であったりというようなお話との連携かと思います。例えば、地区懇談会でも、蕨平地区、あるいは嶺方地区からも、課題として、スキー場が閉鎖をして、何とか活用の策がないかというようなお話も昨今出たところでございますけれども、まさに、そういったところの活用というのも、また一つの方策としてはありかなというふうに思っております。これも、行政だけでできるという話ではないし、地域おこしというような観点からも、こういったところが、地域の皆様との協力の中でどういった形で実現可能かというようなところも模索していく必要もあると思っておりますし、これらの食材が直接地消につながっていくということも、観光にとっては重要な位置づけだろうというふうに思っております。

3点目の歴史文化という観点もございますが、これも、経営計画の中のプロジェクトの中にも、魅力の創出の中には、そういった資源をさらに掘り起こし、生かすということが重要であるというふうにうたっておりますので、加藤議員からは山城の関係について資料をご提示いただきましたけれども、山城を含めた資源の見直し、活用というところも、これは行政サイドもそうでありますし、むしろ、事業者ベースのプログラムの開発というところにつなげていければいいなというふうに思っております。

神城断層の関係についての保存については、観光の中の答弁という形ではあれですけれども、 新たにそういったところを、しっかり白馬の状況を見せていく、観光目的というよりも、そういった地震のあったところをいろいろな方々から足を運んでいただくということも、また地域の振興にもつながる分野にもなってくるだろうということでありますので、今ある部分の保存というよりも、あるものを生かしながら、見ていただけるよう、ご案内するようなことの仕組みはつくっていければというふうに思っております。

観光サイドからの答弁は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 太田副村長。

副村長(太田文敏君) 関連してでございますけれども、特に、スキー場等を利用したキノコ等の 例を挙げていただいてご質問があった件なんですが、ほかの自治体で、そういったキノコを栽培 して観光農園にして、さらに道の駅等で販売をしたところを視察に行ったというような自治体が あって、その情報を得てはいるところでありますが、もう数年前のことですが、一つの方策では ないかというふうに思っています。

スキー場に関しては、植物園とか、ユリ園とかいったところで、かなり大きな効果を上げているところがございます。そういった関連ということで、特に、食材ということでもありますので、非常に有効なところではないかというふうに思っています。それについては、スキー場の跡地でソバを栽培して、実際にそばをお客様に提供したというところもあるわけなんですが、採算性等の関係で今は行っていないところではあるんですが、そういったところもあわせて再度検討していく、また、そこに商品価値を見出すというところも必要かと思います。先ほど観光課長が申しましたように、行政だけでいくわけでもございませんし、民間だけでもいきませんし、そこを観光局を絡めてどのようにというところが、これからのところだというふうに思っております。

それから、山城に関しては、三島先生あたりがかなり細かい研究が発表されておりまして、ご存じの方はたくさんいらっしゃるかというふうに思っていますが、それも、中世、近世の山城ということで、観光資源としてかなり有力なものであるというふうには認識しておりますけれども、今のところ、その山地の所有権の関係とか、各地域の関係とか、いろいろ調整しなければいけないことがあります。有効な資源であることは観光局のほうでも認識してはいるところでもありますので、これからどのように練っていくかが問題かというふうに思っております。

それから、地震関係のことにつきましては、議会の皆様方も視察に行かれて、立派な施設をごらんになったということは聞いておりますけれども、こういった震災の記憶を風化させることのないという観点からの保存については、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 続きまして、松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長(松澤忠明君) 議員のご質問の中にありました4番目の地震の関係でございますけれども、平成28年度にあの土地を何とか取得していきたいというふうに考えております。これにつきましては、地権者のご理解を得る中で進めてまいるわけでありますけれども、いずれにしましても、国内外の状況を見てみますと、地元の指定、その次には県の指定、そして国の指定を得てから、お金をいただく中で見ていただける施設を建設していくという形になりますので、時間はかかると思います。ですが、風化させないと先ほど副村長からも話がありましたけれども、そのためにも必要と考えておりますので、前向きに進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番(加藤亮輔君) 提案については、前向きな取り組みを行うというようなことでしたので、 次の質問をさせていただきます。

3つ目のところで、観光局と振興公社のことを聞きました。それで、観光局は、一般社団法人

で、村の観光振興策の企画、宣伝を行って、振興公社は、一般財団法人で、村の指定管理者として、山小屋、道の駅、グリーンスポーツの森の管理などをやっています。観光局の代表理事は副村長で、振興公社の代表理事は村長ということです。

似通った組織、局とか、観光施設、運営施設が全国でありますけれども、ニセコを例に取り上げますと、ニセコは、平成15年に村と町民が50%ずつの株で、合計2,000万円の出資で株式会社にしたと。事業としては、1億2,840万円の総売り上げ、その中で、物販が34%で旅行事業が45%、村の委託事業が12%。それから、JRの駅を担当しているものですから、そこの委託で2%、それから、村からの持ち出しと言われるような感じのものが7%ぐらいなんです。

それから、飯山市の観光局の場合は、平成22年に観光局というものができて、そこの事業内容は、飲食、物販、宿泊が60%、それから、旅行業が15%、イベントなどの自主事業が3%、会費の収入が2%で市からの補助は20%というような状態です。

白馬村の場合を見ますと、事業収入が9%なんです。それから、村からの負担金が66%、会費での収入が24%というふうになっています。白馬村の観光局の場合、11年の歴史があるんですけれども、こういう状態をいつまでも続けるのかどうかということです。要は、観光局については、企画、事業内容をやってもらって、その事業内容について、事業収入についてはそう問題視しないと、振興公社の施設を使って事業収益を得ると、そういうお考えなのか。それとも、観光局も事業収益を上げるような感じにしていきたいというふうに考えているのか、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 局の事業収益と振興公社の関係でございますけれども、観光局自体も、 局ができる段階から、事業収益の比率を高めながら村の負担金を減らしていくというのが、そも そものスタートであったというふうな経過がございます。ただ、結果とすれば、現在の数値は、 今議員が申し上げたとおりの内容であると。

現在、観光局の大きな課題としましては、会費の減額、あるいはそれに伴う事業収益をどう持ってくるかというのも、この組織検討の中でも課せられている課題ということで捉えております。振興公社との関係がどうかというところは別にしましても、事業収益をさらに高めていくということは、運営面でも大事でありますし、さらに、例えば、旅行業という部分で、この旅行業の収益を上げることが地域にもたらす効果にもつながってくるというところも大事な位置づけであろうということでございますので、そういったところについては、観光局としても、さらに工夫なり努力が必要であるというふうに認識をしております。

私のほうからの答弁は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 太田副村長。

副村長(太田文敏君) 観光局の事業収入等に関して、どのような考えをお持ちかということですが、今観光課長のほうでも若干申し上げましたけれども、例えば、今のところ、観光プロモーションをしても、それに見合うといいますか、それに起因する手数料等を取っているわけではございませんし、それから、いろいろな商品価値を見出すための開発を行っても、それに対する対価をいただいているわけでもございません。

ただ、過去、そういった観光に関する商品開発を行って、いわゆる手数料等を初めとする事業収入を得ていたときがあるわけでございます。今回の改革検討委員会の中でもそういったことが俎上に上がったわけですけれども、いわゆる商品化に対して、いろいろな意味でのお客様に白馬村においでいただいて、宿泊施設を初めとする観光施設にご紹介申し上げて、その対価としてお金を頂戴するといったような、そういった事業収入を得るための方策をどのようにするかということで、現在鋭意検討しているところであります。過去、そういった例があったわけでありまして、観光局も、そこら辺は、いわゆる鬼門のところではないかというふうに認識してはおります。現在そのところで検討中ということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと9分です。質問はありませんか。加藤議員。
- 第1番(加藤亮輔君) やはり、村、それから観光局、振興公社、ここ三者でもう少し緊密に連携をとりながら、そういう施設も生かしながら、誘客を活性化していってもらいたいと思います。 次ですけれども、観光局の移転のことを伺いました。それで、道の駅が望ましいというような感じでお答えがありましたけれども、実際問題、道の駅ができるには、どう考えても四、五年かかるだろうということが考えられます。総務関係が今の場所にいるのは何も不自由はしないんですけれども、お客さんと対話する案内、それから、お客さんと対話して企画などを考える、営業する、そういうものは、今の場所では絶対不十分だと思います。

そこで提案なんですけれども、白馬駅に、白馬村の建築物としては非常に価値のある建物が、 今空き家であります。あそこへ観光局を移転すると。それで、村長が考える道の駅ができる。そ のときはまた考えればいいんですけれども、当面、村長の考える道の駅ができるまでそこへ移動 するという考えはないかどうか。ここにつくるということは、やはり、駅への流れ、それから、 文化的な価値観も上がりますし、あの建物に対しての観光客の興味は非常に大きいものですから、 そういうところへ移転するような考えはないかお伺いします。

議長(北澤禎二郎君) 太田副村長。

副村長(太田文敏君) ただいまの再質問でございますけれども、観光局の案内業務はサテライト 方式でもよろしいかというふうに思っておりますので、今おっしゃられた件、多少、駐車場等々 の問題はあろうかと思いますけれども、前向きに検討していきたいというふうに思っております。 以上です。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。
- **第1番(加藤亮輔君)** 最後ですけれども、4番目のところです。わかりやすい予算説明書の問題です。

この予算書がなぜ必要かというところの認識が、ちょっと薄いかなと思います。予算そのものは、今後1年間どんな仕事をしていくか、村についての事業内容を、村民にお金の使い道をきちんと示すわけですけれども、村民はそれが理解ができない。それは、説明責任を果たしたということにはならないと思うんです。「ざっくりさん」で、去年のやつだと51事業について簡単な説明が載っていますけれども、部分的なものを載せてもだめなんだね。やはり、全体、全てが載っていなければ、住民はそれぞれ、高齢者は高齢者の関心事、子育ては子育ての関心事、全然別なんですから、村の50億円やったら50億円の予算がどう使われるかというところをきちんと透明的に示すということが非常に重要だと思いますけれども、再度ご答弁をお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 先ほど答弁をしたとおりでありますが、加藤議員からも、先日ある町の取り組みを、こういう形でしているというような冊子を2冊いただいて、説明を受けさせていただいているわけでございます。非常にわかりやすい冊子で、改めて、よくここまでやっているなということが正直な気持ちであります。

村といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり、「ざっくりさん」というような冊子で それぞれ対応していただいているわけでございますが、さらに詳しく説明が入るような、そんな 取り組みをしてまいりたいと思っております。まだ、加藤議員のこういったことまでは今のとこ ろ考えておりませんけれども、村民にわかりやすいような、そういった資料をつくってまいりた いというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問はありませんか。加藤議員。
- 第1番(加藤亮輔君) 村長にお示ししました資料は、小布施の資料です。一番最初にわかりやすい予算書をつくったのは、北海道のニセコ町です。ここは平成7年につくられて、もう20年になります。それから、小布施のほうは、たしか平成17年からつくり始めていると思います。お金の問題が少しあるんですけれども、その冊子の中にも、このものをつくるのにお金がどれだけかかったかということで記載されています。ニセコの場合は100万円、それから、小布施の場合は、村長にお渡ししました平成26年のときは130万円、現在は100万円です。

白馬村でこういうものをつくるとどれだけの負担かということなんですけれども、大体同じような総額がかかるかと思います。白馬村の3,850世帯で4,000部印刷した場合、1世帯250円、9,000人の人口で考えれば、1人111円なんです。その予算で村民に村の予算がしっかりわかると。それで、道路の舗装一つとっても、地図で、どこどこの舗装工事をことし

やるというようなことがきちんと載って、村民にも非常にわかりやすいものができ上がりますから、ぜひとも検討して、そういう中途半端な、載っているところと載っていないところがあるような、そういうものではなくて、全てが載っているものをぜひともつくっていただきたい、十分庁内で検討していただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

議長(北澤禎二郎君) 時間が終了しましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分 再開 午後 1時00分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番(田中榮一君) 9番田中榮一です。

今回は4つの質問をいたします。

白馬村青少年育成について、それから、白馬村地域防災計画について、それから、特定健診について、それから、平成28年度国体冬季スキー競技会についてであります。

初めに、白馬村青少年育成についてであります。

長野県阿部知事は、淫行処罰規定を盛った条例制定是非について、基本的な方針を取りまとめた上で、2月の定例会までに判断をする方針を示しました。白馬村は、7月、白馬村教育大綱を制定しており、その中で「青少年育成を取り巻く状況の厳しさを踏まえ、白馬村青少年健全育成村民会議と連携し、青少年健全育成に関する諸事業の推進、良好な環境を図る」とうたっています。

次のことについてお伺いをいたします。

初めに、1として、県が制定しようとしているこの性問題の条例制定について、村長の考えを 伺います。

2つ目として、10月開催された白馬村青少年村民大会における記念講演は、関連する内容で あったかと思いますが、村民参加が少なく残念でありました。同じ講演を再度企画したらどうか と思いますが、教育長にお伺いをいたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 田中議員につきましては、4問通告されております。順次答弁をさせていただきます。

まず初めに、白馬村青少年育成についてでありますが、議員ご指摘のとおり、本年7月に、法 改正に基づき、村と教育委員会が白馬村の教育の方向を示す教育大綱の制定をいたしました。そ の中で、青少年健全育成村民会議と連携し、教育の方向を示す諸事業の推進、良好な環境を図る というところでございます。

長野県の青少年健全育成の取り組みは、これまで、他の都道府県のような包括的な規制を行うという、いわゆる青少年保護育成条例によらず、地域ぐるみの県民運動として取り組んでまいりました。また、昨年の11月に子どもを性被害から守るための県の取り組みを取りまとめ、この取り組みに基づき、性被害を未然に防止するための教育や、被害を受けてしまった子どもを救済するための被害者支援県民運動の再活性化についても、順次取り組んできているところであります。

一方、子どもを性被害から守る限定的な条例の制定については、さまざまな意見があり、条例の制定という一歩踏み込んだ取り組みを行うには、県民の方々の幅広い合意形成が必要であるため、慎重に検討する取り組みとして整理をされているところであります。子どもたちの性被害の実情や性の現状をさらに把握するとともに、条例が必要かどうかの具体的な判断材料として、条例化すればこのような形になるという規定を県民の皆様にお示しをした上で、議論を進めることが望ましいとのことであります。

この建設的な議論の材料とするため、条例のモデルを立法技術的に作成するため、法律の専門家で構成した子どもを性被害から守るための条例のモデルの検討会を2月に設置をし、以後6回の検討会で検討の上、この9月に条例のモデル報告が作成をされております。この条例のモデルは、子どもの性被害防止に特化し、予防、被害者支援を目的とし、それぞれの規定の必要性も踏まえており、また、淫行またはみだらな性行為という表現は使用せず、行為の手段を明文化するなど、十分な検討がされたものと思われます。現在、長野県では、この条例のモデルについて広く県民の意見を聞くために、青少年育成県民会議の人たち、子どもの支援に携わる人たち、若い世代を含めた一般県民の人たちとの意見交換を実施をし、総合的に判断するということで示されており、この条例のモデルについては、12月18日の広域連合の会議の中で説明が予定をされています。

いずれにいたしましても、長野県の判断を注視してまいりたいと思うところであり、白馬村としても、必要な事項があれば決めてまいりたいというふうに考えております。

1問目の質問については、以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 引き続き、答弁を求めます。横川教育長。

教育長(横川宗幸君) 田中議員2つ目の、白馬村青少年育成村民大会の記念講演を再度企画した らどうかについてお答えをいたします。

白馬村では、青少年健全育成の事務局を教育課社会教育係で行っているところであります。先 ほど村長から教育大綱の答弁をいたしましたが、青少年健全育成については、青少年育成村民会 議と連携し、事業を進めることとしているところであります。白馬村の青少年育成村民会議は、 議会、民生児童委員、PTAなど、村内の各種団体の長等がメンバーとなり、年間の事業計画を立て、活動を行ってきております。

これまで、村民会議の目的は、青少年の非行防止を中心とした活動が主でありました。しかし、近年はインターネットによるトラブルも多く発生しております。白馬村も例外ではない状況であり、昨年から、村PTA連合会と教育委員会で各家庭でのインターネット利用の決まりをつくってもらうよう取り組んできたところでありますが、PTAや教育委員会だけでなく、社会全体も理解をいただきたいことから、青少年育成村民会議で計画し、村民大会の宣言や記念講演についても、インターネットトラブル関係を中心に行ったところであります。今回の講演をいただいたセーフティーネット総合研究所は、県内のインターネットトラブル関係の相談対応も多く扱っており、長野県の青少年育成県民会議のインターネットトラブルの相談窓口ともなっており、大変詳しいお話をいただいたところであります。また、インターネットの利用関係は、毎年各学校でもPTA講演会などの中で取り扱っていただいているところであります。

この問題は、今後も引き続き取り扱っていかなければならないところでありますので、青少年 育成村民会議の理事会や学校とも相談しながら講演の実施に向けて検討してまいりたいと考えて おりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、田中議員への答弁といたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 私はなぜこの質問をしたかということなんですけれども、今の答弁でいろいる語っていただいた中に入っているんですけれども、村民大会の講演が非常によかったと、本当に、今まさにタイムリーな講演内容だったというように私も思いました。だけど、ちょっと参加者が少なかったので、もう一度、あのようなすばらしい講演をしてほしくて、この質問をしようと思ったわけであります。

原稿を考えている中で、地方紙なんですけれども、先ほどのような、阿部知事の淫行条例のところのインタビューが目にとまりまして、それで、この1のような質問をすることになったわけであります。阿部知事は、「インターネットや携帯電話の普及など社会情勢の変化で子どもたちが危険にさらされていて、実際に、性被害に苦しみ、悩み、心が傷ついている子どもたちが存在する。何が必要か一から検討する必要がある」と地方紙のインタビューに答えているのであります。知事自体が問題を提起し、議論を深めてほしいという呼びかけであろうと思いましたし、このことは、やはり私たちの身近な問題でもあろうかということで、白馬村自体としても考えてほしいと、そういう意味合いにおいてこの質問をしたわけであります。

それでは、村長のほうにお伺いしますけれども、長野県は、47都道府県で、唯一青少年保護 育成条例がないということを村長はご存じでしたでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) マスコミで、そのことは盛んに取り上げられております。そんな中で、新聞等々の報道によりますと、今まで長野県はそういうことに対して横へ押してきた、取り組んでこなかった、先送りをしてきたということが、今現在、こういう形になっているという理解をしております。

その中で、淫行条例は非常に問題もあるようであります。きのうも、新聞等々を見ますと、阿部知事は、10代から30代の若い方を対象に懇談をしたようであります。そんな中で、いろいろな意見があるようであります。余り厳しくいたしますと、恣意的な操作により冤罪を生むのではないか、こんな問題も提起をされております。そんな中で、阿部知事も非常に慎重に対応しているというふうに思っております。

そんな中で、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、県の動向を注視しながら、村としても対応してまいりたいと考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) ぜひ取り組んでほしいというふうに思います。ことし4月から教育法というものが改正されているわけでありますけれども、その中で、総合教育会議ということで、教育委員会の会議に村長ご自身も参加するわけでありますので、そのときにも、きちんと教育委員の皆さんと話し合う中で、取り組んでいただきたいというふうに思います。

今度は、教育長のほうにお伺いをいたします。

村民大会の資料でありますけれども、このセーフティーネットの講座は、先ほど私も申しましたように、非常にいい、内容の濃い講演だったと思います。もう一度聞きますけれども、これは 県の育成会議からの指導があったということでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育長。

教育長(横川宗幸君) お答えさせていただきます。

この講演については、県の指導があって実施したというものではございません。特に、インターネットトラブル関係は、白馬村でも、平成25年度、26年度、それぞれ小学校から高校まで、アンケート等もとる中で、いろいろな問題があるというような、そんな状況を白馬村でも把握している状況でございました。そんな中で、先ほども答弁で申し上げましたとおり、PTAと教育委員会だけではなかなか難しい問題だというようなことで、村全体で取り組んでいくには、村民会議のほうにお話をしながら全体で盛り上げていく、そういうことから今回の講演会に結びついた。そんな形でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) この講座の内容でありますけれども、講師の先生がすごくすばらしい先生 でありましたけれども、この講演というものを、村の職員の中でも、セーフティーネット、情報 に非常に詳しい職員もいるかと思います。もし課が違ったとしても、このぐらいの説明でしたら

僕ができるというような、そういう職員も中には何人かいるのではないかと思いますけれども、 ぜひ、課を超えて、そういう知識をお持ちの職員がいたら、こういう講座というのを頻繁に開い てほしいというような気がしております。

もう一度教育長のほうに伺いますけれども、今まで、児童の下校時に広報で「お守りください」というような無線を流していたんですけれども、最近聞こえなくなったのですけれども、それはどうしてでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育長。

教育長(横川宗幸君) お答えをさせていただきます。

今まで、児童・生徒の下校時に地域の見守りの同報無線の放送をお流しをしていたところでございますが、本年、特に、熊等の出没も減り、また不審者情報も大変減ってきたというような、そんなことから、少し様子見をしているところでございます。また、いろいろそういうような情報等が入ってまいりましたら無線を通じて流してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 私は、非常にいいことをしているなというようにずっと思っていたわけであります。毎日ではなくてもよろしいかと思いますけれども、この町を地域で見守っているというところは、いろいろ犯罪の抑止にもつながっていくのではないかというふうに思いますので、ぜひ、取り組みというものをよろしくお願いしたいというふうに思います。

これで終わりますけれども、性を語るということは、命を語るというようなことも言われております。これは、先日亡くなられた学校の養護教諭をやっていた女の先生なんですけれども、性教育について一生懸命やられた方が亡くなられたというので、新聞にも載っておりましたけれども、繰り返すようですけれども、性を語るということは生きるという、命を語るということにつながっていくと思いますので、そういう面からもよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、白馬村地域防災計画についてであります。

1として、28年度に新たな地域防災計画を策定の予定と聞きますけれども、現在までの準備状況について伺います。

2として、策定に当たり、コンサルタント会社に助言を求めるのかをお伺いいたします。

3として、策定メンバーはどのような方を想定しているのかをお伺いいたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2点目の白馬村地域防災計画についてであります。

ご質問のとおり、本村の地域防災計画につきましては、平成28年度中に見直しを行う考えで

おります。しかしながら、現計画は、これまでの議会答弁でも申し上げているとおり、災害対策 基本法の改正や、気象業務法の改正による特別警戒の新設、長野県の地域防災計画との整合性を 図るなど、大きな規模の改正が必要となってまいります。さらに、避難所につきましても、本年 長野県より土砂災害防止法に基づく地すべり警戒区域の指定がされたことで、地すべりの危険が ある区域の見直しが必要であると考えております。また、見直しに当たりましては、これら制度 的なことだけではなく、10月に実施をいたしました地区役員懇談会や婦人団体の懇談、そして、 先日開催いたしました復興祈念行事などにおいて、発災初期の行動など貴重なご提言を多数いた だいておりますので、今回の震災の教訓や検証とともに、白馬村の特性を加味した内容の見直し が重要であると認識をしております。

以上のことから、計画の策定に当たりましては、地域の実情把握を初め、国や県の動向などを 十分に研究するなど、相当の事務量になることが想定されますことから、コンサルタント会社の 支援が必要であると考えております。したがいまして、地域の声が尊重されるような仕組みも検 討しつつ、コンサルタント会社への業務委託によって、計画の見直し作業を進めてまいりたいと いうふうに考えております。

最後に、地域防災会議の作成メンバーにつきましては、災害対策基本法の規定によりまして定めておりますので、白馬村防災会議条例第3条に基づき委員を委嘱してまいる予定でございますので、ご理解をお願いをいたします。

以上であります。

- **議長(北澤禎二郎君)** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。
- **第9番(田中榮一君)** 今、白馬村防災会議条例という言葉が出てきたわけであります。この3条の中でもってやっていくということなんですけれども、この防災会議というのは、毎年1回開かれるものではないかなと思っていたんですけれども、その点はどうだったんでしょうか。
- 議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。
- **総務課長(吉田久夫君)** ただいまの再質問の防災会議の開催の頻度でございますが、県は毎年開催されていると思いますが、村の防災会議につきましては、これまでの経過から申しますと、防災計画の修正があるときという時点で会議を開催しておりますが、内容が軽微な場合には、書面表決をもって省略をしているようなケースもありますので、毎年ではなく、必要の都度ということで開催している状況でございます。

以上です。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。
- **第9番(田中榮一君)** 例えば、東日本の震災があったようなところ、それから、原発の事故があったんですけれども、そういうところで、国のほうから、このところを修正するとか、加えてほしいというか、そういう国からの要請というか、そういうものはあったんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 個々の災害によって内容が出ているというのは、全部は把握はし切れておりませんけれども、過去においては、平成7年の阪神・淡路大震災、直近でいけば東日本大震災、それにおいて、どの部分を改正しろというのは国から流れてくる部分がございますが、現在、白馬村の防災計画につきましては、一度、東日本大震災を受けて、県のほうの協議には上がっていたんですが、なかなか県のほうでの基準を満たしていないということで、留保されたままということであります。今回、白馬村が神城断層地震の被害を受けたこと、それと、第3次長野県地震被害想定というものもことし発表されておりますので、全てを28年度に向けて作業のほうに入っていくということで考えております。ですので、国からの指導も出てくるケースもございますし、それぞれの自治体での防災計画で反映するものがあれば、その都度反映していくということで考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) わかりました。これから策定作業に入っていくというわけでありますけれ ども、ちょっと細かいところをお聞きいたします。

今回神城断層地震が発生したわけでありますけれども、特に、被災者等の生活再建等の支援というところなんですけれども、この中で、いろいろ被災地の方々から要望事項があったわけですけれども、このところは計画に乗っているので、ここはちょっと無理ですとか、ここは大丈夫ですというところが、非常に悩まれたところがあるかと思うんですけれども、一番悩まれたところは何か聞いてもよろしいですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 被災者支援の部分で悩んだという部分につきましては、広く申し上げますと、災害救助法の適用を受ける災害というのが、これまで数十年ぐらいはなかったかと思います。平成7年の豪雨災害のときにも災害救助法の適用まではいかなかったという部分がありまして、災害救助法で見てくれるケースが何なのかという部分が、我々職員のほうも理解をしていなかったと思います。ただし、発災後数日の間に、県の危機管理防災課の方から、国の内閣府等参りまして、それぞれ、国として見られる経費はここら辺が見られますという指導を早急にしていただきましたので、どういう経費が対象になるかという部分については、ある程度早くにわかったかなという部分もございます。

ただし、今回の神城断層地震においては、やはり、被災地域の多くが大きく揺れたということで、信大の報告でいくと震度7ぐらいの震度があったのではないかというようなことから、いわゆる宅地の被害です。それを何とかしてほしいというのは、発災直後から、自立再建に向けての地域の被災者の方の悩みの一つだったのかという部分はございます。本年度、村が独自の地盤調

査というものも、おくれた部分はあったかもしれませんが、そこら辺というのが、今度に向けて どういうふうにするのか。

また、今、国の支援からは外れている状況ですので、11月28日に行われました災害のボランティアフォーラムの中でも、いわゆる災害地責任というような言葉の中から、次の被災地への教訓として、制度を変えていくというのが、それらの活動の中から被災地として発信する責務というような話もありますので、後の震災、いわゆる被災地に向けては、いろいろとアピールをしながら、このようなことのないように国や県のほうに働きかけをしていきたいと、このように考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) わかりました。村として独自の支援というところも、やはりきちんと検討をしていただいて、作業に当たっていただきたいというふうに思います。

では、最後に1つだけお聞きしたいのですけれども、東京では「東京防災」という資料で、イラストを入れた冊子をつくったようですけれども、非常に好評であるということを伺っております。村として、あわせて、「白馬村防災」というような、イラストが入ったような、災害に対する備えみたいな、そういう冊子というのは必要だと思うんですけれども、そういうところまで含めて検討してほしいと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) ただいまの質問は、一般的に、災害に備えてというような、ローカル版になろうかと思います。先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、各地区から避難所の関係について非常に多くのご意見をいただいております。あわせてやるとすれば、その辺も含めて少し検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

特定健診についてであります。

今年度初めて実施をされました若年層の特定健診についてお伺いをいたします。

- 1として、受診率と健診結果から何が読み取れるのかを伺います。
- 2として、健診結果によって今後の対策は示されるのか。

この2点のところをお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 特定健診について2つの質問をいただいておりますが、あわせて答弁をさせていただきます。

平成20年度より、40歳以上、75歳未満の方については、医療保険者において特定健診の

実施が義務化されましたが、今まで、この年齢以前の方については、健診の機会が余りない状況でありました。この特定健診とは別に、本年度から実施いたしました若年健診は、特定健診の対象とならない30代の住民を対象とし、身体計測、血圧測定、血液検査などを実施をする健診であります。平成27年度は、対象者858名に対し、受診者は106名で、受診率は12.4%となりました。男女別に見ますと、男性の受診率は10.6%、女性は14.1%で、女性のほうが高い傾向でした。

健診結果がまだ出ておりませんので、健診結果の傾向はわかりませんが、受診された方に対しましては、個別に検査結果をお返しをしながら、丁寧な保健指導を実施することで、早期からの生活習慣の改善に結びつけていきたいと考えております。また、早期から年に一回は健診を受けるという習慣を身につけていただき、将来的に特定健診の受診率向上につながっていけばと期待をしているところであります。

若年層への健診実施に当たり、当初、若い方の健診への関心がどの程度であるのかつかみにくい部分もありましたが、思いのほか健康管理に気を配られている方が多いことがわかりました。 今後さらにこの健診を定着化させるため、広報などにより周知を図り、受診者の増加につなげていきたいと考えております。

また、特定健診につきましては、昨年度より健診料を無料化し被保険者の負担軽減を図っており、今年度からは、人間ドック受診補助金を1万5,000円から2万円にアップをし、特定健診受診率アップにもつながるよう取り組んでおります。今後も未受診者への働きかけなど、さらなる受診率向上に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 新聞紙上では、最近、薬価に対する減額、それから、医師の技術料の見直 しというようなところで、国も医療費にかけるお金というのは限度があるというような方向が示 されつつあります。やはり、予防医学というところをどんどん進めていかないと、私たちに身近 な国保税というものが、どんどん上がってくるのではないかというふうに思うわけであります。

住民課長、特定健診なんですけれども、健診率を上げていくと、県からどういう、メリットではないですが、そういうものはあるんでしょうか。どうですか、健診率を上げていくことについて。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 今の田中議員からの特定健診の受診率向上と、それに対するメリットというようなご質問でございますけれども、今、村では、特定健診受診率の目標を60%と見定めておりますけれども、今年度の数値はまだ確定しておりませんけれども、46%前後ということで、まだまだ開きがある状況です。

ご案内のとおり、平成30年度からは国民健康保険の都道府県化というのが決まっておりまして、その準備作業が進められておりますけれども、当然、今度は都道府県に対して、各保険者、各市町村から負担金を納めていくような形になるわけでありますけれども、その負担金を出す段階において、いわゆる頑張っている市町村については差をつけていく、メリットを与えていくという部分で、当然、特定健診の受診率という部分も算定される根拠になってくるわけであります。平成30年度が一つの区切りというわけではないですけれども、目標として、受診率というのはさらに上げていかなければいけない。

さらには、先ほど村長の答弁にもありました若年健診につきまして、12.4%という答弁をいたしましたけれども、その12.4%が高いのか低いのかというのは、なかなかその評価はしづらい部分はありますけれども、40歳以前の方が健診を受ける動機づけになってくれればということで、40歳以上になったとき、いわゆる特定健診の受診年齢になったときに、ぜひそちらの受診行動のほうに結びつけていく。ですから、いわゆる30代の方々の受診行動というのを今後検証していくことも必要なのかなと、そのように考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 30代、若年層からの健診を、次の40代の本格的な特定健診につなげていく、そういうきっかけになればという指針がありました。ぜひ、お願いをしたいというふうに思います。

では、もっと年代を下げまして、健康福祉課長にお聞きしたいのですけれども、先日、食育推進会議というものが行われました。その折に、小学校の児童5年生、それから中学2年生の生徒について健診を行っているという話がありましたけれども、その結果等のところを、わかっている範囲内で教えていただければと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) ただいまの田中議員さんのご質問ですが、今年度より、子どもの肥満や痩せ、生活習慣に関する課題が指摘されていることから、白馬村だけではなく、大北管内の5市町村全体の取り組みといたしまして、統一したガイドラインのもと血液検査を実施し、小児期から正しい生活習慣づくり、成人期の生活習慣病予防に努め、家庭を含めた一生涯にわたる生活習慣病予防を図ることを目的としまして実施したものであります。

対象といたしましては、小学5年生と中学2年生を対象としておりまして、学校保健安全法に基づく健診、身長、体重、尿検査と、生活習慣病予防健診といたしまして、腹囲・血圧測定、血液検査を行いました。対象者といたしましては、全体の総数で申し上げますけれども、対象者数は153名、そのうち保護者の同意をいただいた児童・生徒に対しまして実施しておりまして、同意をいただいた児童・生徒が145名、受診者がそのうち138名であります。その結果、保

健指導の対象となる児童・生徒、これにつきましては割合で申し上げますけれども、約21%になりました。

また、この健診をきっかけにしまして、子どもの時期からの生活習慣病予防というものに取り 組んでまいりますし、食育とか適度な運動というところにも結びついていきますので、そういっ た指導を含めまして、指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 非常にいい取り組みだというように思います。子どもたちに何か少しでも 異常があった場合には家庭に指導していくというと、子どもたちばかりではなくて、その家庭全 体の食生活とか、そういうものが変わっていくというふうに思いますので、異常でなかったお子 さんの場合であったとしても、ぜひ、家庭でのそういう指導というものをお願いをしたいという ふうに思います。食を語るというところは、生きるというところを語ることであると、先ほど青 少年のところで言いましたけれども、もう一方、女性の方で、食育のところを一生懸命やった東 京の方なんですけれども、その方が残した言葉であります。

それでは、次の質問に移ります。

最後に、平成28年度国体冬季スキー競技会についてお伺いをいたします。

この大会を震災復興競技会と位置づけ、村民総参加で選手・役員をお迎えしたらと思いますけれども、村長の考えをお伺いをいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成28年度の国体冬季スキー競技会についてということで、平成29年 1月から2月にかけて、第72回国民体育大会冬季大会が長野県において開催をされます。今大 会のテーマは、ながの銀嶺国体と題し、「氷雪にかがやけ君の技ちから」をスローガンに、全国 から3,500名の選手団をお迎えする大会となります。

スケート、アイスホッケー競技は1月27日金曜日から31日火曜日までの5日間行われます。会場は、長野市においてスケート競技が、岡谷市と軽井沢町においてアイスホッケー競技が開催をされます。スキー競技会は、2月14日火曜日から17日金曜日まで4日間、白馬村で開催をされます。スキー競技会の会場については、アルペンのジャイアントスラロームは八方尾根スキー場のリーゼンコースを使用し、ジャンプ、コンバインド、クロスカントリーは白馬ジャンプ競技場及びスノーハープを利用いたします。式典については、開始式及び総合表彰式をウイング21で実施をいたします。

本大会の基本方針として、「冬季スポーツと長野県の魅力を全国に発信する大会として、県民 一人ひとりのホスピタリティや競技施設など長野オリンピック・パラリンピックのレガシーを生 かしながら、簡素で効率的な運営の下、開催をいたします。この大会を通して、冬季スポーツの 振興を図り、県民の健康増進や青少年の健全育成の意識を高めるとともに、スポーツの力による 『元気な信州づくり』を通じて『しあわせ信州』の実現に寄与することを目指します」としてお ります。

田中議員ご指摘のとおり、震災復興競技会に関しては、実施目標の3の元気な信州を実感できる大会の中で、「スポーツによる地域の一体感や活力の醸成を図り、長野県神城断層地震からの復興を後押しするとともに、全国から訪れる方々に元気な信州を実感していただく大会を目指します」とうたわれております。本村では、現在神城断層地震の復旧工事が進められており、来年度には村営住宅を建設する計画で、復旧・復興に向けての工事や事業などが進んでおりますが、国体の開催においては、村民総参加で全国からの選手・役員を温かくお迎えをし、復興を目指す元気な白馬村を発信してまいりたいと考えており、大会の大成功に向けて全村で盛り上げてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご指導とご協力をお願いをいたします。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 全国に発信をしていきたいということで、村民総参加で発信をしていきたいというお言葉をいただきました。

関連でありますけれども、今、国体に向けての事務局というところは、どこが一番主体になってやっているのでしょうか。関連質問ということでよろしいですか。先ほど、震災復興を競技会で位置づけてという質問でしたけれども、そのような方向でということをお伺いしましたので、今どの部署でもってこの国体に向けて頑張っているのかという、そこのところをお伺いしたいのですが。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 今の、どこが事務局でという質問でありますけれども、スポーツ課のほうで対応しているところであります。そして、この12月22日に初めての執行委員会が開催をされるという計画で、今、スポーツ課のほうで先に立って進めているところであります。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと12分です。 質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) それでは、スポーツ課長にお伺いをいたします。

スポーツ課長自身、オリンピックやパラリンピック、それから、スペシャルオリンピックスなどを経験して、特に、スペシャルオリンピックスなどはベニューマネジャーというような、非常に重要なところを担っていただいたわけでありますけれども、今回、この国体に向かって、スポーツ課長として、成功に向けての対応といいますか、震災復興競技会と位置づけるような感じの、

どういう会場的なところを考えているのかお伺いをいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長(松澤忠明君) ご質問の内容は、意気込みではないかというふうに思いますので、思いを語らせていただきたいと思います。

現在、長野県のほうでは準備委員会ということでつくられておりまして、さまざまな関係の会議を開催をさせていただいております。その中にスポーツ課のほうで出席をさせていただいておりますけれども、村は、今年度から実行委員会ということで、次年度に向けてではございますけれども、一歩早く実行委員会を組織して進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、震災の対応に当たっている部署、そして、まだまだ対応が終わっていない部署がありますので、スポーツ課に全部を集約して事務局をつくるというのは、なかなか難しいという判断をしております。ですので、それらのことについては、長野県と調整をする中で、できる限り県にお任せをできることは県にお願いしているということで、知事のほうにも村長からお願いをしてもらってありますので、そういう方向で進めていきたいというふうに思っております。手づくりの大会となると思いますけれども、できる限り温かくお迎えをして、「白馬に行ってよかったな」というふうに言っていただけるような大会にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) 時間がありますので、もう少しお聞きをいたします。

競技が始まりますと、やはり、役場の職員は何人かそのところに張りつくような形になろうかというように思うんですけれども、その前に準備段階として、役場職員の中でも、オリンピックを経験したり、パラを経験したり、スペシャルオリンピックスを経験した優秀な職員もいるわけですけれども、その職員も何名かお手伝いをしていかないと、この大きな大会というのは乗り切るのも非常に難しいところもあろうかななんて、ちょっと思ったり、心配をするわけですけれども、村長、その点はどうでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 先ほどスポーツ課長がお話しをいたしましたけれども、長野県のほうで、震災復興のために、役場の人的対応が非常に難しいという状況の中、県のほうで、ぜひ主体的にやっていただきたいというお願いを再三しているところであります。そうはいっても、白馬村で開催する大会でありますので、皆さんの協力をいただきながら、すばらしい国体ができるように、そういった取り組みをしてまいりたいと思いますが、まだ人的な対応が云々といったところには至っておりませんけれども、震災のために労力が不足しているというのは否めない事実であります。そんな中、特に、災害復旧・復興についても、ぜひ引き続き県のほうでもお願いをしたいという要請はしておりますけれども、なかなか県のほうも人的な対応が難しいといいますか、そん

な話もある中で、引き続き県のほうへ要請してまいりたいというふうに思います。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番(田中榮一君) それでは、村長が先頭に立って頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長(北澤禎二郎君) 質問はありませんので、第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午後 1時55分 再開 午後 2時00分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第11番篠崎久美子議員。

第11番(篠崎久美子君) 11番篠﨑久美子でございます。

晴天の日には、白銀に輝く堂々とした白馬山々の姿が青空にまぶしいばかりに映え、冬季観光シーズンの始まりを高らかに告げる時期になりました。この本格的な雪のシーズンを前に、昨年の神城断層地震の復旧・復興工事が、関係者の皆様方のご尽力により加速度的に進められてきております。全国の皆様方のたくさんの支援もあり、また、行政におかれましても、日常業務に加え、現地調査を初め、何回もの査定業務などにも対応されていて、少しでも早く復旧・復興しようと協力して進めている姿勢に、改めて感謝を敬意を表するところでございます。今冬は、ぜひ、適度な降雪に恵まれ、スキー場を初め、交通の面、除雪の面など、お客様にとっても、住民にとっても、安全で安心のシーズンであることを願っております。

本日は、通告に従いまして3つの内容に分けて質問をいたします。

まず最初に、震災復興と災害時の体制などについてお伺いします。

次に、今後の観光への取り組み状況についてお伺いいたします。

最後に、交通弱者等のための移動支援の事業状況についてお伺いいたします。

それでは、早速質問に入ります。

まず最初に、震災復興と災害時の体制についてお伺いをいたします。

神城断層地震から1年が過ぎました。あっと言う間と言えばあっと言う間ですが、長かったと言えば長かった、そういう感じもいたします。この11月22日には、今後の復興を祈念してのシンポジウム、そして、28日には、民間ではありますが、災害ボランティアを考えるフォーラムなども行われ、ある意味、一つの節目を過ぎたと思われます。そして、今後の復興が滞ることなく、住民に寄り添った形で行われていくように、さらに希望するところでございます。300年に一度と言われた今回の震災の体験を踏まえて、災害時への体制づくりを見直していく

ことも求められております。

そこで、次をお伺いいたします。

まず最初に、公営住宅計画の進捗状況と住民への説明会の予定についてお伺いをいたします。 2番目に、農地の復旧状況についてお伺いをいたします。

次に、被災した住宅補修補助制度の状況と、来年度への取り組みの予定をお伺いいたします。 続きまして、福祉避難所の指定状況についてお伺いいたします。

この福祉避難所というのは、既存の建物を活用して、介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す方に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレや手すりや仮設スロープなど、いわゆるバリアフリー化が図られた避難所のことと一応定義されておりますが、平成24年9月発表の厚生労働省の全国の自治体への福祉避難所設置状況に関する調査結果によりますと、その時点におきましては、白馬村は今後検討するという回答でございました。現在はどのような状況になっているのかをお伺いいたします。

そして、災害時の庁舎の非常用電源の状況についてお伺いをいたします。

ことし9月の台風21号の影響で、常総市などは非常に大きな被害を受けたわけでございますが、このときに地方公共団体の災害対策機能に大きな影響が出たことを重く見て、消防庁のほうでは緊急の調査を実施して、地方自治体の非常用電源の確保状況等について、その結果を発表しております。未設置、または災害用の対策がとられていない団体等につきましては、必要な取り組みを進めるように通知が出されているところでございます。

未設置の場合につきましては、非常用電源とその燃料の確保を呼びかけ、また、非常用電源設置団体については、例えば、地震などの揺れや浸水に備えた電源確保を求めております。この非常用電源の使用可能時間の目安としては、人命救助の観点から特に重要と言われる災害発生時から72時間は、この非常用電源のみで稼働可能とすること、そして、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が出ないよう、あらかじめ燃料販売事業者と協定を結ぶなどしておくことが示唆されております。今回、私のところは、直接的に電信柱が倒れてしまうというような被害はなかったんですが、そういうところでも4日間は通電いたしませんでした。そういうことも踏まえまして、村の状況をお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 篠﨑議員は3点について通告をされております。順次答弁をさせていただきます。

震災復興と災害時の体制などについての最初の質問でありますが、公営住宅計画の進捗状況と 説明会の計画につきましてお答えをいたします。

村営住宅の建設につきましては、堀之内に2団地7棟14戸、三日市場区には1団地2棟3戸、 白馬町に1棟1戸を建設をいたします。建物の形態などにつきましては、1棟2戸方式と1棟 1戸方式の木造平家建てで、間取りは全て3LDKで、小屋裏には床面積に算入されない規模の収納スペースを設置をいたします。また、除雪機が収納できる程度の倉庫を建物の中に組み入れております。被災され、入居される方の家賃の設定につきましては、栄村の家賃設定に準ずる設定といたします。建設地の選定につきましては、建設費用を少しでも削減するため、村有地への建設を第一とし、次に、さきに実施をいたしましたアンケートで私有地を提供いただける方々から地盤を提供いただき、山間部、狭隘な土地を除いた43筆の中から、道路との接道状況、上下水道との接続の可否、日照条件を勘案し、選定をいたしました。

村営住宅の着工時期でありますが、私といたしましては、28年度の雪解け後、速やかに着工をしたいと考えておりますが、現段階では国庫補助金の交付決定時期が不明でありますので、何とも申し上げられません。なお、入居希望者への説明会の開催は、昨日の開会挨拶のとおり、今月22日に開催をする予定としております。

次に、農地及び農業施設の復旧状況についてお答えをいたします。

まず、国へ補助申請をした査定の結果、被災が認められ復旧する農地は191工区であります。そのうち、11月の最終の週の降雪前時点での状況でありますが、復旧工事に着手をした農地及び完了した農地は、合わせて90工区、47%となっております。昨日の開会の挨拶でも申し上げましたとおり、秋半ばの発注が多くなり、11月になると施工には条件が悪い気象となり、残念ながら、完全復旧にはほど遠い現状であります。したがいまして、来春の営農再開ができる農地も4割から5割にとどまるものと予測をしております。1回降雪があると、農地の土を扱う仕事はストップをしますので、これからは27年度の農地一枚一枚の復旧状況を把握をし、被災のうちの所有者、耕作者の皆様に丁寧に説明してまいります。

また、水路、農業用施設の復旧状況でありますが、同じく国の補助対象となった被災施設ですが、被災が集中し、復旧が全て来年以降にずれ込む立の間水路23工区を除いた50工区のうち、21工区が、完了か、ほぼ完了になっております。規模の大きい施設では、山崎水路も施工中でありますが、来春までには完成予定でありますし、飯田堤外水路のように時間がかかる箇所も、ことし同様、応急対応で用水の確保をいたしますので、営農に支障を来す施設は、立の間の山腹水路のみとなる予定であります。さらに、国の補助対象以外で、県単小災村単独事業の箇所は80程度ありますが、その8割方は完了しており、残りも来春までには完了する予定であります。以上が農地の復旧状況であります。

次に、神城断層地震に係る住宅修繕工事補助交付の11月末現在の状況でありますが、申請件数は、26年度が13件、27年度が86件、計99件です。また、交付決定額は、平成26年度が242万7,000円、平成27年度は1,496万3,000円で、合計1,739万円です。修繕工事に要した金額は1,000万円を超える3件を除けば平均123万円程度で、ほとんどの申請に対し、上限20万円の補助金を交付をしております。

この補助制度は、平成26年度は、発災後に断続的な降雪に見舞われ、工事に着手できなかったと多数のご意見をお寄せいただいたことから、平成27年度も事業を継続をしており、月平均10件ほどの申請を受け付けています。住民や施工業者からは、冬場を迎えて竣工が雪解け後になる見込みや、年度末までの駆け込み需要が想定をされることから、来年度の補助制度継続に対する要望もお聞きをしております。補助制度の継続については、こうした状況を含めながら、来年度の予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所の指定状況についてのご質問でありますが、福祉避難所は、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児、妊婦など、避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者の方々を収容いたします。災害時要援護者の方々を収容するため、バリアフリー、設備的に配慮された、落ちついた環境が望ましく、介護員などの人材や設備などの確保も必要となります。

福祉避難所としては、高齢者施設、社会福祉施設、公的施設などの施設が指定されることが多く、特に、高齢者施設が福祉避難所として指定をされます。高齢者施設を福祉避難所とした場合、要援護者を受け入れることによって、本来の入所者への処遇や、災害時に福祉避難所として機能するかどうか、例えば、施設の規模、人的体制、ある程度の物資・機材の備蓄といったところが対応が可能かどうか、また、福祉避難所となると、その運営、維持管理を施設に委託することが想定されるため、避難者に対して、その施設で通常提供されるサービスの提供を行うものでなく、あくまでも、福祉避難所としての運営にとどまります。

今回の神城断層地震においては、介護や専門的なケアを必要とする高齢者につきましては、白馬メディアと白嶺のご理解とご協力をいただき、緊急の一時入所の対応をとらせていただきました。あらゆる災害に対して安全を確保できることが避難所指定の基本であり、指定する施設は、耐震構造で、地形や地盤条件がいいことが求められることから、災害の状況に応じて、最適な対応を判断していく必要があります。

また、県内で発生した過去の災害では、福祉避難所としての利用はないと聞いています。たまたま福祉避難所として開設する必要がなかったのかもしれませんが、実際に福祉避難所開設となるとさまざまな対応の必要性が考えられますので、福祉避難所の指定につきましては、関係機関と検討してまいりたいと思います。あわせて、緊急一時入所につきまして、関係機関と災害時を見据えた連携強化を図ってまいりたいというふうに思います。

次に、庁舎の非常用電源の質問についてでありますが、役場庁舎に、昭和54年の建設当時からディーゼルエンジン式の自家発電装置を備えております。この発電装置は、庁舎への電源が遮断、すなわち、停電になると自動的に始動する仕組みとなっており、最大電力を供給した場合、燃料が満タンの状態で約3時間程度の運転が可能であり、燃料である軽油の補給が可能であれば、連続運転をすることができます。

また、非常用電源に接続をしている電気回路といたしましては、庁舎内の非常灯、防災行政無線、J-ALERTと呼ばれる全国瞬時警報システムのほか、庁舎3階に設置してある電算システムのサーバー、庁舎1階の各課に1口の電気コンセント、計10カ所で、停電中であっても非常用電源から電力の供給が可能となっています。

また、この非常用電源とは別に、県防災無線とケーブルテレビ専用の発電機をそれぞれ設置してあり、庁舎全体では3基のディーゼルエンジンによる非常用電源が備えてあります。各設備は中部電気保安協会により、2カ月に1回の運転試験、年1回の無停電点検、3年に1回の停電点検を実施をし、停電時に備えております。

以上が、1問目の答弁であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。篠﨑議員、質問はありませんか。篠﨑議員。

第11番(篠崎久美子君) 公営住宅計画は、きのうも私どもの災害復興特別委員会のほうでもお話をお伺いしたところですが、図面を見せていただきますと、細かいことのようでございますが、高齢者の方のご希望が多くて平家建てになったということではございますけれども、お部屋のほうに畳の部屋がどこにも見当たらない感じがいたしました。やはり、その辺も、本当に高齢者の方たちあるいはそういった方達の対象者が多いということであれば、そういうところも考えていっていただけたらありがたいかなと思った次第でございます。

農地の復旧状況についてなんですが、今年度につきましては、一反歩当たり7,500円の村の単独補助を出してきたわけなんでございますけれども、来年度については、この部分はどのような計画でいるかお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。村長。

村長(下川正剛君) 今の質問でございますけれども、来年度も継続するかどうかということでありますが、今検討中でございます。

以上です。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。篠﨑議員、質問はありませんか。篠﨑議員。
- **第11番(篠崎久美子君)** ぜひ、農地を手放す、あるいは農業を諦めることのないように、この 辺は、予算の関係もございますでしょうが、検討していただけたらと思います。

そしてまた、福祉避難所についてですが、今回の場合は、ご高齢の方をどこにというところが、 実際のところ、迷ったところも現場ではたくさんありました。やはり、そういう災害弱者の方が ここにいると、自分たち復旧にというときに、どうしてもその方たちへの配慮もあり、なかなか 動けないという状態もありましたので、福祉避難所でなくても、高齢者の福祉施設等々とご検討 いただく、あるいは連携を強めるというお話がありましたので、そこのところをもう一遍やって いただけたらと思います。

また、非常用電源につきましては、ディーゼル式のエンジンで自家発電装置が3時間の稼働と

いうことでお伺いしましたが、3時間はすぐ過ぎてしまうんです。今回もそうでしたけれども、 混乱の中ではすぐ過ぎてしまいました。なので、これで十分なのかということも、もう一遍ご検 討いただけたらと思います。

私ども議員の視察研修では、阪神・淡路大震災であらわれました野島断層を保存しております 北淡震災記念公園内の野島断層保存館にお邪魔をいたしました。この野島断層を保存すると決め た関係者の思いというのは、震災を語り継ぎ、教訓を未来に生かし、将来起こり得る大地震で少 しでも犠牲者を減らしたいというものだったそうでございます。自然災害を防ぐことはできませ んが、少しでも災害を知ることで減災につながりますという館内の係の方のお話がありました。 お伺いしましたところ、震災から20年たった今でも、ここには年間15万人を超える来館者が あるということでした。特に、学校関係の児童・生徒さんが修学旅行等で見学に来て、体験をし ていくという状況が非常に多いですということで、まさしく、震災の語り部、生きた教材として、 そこにあるのだなと思いました。

このごろありました災害ボランティアフォーラムでは、ボランティアに入られた方が、被災地 責任ということを最後におっしゃいました。経験したことを後世に伝える、経験したことばかり ではなく、創意工夫がどのようにあったかということを後世に伝えていくということが、被災地 責任であると、そういうふうに言われました。村のほうでも、私も何回もお伺いしておりますが、 この震災のことを教訓にして、語り継いでいかなければいけない、あるいは資料として残してほ しいということは何回も申し上げているところでございますが、ここのところをもう一遍振り返 っていただき、先ほどの災害弱者がどのように避難したかということも加えて、資料にしていた だけたらと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

観光産業への取り組みについてお伺いいたします。

同僚議員の質問にもございましたが、昨年度から2年間を要して観光地経営計画が策定され、いよいよ来年度から計画に取り組んでいくということになっております。また、来年度からの10年間を見据えた第5次総合計画や具体的な取り組みが望まれているまち・ひと・しごと総合戦略とあわせて、未来に残る観光地づくりを本格的に考え、取り組んでいくときが始まると思います。

そこで、次についてお伺いをいたします。

観光地経営計画(骨子案)の基本方針にもあるオールシーズン型観光への取り組みの一つとして、夏季の自転車利用者の誘致についてお伺いをいたします。

これは、私どもは広島のほうにも視察に行かせていただきましたが、確かに、自転車の持つ魅力で、インバウンドも含めて、旅行者の方、あるいはその地域の若い方たちの流れが変わっているんだなということを実感してまいりました。また、白馬でも取り組みを始めているところがあ

るということでございますので、ここについてお伺いします。

また、本年から始まりました県の「信州山の日」、これは7月の第4日曜日でございますが、 それに加えて、来年から国民の休日として「山の日」が、8月11日でございますが、施行され ます。これにつきましては、第1回の山の日の全国大会の開催地として、上高地がもう既に決定 をしております。白馬としても、特に夏山に関する部分は課題であるオールシーズン型観光に通 ずるところでございますので、取り組みを期待したいと思いますので、この部分をお伺いしたい と思います。

次に、村内で起業や開業を希望される方への創業支援の補助金制度について。

これにつきましては、私は本年3月の議会で一般質問をさせていただいたものでございますけれども、その際には、補助制度は有益であると。商工会で開催する創業塾の第1期生が創業するまでには、創設に向けて結論を出しますというお返事を頂戴しておりますが、その後、検討状況はいかがであるかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、民泊について、村内での状況をお伺いいたします。

いわゆる民泊というのは、自宅の一部や別荘、マンションなどを活用して宿泊サービスを提供するものと言われております。特に都市部において、急増する外国人の受け入れや、2020年の東京オリンピックなどへの対応策として、東京都大田区などが国から規制緩和の特区に指定されておりますし、大田区では、来年1月から受け入れに向けて施行する条例を可決したところでございます。

この民泊については、なかなか実態把握ができないという声があちこちで上がってきておりまして、受け皿として期待できるというよい面もあるかもしれませんけれども、例えば、実際に料金を受け取って、旅館業に当てはまる行為をしていても、そういうふうに営業されていると想像されていても、旅館業法の外にあるため、事故や災害発生時のために必要な宿泊者名簿が義務づけされていないとか、帳場の義務づけがない、あるいは、ほとんどがインターネットを通じて宿泊者を募集しているために、その実態がわかりづらく、例えば、事故や火災などの安全面、住民とのトラブル、あるいは、宿の提供者とお客様とのトラブル、あるいは、感染症など衛生面などからも、不安視する声が上がっております。これらについて、状況についてお伺いしたいと思います。

続きまして、観光地経営計画を拝見いたしますと、観光税の導入について言及しているところが多くありました。これは、法律が改正されて、地方自治体でも新たに税金を創設して徴収できるというものにはなっておりますけれども、課金の方法や徴収において公平性が保たれるのか、あるいは、使途が本当に明確であるのか、あるいは、徴収後にサービスが公平にその人たちに行き渡るのか、あるいは、新たな税金の創設によって、観光客への影響がどれぐらいあるものであるのかなど、さまざまな観点から見て慎重にご検討いただかなければならないと思いますが、経

営計画の中には、新たな財源として観光税などということで入っておりますので、この導入の可能性についてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2問目の質問でありますが、観光への取り組みについて、自転車利用者の誘致についてですが、国内外の自転車人気の高まりもありますが、私自身も、自転車は健康、環境、観光の分野で広く活用すべき素材であると考えており、特に、観光分野では、白馬村の地形とあわせ考えることで、さまざまな可能性があるものと信じております。

自転車に関する取り組みは、ここへ来て、民間レベル、広域レベルで活性化している状況であります。民間レベルの動きでは、自転車で地域を盛り上げたいと考える方々が中心となって、11月に北アルプス自転車協議会を発足いたしました。活動の詳細が明確になるまでには至っていませんが、自転車で地域を盛り上げたいという強い気持ちで集まった有志の皆さんの今後に期待をしているところであります。また、広域レベルでは、大町市、白馬村、小谷村の3市村において、周遊と長期滞在を促進するためのブランディングをコンテンツとして、地形を生かした自転車スポーツを磨き上げていくことといたしました。

今後、このエリアのさまざまな地形を生かして、豊富、かつ高水準なコースと環境の整備に取り組み、世界から多くの自転車ファンを迎え入れたいと考えております。冒頭に申し上げましたとおり、自転車には大きな可能性があると考えておりますので、民間レベルの動きも注視をしながら、広域として、自転車に関する取り組みを積極的に推進をしてまいりたいと考えております。次に、インバウンドなども含めた山岳観光の取り組みについてでありますが、9月の定例会で太田修議員からのご質問に対する答弁と重複するところがありますが、山岳観光の取り組みについてお答えをいたします。

来年8月11日は、新たな国民の祝日「山の日」が施行されることを一つの契機として、登山を初めとする山岳観光への期待と、こうした機会を今後に生かすことが大切であると私自身も考えております。

当村では、来年の貞逸祭が50回目の節目を迎えることから、例年5月末に開催をしております白馬連峰開山祭を初め、登山シーズン全体で山岳観光を盛り上げるために、今月初めに、白馬村観光局山岳専門委員会では、山小屋関係者、ガイド関係者、索道関係者、登山関連企業とともに、山の日制定を契機とした事業について検討の機会を設けたと聞いております。

長野県では、平成29年に夏のディスティネーションキャンペーンが行われ、山岳観光をコンセプトに掲げ、長野県の山の魅力を中心に発信をすることとしております。来年はこのキャンペーンのプレイヤーとなりますので、この大型キャンペーンを生かしながら、白馬の魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

これら情報発信と並行し、山岳環境整備は村の重要な責務であると捉え、引き続き、国・県の支援をいただきながら、登山道の整備、山小屋の環境整備に力を入れていきたいと考えており、平成28年度には、村営天狗山荘のトイレの改修工事に着手をする計画であります。白馬村総合戦略の中にも、白馬村猿倉から御殿場間の治山運搬路の補修・改修や、山岳関係者から期待が寄せられております白馬尻・栂池自然園を結ぶルートの整備を位置づけており、こうした整備にも力を入れて進めていきたいと考えております。

次に、創業支援補助金制度の検討の状況についてですが、篠﨑議員がおっしゃるとおり、本年3月定例会におけるご質問に対して、補助制度の創設に向けて、創業塾の第1期修了者が創業するまでには結論を出してまいりたいとお答えをさせていただきました。また、そのときにもお答えをしたとおり、創業の際に必要な資金への補助制度を創設をするということは、確実に創業に結びつけるという点で有益であると考えますし、地域における開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことは、極めて重要であると考えます。

こうした考えは、白馬村総合戦略の基本目標の一つである、地域の資源と人を生かした仕事の 創設に深く関連するものです。基本施策の2の新たな創業支援と空き店舗の活用支援では、白馬 商工会と連携をし、村内での創業を希望する方に総合的に支援を行うことと、平成31年度まで に10件の新規創業を実現することを目標として明記をいたしました。

創業支援事業補助金につきましては、基本目標を確実に実現するために有効な施策として位置づけ、平成28年度から実施をしてまいります。担当課には制度の設計を指示をしたところでありますので、来年3月定例会では、制度内容をお示しをしながら、必要な予算もあわせて提案をさせていただきたいと考えております。

次に、民泊についての村内の状況についてでありますが、国内においては、住宅の一部や別荘、マンション、空き家などを活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊サービスが増加の一途をたどり、訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や地域活性化のための空き家キャパシティーの有効活用などを背景に、特に、都市部を中心に急増していると言われております。

一方、民泊の増加に伴い、旅館業法での位置づけ、建築基準法や消防法における構造設備基準 との関係など、安全面での課題や旅行業法との関係、仲介事業者との位置づけ、治安の維持、さ らには課税の適正化など、広範囲に及ぶ課題が出てきており、国では、これらの課題解決に向け て、民泊サービスのあり方に関する検討会を設けて、平成28年度末までに一定の結論を出すと しています。

村内での民泊の実態でありますが、インターネットによる民泊施設を紹介をしているサイトを 拝見すると、約70件の登録がありました。個別に見ますと、ペンションなどの宿泊施設が素泊 まりや1泊朝食つきの条件で登録をしている施設も半数以上ですが、アパートや別荘と思われる 施設の登録も見受けられました。あくまで1社の民泊施設のサイトを調べた上での件数ですので、 実際には、この件数を上回っているものと想定をしております。

国においては関係省庁による法的な交通整理が進められておりますので、その動きを注視をしながら、旅行者にとって安全・安心な宿泊環境を整えることや、住民生活の安全などの観点から、 実態把握と適正な利用について指導などを行ってまいりたいと考えております。

最後に、観光税等の導入の可能性についてでありますが、目的税は、特定の公共サービスを提供する目的でその税収を使用することが定められている特定財源であり、本村においては、観光税としての性格を有する目的税は、入湯税のみであります。地方分権関連の一括法の施行を機に、多くの自治体で法定外税導入の可能性についての検討がされております。2001年に、富士河口湖町では、河口湖及びその周辺地域における環境の美化及び施設の整備の費用に充てることを目的に遊漁税が施行されています。その他の自治体では、宿泊税、環境保全税、環境協力税など、新税の導入がされております。

観光税を導入するに当たっては、受益者負担の原則の考えに沿って、特定の公共サービスから受ける利益に応じた税負担の実現と、その使途を観光振興施策による観光客の満足度向上や環境保全などに十分に活用できるよう、観光行政、観光産業、住民の意識レベルを高めていくことが前提となり、そうしたステップを踏まなければ、消費者の理解が得られず、観光需要の減少につながることになります。白馬村観光地経営計画の中でも、経営基盤構築に関する戦略の中で、観光まちづくりを推進するための新たな独自財源の確保を図ることとしています。本村において、新たな法定外税を導入した自治体も参考に、観光地の特性や地域の実情に応じた法定外税の導入について、広域的な視点から調査研究をしてまいりたいと考えております。

2点目の質問については、以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。篠﨑議員、質問はありませんか。篠﨑議員。

第11番(篠崎久美子君) 例えば、民泊のことについてなんですけれども、これは、保健所は当然でございますけれども、事故や安全面からの警察、あるいは、火災などの消防の関係等々、あるいは、いろいろな諸関係機関と連携がなされないといけないと思いますが、この取り組みの予定についてお伺いしたいということと、あと、今回議案で上程されてきております美しい村と快適な生活環境を守る条例です。いわゆるルール条例ときょうの新聞に大きく出ておりましたけれども、このルール条例も、やはり徹底していただかなければいけないわけですけれども、実際、これは実態把握をしないことには、周知、指導に工夫が非常に必要な部分かと思いますが、この2点について、今後の予定についてお伺いをしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 村長答弁にも触れさせていただきましたけれども、民泊という、いわゆる個人のうちにお客様を泊めるというサービスがあるがゆえに、多岐にわたる問題が今浮き彫りになってきていると。今、国においては、民泊に関する施設を簡易宿泊施設として、旅館業法に

基づく施設に位置づけるというような法整備を進めようということが、直近で、きょうのニュースでも出ておりましたけれども、今後、国においては、さらにこういった法的な問題を解決するための整備が加速していくだろうというふうに捉えています。さまざまな法律が関与しますので、単純に、この地域だけでの課題解決には到底及ばず、法的なところを許可する立場、認める立場というようなところでいう国の機関とも、やはり連携をしていかなければ、この課題解決にはならないだろうというふうに思っています。

一方、村のほうでも、そういう疑いがあるんではないですかというようなところも、やはり、 ご連絡をいただいているところもございますので、まずは、そういったところから一つずつ潰し ていくというところから動ければというふうに思っております。昨今、大町保健所とも相談をさ せていただいたんですけれども、そういったところがあればご一緒にというようなことで、協力 を求め、ご理解もいただいておりますので、そういったところと一緒に、動けるところからの把 握を努めてまいりたいというのが、今担当課で考えているこの冬に向けての行動計画でございま す。

また、新たな条例との位置づけでございますけれども、今回は、この民泊等については条例の中に設けているわけではありませんけれども、今後、美しい村、住みやすい村という条例の位置づけの中で、必要があれば、改正を視野に入れながら検討していくということになりますし、また、それとは別に新たなルール化が必要であるならば、別立ちで条例化も考えていくということも視野に入れながら、今後村としての法的な整備は進めてまいりたいというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。篠﨑議員、質問はありませんか。篠﨑議員。

第11番(篠崎久美子君) ぜひ、ここの部分に関しましては、民間の方たちの中からも非常に不安に思っているというような声もたくさん聞いておりますし、観光地としても、安全な環境の提供に努めるというのは責務でございますので、ここのいわゆるグレーなゾーンについては、まずは、実態の把握を急いでいただいて、そしてまた、必要があれば、上部機関、あるいは横の機関とも連携をしながら、整備に努めていってもらえればと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

移動の支援状況についてお伺いをいたします。

交通弱者というのは、交通事故に対しての交通弱者もあるんですが、ここでは、年少者や要介護者、高齢者の一部や、障がいのある方など、要するに、自分で運転することができず、交通手段がないために、公共交通機関などに頼らざるを得ない人のことについてお伺いをしたいと思います。

これらの方々は、自分が行きたいときに行きたいところへ行くことがなかなか実現できず、通 院や買い物などの際にも不自由な思いをしていることが、現実としてございます。特に、突発的 な状況の場合には、それはさらにひどくなるという傾向がございます。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者の移動に関する対応の状況をお伺いいたします。

次に、現在の村福祉輸送サービスは、大北圏域外への輸送は対象外とされております。しかしながら、通院の場合は、大北地域の中で済めばいいんですが、特に、障がいを持った方などの場合は、さらに専門性の高い病院へ行かなければならないということがございますが、そういう場合には、例えば、大北圏域内ではおさまらず、松本市や近隣の安曇野市、長野市まで行かざるを得ないという状況がございます。こういう方たちに向けての大北圏域外への対応状況、また、範囲の拡大の検討についてをお伺いしたいと思います。

続きまして、同行援護の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

同行援護というのは、特に視覚に障がいのある方に対して、移動時や外出先において必要な移動の援護や、そのほか食事などの介護、特に視覚的情報の支援、これは代筆や代読というものを含みます。一緒について行って、書類があったときに、かわって読み、かわって書類に名前を書くといった、こういう代読、代筆のサービス、それらも含んでおりますけれども、同行援護についての白馬村の取り組み状況をお伺いします。

次に、一人での移動が困難な障がい者等の場合、デマンドバス利用希望時においては、実は、デマンドバス利用者につきましてはいろいろな該当条件があるんですが、なおかつ、自分で、あるいは付き添いの力をかりて乗降できるということがこの要件に載っておりますので、一人で移動が困難な場合には、非常に難しいわけです。ですので、こういう方たちのデマンドバス利用希望時への対応状況についてお伺いをいたします。

最後に、移動に関するサービスを利用する方や必要とする方の意見の反映状況をお伺いします。 議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 3番目の質問でありますが、移動の支援事業の状況についてということであります。

高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者への移動に関する対応状況についてでありますが、 平成27年度の移動に関する11月末現在の実績では、障がい者に対する移動サービスでの同行 援護の利用はありません。行動援護1人、移動支援4人、障害者総合支援法の制度にのっとり、 それぞれの事業所で取り組んでいただいております。

高齢者や障がいを持つ方などが利用する乗り合いタクシーについては、686人の登録をいただき、延べ5,416人に利用をいただいております。月曜日から金曜日までの1日8便を2台で運行し、40分以内での運行が難しい場合は、予備車両を出して対応しているところであります。また、白馬村社会福祉協議会で運行している福祉輸送サービスは、31人が登録をし、17人が利用をしております。

次に、福祉輸送サービスの大北圏域外への対応状況、または範囲の拡大についての質問でありますが、白馬村社会福祉協議会が自家用有償旅客運送登録者として運行しています。運行に当たっては、社会福祉協議会が定める福祉輸送サービス事業運行規約により、通常バス、タクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者などを対象とした福祉輸送サービスを行っております。

規約の第6条運行範囲において、白馬村内を発地、または着地とし、大町市及び北安曇郡内としております。現在、サービス登録者は31名、運転者は14名登録しておりますが、職員、ヘルパー、デイサービス運転手を除いて、実働できるドライバーは4名程度で、車両も、車椅子対応軽車両2台、回転シート対応軽車両1台、車椅子対応型普通セダン車両1台の計4台を、道路運送法に基づき、手続により登録をしております。登録に当たっては、長野運輸局、タクシー事業者、利用代表者など10名からなる白馬村福祉有償運送運営協議会に諮り、運行エリア、料金、車両運転者、利用対象者などを協議をし、協議が調いましたら、北陸信越運輸局長野運輸支局に登録の申請をし、許可を得て運行をしております。

実績の中で、一番利用の多いのは、白馬診療所への人工血液透析を受けている方々で、毎週、 月、水、金曜日の行き帰りを中心に、2台から3台の車両と3名から4名のドライバーで対応を している状況であります。圏域外への対応となりますと、運送区域の設定に当たり、旅客の居住 地及び目的地などから見ても合理的であり、かつ運行管理が適切かつ確実に行われると認められ る範囲を考慮しなければなりません。ドライバーの拘束時間、車両と運転手確保などの課題があ りますので、今後の対応については検討してまいります。

次に、同行援護の取り組み状況ですが、同行援護は障害者総合支援法による自立支援給付のメニューの一つで、視覚障がいにより移動が困難な人の外出に同行し移動の支援を行うもので、同行援護の利用実績はありません。これは、村内に同行援護を行える事業所がなく、移動に関する見守り、介護、助言等の支援及び視覚聴覚障がいにかかわる情報支援についても、それらの支援が必要な場合は、地域生活支援事業のサービスにある移動支援で対応をしているところです。もちろん、住所地特例で、村外事業所での同行は、援護の利用希望があった場合は同行援護で支給決定を行います。同様に、自己判断能力が制限されている人が移動するときに、危険を回避するために外出時に支援を行う行動援護の利用実績は1名で、村外事業所での支給決定です。

移動に関するサービスは、視覚障がいを対象とした同行援護、知的精神障がいで障がい支援区分3以上、かつ、強度行動障がい者を対象とした行動援護及び全ての障がいを対象とした移動支援と、複数のサービスが存在をしております。村内の事業所では移動支援の中で情報支援も提供をしているので、障がい者が受けるサービス及び支援内容には、ほとんど差がありません。このような複数サービスが存在するのは、対象者を限定した移動の支援として細分化することで支援内容を充実させた狙いと、市町村が実施主体となる地域生活支援事業の移動支援での市町村間格

差の是正、介助中心の移動支援から情報支援中心の同行援護への移行、同行援護や行動援護のような、より支援の必要なサービスを提供した場合の報酬を確保し、介護職の低賃金対策の狙いもあります。村では、同行援護を行う事業所が整備されれば、移動支援支給決定者で視覚障がい者は同行援護に移行したいと考えますが、現在は同様のサービスの移動支援により行っているところであります。

次に、一人で移動が困難な障がい者などのデマンドバス利用希望時への対応状況ですが、乗り合いタクシーを利用することができる方は、白馬村乗り合いタクシー運行実施要項第2条で対象者を規定しており、その中には、高齢者や障がい者などの対象者に付き添う付添人も対象としております。付添人の要否につきましては、利用登録の申し込み時にお聞きしております。申し込み時に不要としていても、利用時に付添人が必要となる場合は同乗を認めております。仮に一人での移動が困難な障がいを持った方がご利用したい場合は、移動支援の制度を併用して利用していただくこととなります。

最後に、移動に関するサービスを利用する方や必要とする方の意見の反映状況についてでありますが、自立支援給付でのサービスを受ける場合は、全ての利用者に対して計画相談の作成が義務づけられており、相談支援専門員による各人の要望、状況の聞き取りからニーズの把握を行っています。また、障がいにかかわる移動に関するサービスについては、障害者総合支援法施行後3年の経過に当たり、社会保障審議会障害者部会における見直しも議題に上がっております。県及び大北圏域の自立支援協議会でも、平成27年度は移動移送サービスをテーマにワーキングの設置や講演会などが開催され、国・県レベルでの制度の見直しが検討されている段階でもあり、国・県の動向にも留意をしてまいります。乗り合いタクシー運行事業については、平成26年9月、アンケート調査を実施いたしました。その結果を白馬村地域公共交通検討委員会に諮り、現行どおりと承認していただき、地域公共交通会議へ報告し、事業を実施している状況であります。

以上で、3問目の答弁とさせていただきます。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。篠﨑議員の質問時間は答弁も含めあと5分です。質問はありませんか。篠﨑議員。
- **第11番(篠崎久美子君)** さまざまな法律、決まりの中でのさまざまなサービスが提供されておりますので、それらを複数組み合わせてサービス提供をされているということでございますけれども、今回の場合、例えば、デマンドタクシーとか福祉輸送サービスにつきましては、土日の運行がなされていないんです。ここの部分についてのご検討をしていただければと思うんですが、ここについてはいかがでしょうか。
- 議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) 乗り合いタクシーの土日の運行に関しましては、26年9月にアン

ケート調査を実施いたしまして、その中で、「大変よい」「よい」「普通」を入れますと60%を超えておりましたけれども、「大変よい」と「よい」の回答が50%を割った状態であります。おおむね理解はいただいている状況なんですけれども、50%を割った事項につきましては、先ほど村長が申しました公共交通検討委員会に諮り、審議をしていただいております。その中では、人員の体制とか関係がありまして難しい場面、また、どうしても、白馬村内にはタクシー事業者がございますので、その辺の事業者とのすみ分け等がございます。またさらに、おおむねよいのではないかという回答が60%を超えておりますので、もうしばらく状況を見る必要があるのではないかということで、検討委員会で承認をいただきまして、地域公共交通会議のほうでもそういった報告をさせてもらったところでございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。篠﨑議員、質問はありませんか。篠﨑議員。

第11番(篠崎久美子君) アンケートに基づいてというお話もございましたけれども、アンケートというのは、利用ができる方がアンケートに答えられるということです。移動のサービスについても、声が出ない、例えば、同行援護について、事業所がないということもありますけれども、ゼロだというお話がありましたけれども、移動ができない方は外に出てこないので声が出せないということが実際にあるということをどこか念頭に置いていただいて、検討していただければと思います。

1点だけ最後にお伺いしたいと思います。

村のほうでは、こういう形で年度ごとに白馬村障害者福祉サービスガイドというものをつくられております。これは障がい者の方に対してのサービスを一括してまとめたもので、住民の方の声でこういう形にまとまったというふうにお伺いしておりますけれども、これにつきましては、今年度でき上がってきたのが、制度改正も含めたりする部分もありまして、年度がわりからほぼ半年たった11月に入ってからという状況でございました。製本するについても、作業所の方をお願いしたりしたいんだということで、製本がおくれているというような状況もあったそうでございますけれども、ぜひ、これがあるということをホームページにアップしていただいて、それで、新たに手帳をとられた方、あるいは転入されて来た方で該当する方にはお送りされているということですけれども、一回送って終わりということではなくて、常にこれがホームページにあって、そこから必要なところを見られるということであれば、ホームページにアクセスできる方にとっては、少なくともそれが見られるということであれば、ホームページにアクセスできる方にとっては、少なくともそれが見られるということですので、自分がどこのサービスを欲しいのかということが、これを見ればわかるわけです。せっかくつくられているので、そういうふうにご努力、配慮していただけたらと思いますが、これについて最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) ただいまの障がい者のサービスガイドにつきましては、ホームページのほうにアップしてまいります。

また、このガイドの冊子も、現在の障害者計画・障害福祉計画を今年度策定しておりますので、 来年度には障がい者の方にも、お手元に届くような形で計画してまいりたいというふうに考えて おります。

議長(北澤禎二郎君) 質問時間が終了しましたので、第11番篠﨑久美子議員の一般質問を終結 いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月11日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日12月11日は午前10時から本会議 を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

平成27年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成27年12月11日(金)午前10時開議

(第3日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成27年第4回白馬村議会定例会(第3日目)

- 1. 日 時 平成27年12月11日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	加	藤	亮 輔	j	第 7	番	横	田	孝	穗
第	2	番	津	滝	俊幸	j	第 8	番	太	田		修
第	3	番	松	本	喜美人	j	第 9	番	田	中	榮	_
第	4	番	伊	藤	まゆみ	ļ	第10)番	太	谷	正	治
第	5	番	太	田	正 浩	j	第11	番	篠	﨑	久美	€子
第	6	番	太	田	伸子	j	第12	2番	北	澤	禎_	二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	下川正	副	寸 長	太	田	文	敏
教 育 長	横川宗	幸総務	課長	吉	田	久	夫
税務課長	平林	豊 観光	課長	篠	崎	孔	_
教育課長兼スポーツ課長	松澤忠	明 会計管理	者・室長	窪	田	高	枝
上下水道課長	酒 井 清	洋 農 政	課長	横	Щ	秋	_
健康福祉課長	太 田 洋	一建設	課長	Щ	岸	茂	幸
住 民 課 長	矢 口 俊	樹総務課長補佐	上兼総務係長	田	中	克	俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松澤孝	行 選挙管理委	員会委員長	降	旗		明

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

- 7. 本日の日程
 - 1)一般質問

1. 開議宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成27年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してある資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。 4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問される ようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可しますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番太田正治議員の一般質問を許します。第5番太田正治議員。

第5番(太田正治君) 5番太田正治です。

本日の1番目という形で質問をさせていただきます。

昨年の神城断層地震から1年が経過し、白馬村にとっては大きな災害であり、行政の皆さんを 初め、地域住民はもとより県、国の皆さんのご支援や多くの皆さんのおかげにより復興しつつ、 避難をされた方々も新築や改修され、ふだんの生活に戻りつつあります。このことは大変喜ばし いことと思います。

さて本日、私の質問は、震災を経験しましたので、その結果、よいチャンスと思いまして、以前にも質問した関係もありますけれども、3つの質問をさせていただきます。1つ目に未加入の問題、2つ目に防災無線についての質問、3つ目に共同調理場建設事業についてのお伺いをいたします。

まず最初に、未加入問題でございますが、毎年地区役員懇談会が行われ、その内容の中に、未加入問題が多くの地域から提出されていると思います。昨年の長野県神城断層地震の後に、堀之内地区の元区長さんの講演の中で、震災は大きかったんですけれども、地区内100%近くが地域のきずなのおかげで死者もなく安全で避難できたとの報告がありました。しかし、大きな地域においては、きずなだけではこのような報告ができないと思いますし、また、最近は外国の方々

の転入等もあり、地域の役員だけでは未加入問題の解決にはならないと思います。この震災をも とに行政で何らかの方針が出せないものかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、未加入問題についてでありますが、議員ご指摘のとおり、昨年の神城断層地震で特に大きな被害を受けた堀之内、三日市場地区については、かねてから地域住民のきずなが強く、隣近所の助け合いによって、あれだけの大災害にもかかわらず、一人の犠牲者も出なかったこと、いわゆる白馬の奇跡を実現できたものと改めて感じているところであります。

一方で、村内の他地区においては、行政区の未加入者が増加し、特に外国人居住者や外国人経営の事業所がふえている地区においては、なかなか行政区に対する理解をいただけず、地区としてまとまって活動することが難しくなっているということは、議員ご指摘のとおりであり、また、過日の地区役員懇談会でも問題提起がされているところであります。

村といたしましても、住民課の転入窓口に「くらしのガイドブック」を置き、転入者に対して配布の上、各行政区について紹介し、行政区への加入をお願いしたり、外国人転入者についても行政区を説明している英語版の「生活ガイドブック」を作成し配布するなど、行政区への加入促進策を進めておりますが、なかなか効果が上がっていないのも実情であります。

最初にも申し上げましたとおり、昨年の大災害を経験し、私どもは地域のきずなの重要さを改めて認識したところであります。そして、地域のきずなを形にしたものが地域のコミュニティー・行政区でありますので、村といたしましても、行政区の維持・活性化には全力で取り組んでまいりたいと考えております。

特に、現在策定を進めております第5次総合計画では、地域コミュニティーの活性化を大きな柱として考えており、来年度にかけて各地域の実情をお聞きしながら、各地域の実情に合った、地域の皆様と行政が協働で行うコミュニティー活性化の仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からもご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、外国人居住者につきましては、文化の違いから行政区に対する理解が難しいという点もあります。しかしながら、インバウンドの進展から今後も増加するであろう外国人居住者の皆様とは、白馬村の発展のために、ともに協力していかなければなりません。そのためにも、11月18日に開催いたしました外国人との懇談会のように、外国人の方と地域の日本人がお互いに交流ができるようなイベントを企画し、お互いを知ることによって、外国人の方の行政区への加入へつなげられるような取り組みも進めてまいりたいというふうに考えております。

本年4月には、村内30番目の行政区として「めいてつ区」が誕生いたしました。めいてつ区 発足の一つの要因として、同じ地区に住んでいるのに顔も知らない、名前も知らないといった状 況に対する危機感があったと聞いており、昨年の地震も一つの契機となった要素とお聞きしてお ります。村といたしましても、このめいてつ区の例を一つのモデルとして、住民の行政区加入促 進策を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

1点目の質問についての答弁であります。よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

今、やはり文化の違いとかいろいろな部分、問題もあるというふうに行政でも把握していることは、承知はしているつもりでございますけれども、役場のホームページ等を見ますと、区に入っている加入率というものを見ますと、90%から100%というものが8地区だけなんですね。やはりこれは小さな地域になってくるのかなというふうに思っております。そして80%が2地区、それから70%台の地区が6地区、それ以外の区は地域が大きい地域、あるいは転入者の出入りの激しい、激しいというと失礼ですけれども、多い地域が50%以下というようなところも見受けられます。

やはりこういう未加入の方が多いところというのは、今回の地震みたいな大きな災害があると、村長のほうの答弁にもありましたけれども、顔見知りにならないと、細かい部分がなかなかできないのではないかなと、そんなふうに思っているんですが、その辺についての行政の考えというものは、もっと深い考えはないんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田副村長。

副村長(太田文敏君) ただいまの再質問にお答えいたします。

所管は総務課になりますけれども、各地域へ補助金として配分申し上げる予算が地域活性化という形でありまして、それには各地域での催し物等も含まれるような、そんな形に持っていって、例えば山形村とか小谷村なんかでやっている運動会とか、地区での運動会に補助金を出すとか、そのような形がうまくとれて、ぜひ地域で活性化していただければ、そういったそれぞれの地域の中で、顔の見える関係というのが築かれていくのではないかというふうに思っていますので、ちょっとそこら辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) 補助金とか、そういうものの出す出さないというものは、最終的な問題かなというふうに思います。やはり補助金を出す前に、地域の中に溶け込んでもらうというような部分は、各地区の役員や何かに任せても、大きいところになると、役員だけでは限りがあると思うんですよ。

そういう部分では、これは白馬だけではないと思いますけれども、多くの地域で未加入という 問題はあるんですけれども、その問題をもっと根底から考えていかないと、今の若い人たちも地 域に飛び込んでこないというような部分もありますので、何かいい方策があればということで問 題提起をしたわけなんですけれども、もっと行政が指導していただいて、地域住民がふえるというとおかしいんですけれども、人口は大勢いても、各地域の隣仲間がふえるとかというものがないと思うんですよ。

できたら行政である一定の方針を出していただいて、その中から地域の役員等に、こういう形でお願いできないかというようなものを投げかけていただければありがたいというふうに思っているんですが、その辺は新しい方策というものは出てこないでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) この地区の未加入問題につきましては、永遠の課題であります。そんな中で、この白馬村が大きく発展をしてきたその背景には、大勢の都会から入ってきた人、そしてここに生まれた人、そういった中で村が構成されて、今まできたわけでありますけれども、そんな中で、どうしても今の社会情勢といいますか、子どもたちでも親と一緒に暮らさないというような、そういった状況も、一つの今の現代のあらわれではないかというふうに思っているところであります。

そんな中で、いずれにいたしましても、ここで生まれた人、そしてここへ来て生活している人、この人たちが一つになって、この村づくりに協力をしていかなければいけないのではないかと。今回のマナー条例もそうでありますけれども、外国人ということばかりではなく、ここにおいでをいただいてくれるお客様、そしてまたここに住んでいる人たちと一緒になって、そしておもてなしという気持ちをあらわすことによって、この村の気持ちというか、そういったことが一つになって、行政区の加入の推進にもつながっていくのではないかというふうに思っておりますし、先ほど答弁の中で、今回のめいてつ区のお話もいたしましたけれども、私は今回の災害、そしてまた隣近所というお話もいたしましたけれども、これが一つの明るい契機だと思っております。

そんなことで、行政はもちろんのこと、地域の住民の皆様方と一緒になって取り組んでいかなければ、この行政区問題は解決はできないのではないかというふうに思っております。

引き続き行政でも取り組んでいきますけれども、皆様方からまたご意見を頂戴しながら、この 未加入問題、幾らかでも加入率を上げるような、そんな方策を取り組んでまいりたいというふう に思っております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

村長のほうから、永遠の課題だという話が出ております。確かにこの未加入問題というものは、 なかなか全ての方に入っていただくというものには、多くの時間がかかるかなというふうに思っ ております。

住民が安心・安全で生活できる地域をつくるという形で、ぜひこれからも行政と地域役員、あ

るいは地域住民が一緒になって考えていかなければいけない問題かと思っております。ぜひ、今まで村に住んでいる住民の方は、話をしてふやしていかざるを得ないかなというふうに思っておりますけれども、もう一つは、先ほども言いましたように、外国から来られた方が、ぽんと来て、シーズン前に来て、シーズン終わったときには帰っていってしまうような方が多かろうと思います。

そういう部分も、今回の震災では、そういう今回震災を受けた地域に大勢いなかったという部分もよかったのかなというふうに思いますけれども、白馬の地域至るところで空き家を改修されて、外国の方が住んできております。自分の近くにも外国の人がおりますけれども、建物はどんどんふえていきます。知らない間に違うところも買ったよというような話も出てきています。やはりどういう人たちがいるのか、何人いるのかということすらわかりません。この辺もぜひ行政の力をかりながら、地域の人となじんでいくような方策をとっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。先ほど村長が言ったように、永遠の課題になるかと思いますけれども、ぜひ行政のほうも力を入れていただきたいと、そんなふうに思っております。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

2番目として、防災無線についてということで挙げてありますけれども、住民の安心・安全である防災無線については、事あるごとに聞こえが悪いというようなお話があります。今年度、行政のほうから、外部スピーカーというか、柱上にあるスピーカーについては移転をしたりして、努力されていることについては承知をしておりますけれども、今現在、村の世帯にどのくらいの戸別受信機がついているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田議員の2問目の質問であります。

防災無線についてでありますけれども、現在の防災行政無線は、平成4年に運用を開始し、 12月1日現在、2,150台の戸別受信機が村内の家庭や事業所などに設置されています。ち なみに屋外の子局は村内36カ所に設置をしております。

太田議員のご指摘の聞こえが悪いという点につきましては、家電としてのLED照明・パソコン・テレビなどに干渉する、夏季は木々により受信状況が悪化するといったことは把握しておりますし、窓際に設置していただくほか、他の家電と離して設置されるなどの工夫も必要ではないかと思います。これらによって改善されない場合につきましては、個人による費用負担が生じてまいりますが、アンテナの設置をお願いしているところもあります。

また、生活は屋内のみならず、屋外にも及ぶことから、屋外子局の設置も地区からの要望をいただいているところでもありますが、地域住民の合意形成がとれないこともあり、設置箇所の選定にも苦慮しているところであります。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

いわゆる白馬村の世帯が、10月1日現在3,815世帯というふうになっておりますけれども、今のお話を聞きますと、12月1日現在2,150台の屋内機器の受信機の数だということでありますけれども、先般の白馬町の火災のときに、ある住民が、はっきり聞き取れなかったというようなことを言っておりました。では、どういうことがということがと聞きましたら、自分の置いてある場所も悪かったんでしょうけれども、なかなかその場所的なものがわからないというような話も聞きました。

だから、やはりそれは一つは先ほど村長のほうから言われたとおり、受信のLEDとか家電とか、そういう部分の影響もあるのかなというふうにも思いますが、あともう一つは、2,150ですから、世帯全てに受信機が置かれていないという形にもなります。この辺の解消というものは、強制的ではないでしょうけれども、もっとつけていただくような方式はとれないんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) ただいまの戸別受信機の促進というようなご質問かと思いますが、これにつきましては、何回か区長会の折にそのような話も受けたり、過去にも一般質問で同様なご意見もいただいております。

村では事あるごとに、受信機につきましては販売をしていますというような周知も、毎回では ありませんけれども、広報を通じて行ったりとかしておりますので、さらにあの地震を受けたと いう部分もございますので、さらにその辺につきましては、費用がかかってはしまいますけれど も、そこら辺について住民に周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

先ほど太田議員が申し上げられました3,800世帯につきましては、戸数と、この戸別受信機については、1戸につき1台というようなことになりますので、若干配備率といいますか、直接計算すると56%ほどになると思いますけれども、例えば1戸の中で世帯分離をしているというようなところもありますので、正確な数はわかりませんけれども、村としてはさらに普及率を高めるために広報等を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

世帯については、課長が言われるとおり、1軒のうちの中に分かれて2世帯住宅みたいになっているところもあろうかと思いますけれども、まだそうはいっても、56%というような数字であるということですので、それで、料金的には先日お聞きしましたけれども、大分行政で面倒を

見てもらっているという形でありますので、ぜひ普及率をふやしていただくような方策をとって いただいて、皆さんが村の行政無線を聞いていただく、そのことによって、安心・安全であると いうことを植えつけていただきたいなというふうに思っております。

いろんなことを言うと、区の役員のほうが仕事が多くなるというような話もあろうかと思いますけれども、やはり村の住民が安心・安全であるということは大事であると思いますので、ぜひその辺についても努力をしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

続いて、3つ目の質問に移らせていただきます。

共同調理場の建設事業についてということで質問させていただきます。

今年度の予算計上の中で、2年計画ということで予算を計上しました。その後、自分の勉強不足があろうかと思いますけれども、8月27日のウイング21での住民説明会が行われました。大変申しわけなかったんですが、このとき私、所用でおらなかったものですから、お話を聞きに行くことができなかったんですが、その後どのようにこの作業が進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育長。

教育長(横川宗幸君) 太田議員ご質問の共同調理場及び白馬村の学校給食施設更新に関する現在 までの検討経過等を含めてお答えをさせていただきます。

既にご承知のとおりでございますが、かねてより白馬村学校給食共同調理場が老朽化に伴って 緊急の施設更新を要することから、その検討を始めようということが事の始まりでございます。

検討に当たっては、昨年度末に各方面の専門家や学校関係者、PTA関係者に一般公募を含めて委員の委嘱をし、白馬村学校給食施設検討委員会を立ち上げ、現在に至るまで検討を進めてきております。

具体的に経過といたしましては、平成27年3月13日に第1回検討委員会を開催し、正副委員長を互選で選出、委員会の方針について確認し、施設ごとの現状報告と情報共有をするとともに、委員全体に他自治体施設の情報提供をいたしました。

続いて、6月30日に第2回の委員会を開催し、新年度となったため、役職変更に伴う委員の一部変更があったことから、正副委員長の継続就任を決定し、現在の共同調理場、南小学校給食調理場の施設ごとの現状を再度確認していただきました。また、今後の審議予定等の素案を示し、子どもの人口推移や方式別比較表による概要もご審議いただきました。

その後、議会の皆さんもご承知のとおり、議会視察に随行する形で7月15日に東御市北御牧 給食センターの先進地視察を行いました。続いて、7月22日には第3回の委員会を開催し、先 進地視察の報告を行い、施設更新による方式別経費比較を協議いたしました。

議員ご質問の住民説明会については、この委員会の折に委員からの住民説明会実施の提案があ

り、協議の結果実施したものであり、8月27日にウイング21において全村を対象とした住民 説明会を開催し、現状説明と先進地視察映像の視聴、経費比較の説明をいたしました。

また、議員から参加者が少なかったとのご指摘をいただいておりますが、教育委員会事務局といたしましても、開催のお知らせを行政無線と広報はくばでお知らせし、またチラシを作成して、地区を通じた全戸配布、新聞折り込み、学校を通じた保護者配布などにより内容を広く周知してまいりました。しかし、参加者が少なかったことはまことに残念であり、開催時間帯の設定や早い時期からの周知が不足であったと反省をしております。

その後、10月8日に第4回の委員会を開催し、今後のスケジュール確認と、学校ごとの保護 者説明の計画、報告書様式の下書き版を提示し、協議をいただいております。

この会議の中で委員から、さきの住民説明会の参加者が少なかった旨の指摘があり、全村を対象とした説明資料の配布と自由記述アンケート形式での意見収集の実施提案があり、委員会で了承されたことから、10月19日に村内各地区へ配布するとともに、小・中学校保護者配布、保育園、幼稚園でも配布を実施し、11月6日に回収を一旦締め切り、集約をしたところでございます。なお、回収結果は、約3,600枚の配布に対しまして約60枚のアンケートの回答をいただき、回収率としては1.6%となっております。

その後、白馬南小PTAから要望があり、11月11日の参観日にあわせて南小学校PTAに対して教育委員会事務局職員による説明会を実施しております。11月17日には第5回委員会を開催し、全戸配布資料のアンケート欄回答結果を報告し、あわせて南小PTAへの説明会の状況報告をいたしました。

この委員会では、白馬南小学校PTAと委員の栄養士の方から、PTAに対して食育面での説明会を実施したい旨の要望がありましたので、委員会で検討し、実施することになりました。また、施設更新に向けて新施設の給食供給対象を幼稚園及び保育園へ事業拡大することの可能性も検討いただいたところであります。

11月30日には、白馬幼稚園の保護者会から要望があったため、幼稚園の給食試食会の前段で教育委員会事務局職員による説明会を行い、12月7日には第5回の委員会で了承をいただきました地域栄養士による南小PTAに対する食育面での説明会を実施いたしました。

なお、今後は、12月14日に幼稚園保護者会説明会の報告、地域栄養士による南小PTA説明会の報告、南小学校給食調理場改修案の検討、そして検討結果報告書などについて検討をいただく第6回の委員会開催を予定しております。

いずれにしましても、共同調理場については、施設の老朽化による影響で施設更新に時間的余裕がないことから、年度内には村長に対して検討結果をまとめて報告できるよう、現在も検討を 進めております。

また、白馬村及び教育委員会の方針としましては、白馬村の未来を担う子どもたちに対して、

平等な教育環境の享受と平等な子育で環境の提供を念頭に、この給食施設の更新を進めてまいります。かつて昭和60年前後には同様の件が村を二分するかのような事態に発展した経過もありましたことから、多くの意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

栄養士や調理員のたゆまぬ努力をよそに、どちらがおいしい、どちらがまずいといった心ない発言が聞こえてくることもあるように聞いておりますが、白馬村で育った子どもたちが成人し、その子どもたちが将来白馬村を振り返ったときに、皆が笑顔でおいしい給食を食べたと胸を張れる施設の更新を目指して、検討委員はもとより、白馬村、また教育委員会も努力を重ねているところでございます。

以上、太田議員の答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

ちょっとこれ、今初めて聞いたというと失礼ですけれども、10月19日のアンケート配布という話が今出ました。私、ちょっとアンケートを見ていないというのが現状でございます。このアンケートの配布はどこの方が配布したのか、その辺をお聞きしたいというのが1点。

それから、今給食のおいしい、まずいという話があるというようなお話も出ました。この辺について、先輩議員から以前にも食育の問題が出ておりますので、その辺わかりましたらもう少し詳しくお話をお聞きしたいと思います。お願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長(松澤忠明君) ご質問の件についてお答えをさせていただきます。

アンケートにつきましては、地区の広報紙配布の折に、区長さんのほうに一緒にお配りいただけるようにお願いをして配布いたしました。また学校を通じての配布、そして役場のホールでの配布というようなことで、情報をとにかくなるべくたくさんの皆さんに聞いていただくということで配布をしてございます。よろしくお願いいたします。

また、先ほど教育長の答弁の中で、おいしいとか、おいしくないとかいうような発言ということでございましたけれども、南小学校から中学に入ったときに食が変わります。そういうようなときにそのようなお話があったやに聞いているということでございますので、ただ、誰がどういうような形で述べられたかということについては、特定はしてございませんけれども、そのような発言が耳に届いておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

それから、今教育長のほうからのお話ですと、南小学校のPTAの会合が多くて、北小、中学校の会合というか、PTAのお話がないわけなんですけれども、その辺の扱いというのは役員任せなんでしょうか。いかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長(松澤忠明君) 両校、そして全ての学校に説明会の必要があるかということを問いかけております。また、PTAの役員の皆さんにも検討会議の中で出席をいただいておりますので、そこでも問いかけをしております。

南小学校のほうからは要望がございましたけれども、北小学校、中学からはそのような意見が 出てこなかったということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番(太田正治君) ありがとうございました。

いわゆる子どもたちの給食というものは、大変重要な問題だと思います。先ほどもありましたように、ぜひ村内が二分されることなく全員一致で前に進んでいただくように努力をしていただいて、給食センターの改修、あるいは建設に向けて、試案というか、計画を練っていただきたいと、そんなふうに思います。

これで質問を終わります。

議長(北澤禎二郎君) 質問がありませんので、第5番太田正治議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午前10時42分 再開 午前10時47分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番(太田 修君) 8番太田修です。

12月定例議会の一般質問も、きょう2日目となります。既に5名の同僚議員が終了しておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

震災から1年、この教訓を風化させないようにと願い、神城断層地震1年復興祈念行事が開催 されたところでございます。その中で、体験者の発表を聞きながら、改めて災害への恐怖と、そ してまた防災意識について再認識をしたところでございます。

今回は、復興・復旧等に関わります国からの補助金の立てかえによる資金繰りの状況、そしてまたそれに伴う他の事業への停滞するような事業があったのかについてお伺いします。また、平成28年度予算編成期を迎え、行財政運営の中で最も優先すべき事業の選択、そしてまた集中投資を行う事業等によりまして、まずは活性化を図っていくことが大切ではないかと思います。

1点目といたしまして、復旧・復興事業の進捗状況について、また、2点目といたしまして、 平成28年度の重点事業の予算編成等について、大きく2間に分けて質問させていただきます。

まず1問目といたしまして、復旧・復興事業の進捗状況についてでございますが、この定例会、 村長の招集挨拶の中で、発災以降避難指示が発令されていました堀之内地区の県の発注工事が完 了したということで、避難指示の解除がしたという旨の話がございました。そうはいえ、まだまだ被害地域におきましては、復興・復旧はまだ道半ばであります。次の点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目といたしまして、地域コミュニティー施設として活用されてきました堀之内、そしてまた三日市場の両公民館の建設事業につきまして、当初予算で計上されておりましたが、この 進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、復興祈念事業で、村長より復興公営住宅建設についての発表がございました。また、過日議会の震災復興特別委員会でもその説明を聞いたところではございますが、同僚議員とも大分重複するところもございますので、もし報告漏れ、あるいはこんなことが新しいニュースだよというようなところがありましたら、それについてお聞かせいただけたらと思います。

また、3点目といたしまして、復興事業費に対する補助費の立てかえで、資金繰りや、そして また他の事業への影響、あるいはそれによるおくれ等があるのかどうなのか、以上3点について お伺いをいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田議員からは、大きく2点について通告がございました。

まず、1点目の復旧・復興事業等の進捗状況についてでありますが、堀之内・三日市場の両公 民館建設事業の進捗状況についてでありますけれども、今年度、2施設の高齢者支え合いセンタ 一整備のための予算を計上し、国に協議書を提出してまいりましたが、内示があったのは堀之内 地区の1施設のみであり、三日市場地区に整備予定の施設については内示がされませんでした。

現在、堀之内地区に進めております高齢者支え合いセンター建設の進捗状況につきましては、 基礎工事を終え、柱、はり、屋根などを組む建て方を行い、現在は外壁の下地に進んでいるとこ ろであり、今後、屋根をふき、外装までを早目に仕上げ、3月末の完成を目指しているところで ございます。

次に、復興住宅の建設の計画につきましてお答えをいたします。

村営住宅の建設計画につきましては、昨日の篠崎久美子議員の一般質問でもお答えをしたとおりでありますので、答弁は省略させていただきますが、現段階での建設に要する費用と財源につきましてはお答えをいたしますが、現段階では、概算になりますが、補助対象事業費は約5億4,000万円となっております。国庫補助金は補助対象事業費の2分の1以内という規定から約2億6,800万円、これに県費の上乗せ分として約5,900万円が加わり、村が負担する金額は約2億1,000万円と見込んでおります。

補助対象事業費の村負担分につきましては、全額、公営住宅建設事業債が充当できる制度となっております。なお、この起債には交付税措置はございません。

補助対象外費用といたしましては、上下水道の本管からの引き込み工事、上水道加入金等があり、約1,000万円を見込んでおります。

補助残と補助対象外経費を合わせました村の負担額は、概算ではありますが、約2億 2,000万円程度と想定をしております。

次に、復旧事業に対する補助金の立てかえ分で、他事業への影響などについての質問でありますが、昨日の津滝俊幸議員の答弁でも申し上げましたが、既に多額の立てかえ金が生じております。今後は、国庫補助金や県補助金については、概算払い請求などを含め早目に交付をしていただくよう県を通じて調整をしておりますし、村債についても完了した事業から順次借り入れを行う予定でおります。

平成27年度の予算編成方針といたしましては、本年3月の定例会で太田修議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、多くの事業の見直しや特定財源の確保を進めながら、緊急性の低い事業を先送りとし、職員の業務量を軽減し、その軽減した分を、人的対応を含めて災害復日事業に振りかえられるような予算編成に基づき、これまでも執行しております。

質問の、立てかえ分による他事業への影響やおくれなどの有無につきましては、津滝俊幸議員 の答弁でも申し上げたとおり、事業の進捗を注視しながら、資金計画としては一時借入金により 処理をしておりますので、影響はないものと考えております。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) ありがとうございました。

地域コミュニティー施設として活用されてきた公民館が、高齢者支え合い施設というような形になって、堀之内のみが事業採択を受けたということでございます。三日市場地区につきましては、先日ちょっと県議団の会派の人たちが地元の状況を見ながら、地元の人ともちょっと打ち合わせをしたというような新聞記事を見たわけですけれども、これについて、予算のつく、つかないは、これはまた国のことで、国が決めることですので何とも言えませんけれども、一応今後どのような考え方を持っているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) お答えします。

今回堀之内地区に整備いたします事業につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金という事業であります。これにつきましては、三日市場のほうにつきましては、要望は上げましたけれども、先ほどの村長の答弁のとおり、内示されませんで、採択されませんでした。

今後につきましては、来年度その事業自体がどういうふうな状況かということは、まだ県のほうからお聞きしておりませんけれども、最終的に決めるのが国のほうで決定になるものですから、 その辺につきましては、地区とまた村のほうとご相談という形になろうかと思います。 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) 福祉空間整備推進事業交付金の関係でございますが、これについては、多分100%補助ではありますけれども、当然それに付随する動向等も出てくるかと思います。その辺について、今回の事業が地元負担になるのか、それから村負担になるのか、その辺のところと、あと、その三日市場の関係でございますけれども、これは三日市場の人たちとしっかりそういった、こういう状況だというような話し合いは持たれているのかどうなのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 太田議員からの福祉支え合いセンターの関係について再質問でありますけれ ども、この事業は国の事業でありまして、今まで予算もあったわけでございますけれども、こと しは3分の1に減らされたというようなことで、非常に厳しい状況でありました。

そんな中で、県、国のお金で何とか一つだけ、堀之内の一つだけ採択をされたという状況であります。そんな中で、この事業が今度平成28年度は恐らく無理ではないかというふうに思っております。

そんな中で、これから三日市場の関係のことも含めてそうでありますけれども、地域の皆様方とまたご相談をする中で、どうすればいいか、そんな対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

そしてまた、堀之内の関係については、3,000万という建設費、それから300万円のいろいろな設備等がありますものですから、3,300万ということであります。その関係については、今太田議員が不足分は行政のほうでというような話もありましたけれども、そういうことは村のところ考えてはおりません。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) 確かに国に申請していく上で決まるものですから、これはいたし方ないところではございますけれども、ぜひ住民とそういった状況であるとか、今後どういうふうにしていくか、そういった意見等もぜひ話し合うような機会を設けていただけたらいいのかなと、そんな思いをしております。

また、この事業につきましては、多分私、前回一般質問でさせていただいたんですけれども、 池田で建設されたときは、これは村が事業主体になってというような話を聞いたかと思いますが、 これは村が事業主体で行った場合、今後どのような管理等を考えているのか、その辺についてお 伺いをさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) この堀之内の施設も白馬村が事業主体であります。そんな中で、今この前の

起工式というようなことで、私参加いたしましたけれども、白馬村が事業主体で進めていくとい うことであります。

あと、担当の課長のほうから補足がありますので、お願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) 管理につきましては、地元地区のほうに指定管理という形で、飯田 の公民館もそうですが、同じ形態でお願いしていきたいというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) ありがとうございました。

みんなが復興に向けて、何とか前の生活を取り戻そうという取り組みの中でございます。ぜひまた地域の方といろいろなお話を詰めていただきまして、一日も早い復興を願うところでございます。

復興住宅の関係につきましての関係ですが、これについてちょっとお伺いさせていただきたいと思うんですが、ここに入居者が全員65歳以上、または同居者ということで書いてありまして、そのほかにも1から5項目の条件があって、その人たちにつきましては、栄村を参考とした低額の家賃という形になろうかと思います。そうでない一般公営住宅として使われる方につきましては、提示された表に基づいて行うということで、これについて入居期限等の制限がありますかという質問に対しまして、この範囲の中で、要するに前年度所得の割で上がっていって、最高到達したときはそれ以上の入居はできませんという説明で私は捉えたんですけれども、その辺の捉え方でいいのかというのと、あと被災者用の低額料金の形の中でのこういった入居制限等があるのかどうなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 太田修議員のただいまの質問につきましてお答えをいたします。

太田修議員からご質問いただきましたのは、本会議の後に開催されました特別委員会で、こちらのほうから提出をいたしました資料の家賃の関係でございますが、村長の答弁、開会の挨拶にもございましたが、今回つくります被災者向けの村営住宅につきましては、栄村の家賃形態、または規定を準拠して作成していくということで、村長のほうから申し上げたとおり、私どもも栄村の家賃形態をそのまま使っていく考えでおります。

その中で、この被災者向けの低額家賃につきましては、栄村同様65歳以上、入居者全員が65歳以上の場合、または同居者に、このお配りした資料に1から5まで記載をしたものがございますけれども、そういった同居者がいた場合については、その家賃を適用するというものでございます。ですので、65歳未満の方、または該当する同居者がいない場合については、法律、公営住宅法に基づいた家賃の算出によった家賃において入居していただくことになろうかと思います。

詳細につきましては、条例または規則において今後定めていきますので、変更はあろうかと思いますが、現段階ではそのような考えになります。

また、後段太田議員のほうからご質問のございました収入の変動の関係でありますが、毎年前年度所得をもとに家賃の算定をしてまいります。公営住宅法の場合につきましては、通常の階層4階層と、それに加えまして2つの裁量階層、その上にさらに収入超過者対応用の家賃区分がございますので、前年度の所得によりまして、その区分に従って家賃を納めていただくことになります。ですので、被災者向けの家賃形態につきましても、その前年度の所得によって家賃が変わってくるということになります。

なお、村の現行条例の中でも、前年度について大きく家賃が変わる例といたしますと、退職を した場合、次年度、当年度は収入がなくなりますので、そういった場合については、申し出をす ることによって勘案するという規定もございますので、一律前年度所得によって決めるというこ とではございません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) どうもありがとうございました。

22日には説明会も予定されているというようなことでございます。当初より住民に沿った事業であり、そしてまた被災された方の精神的なこと、あるいはいろいろ等々を配慮してぜひまた丁寧な説明をしていただけたらいいのかなと思っております。

あともう一点だけお伺いしたいんですけれども、これは三日市場と、それから堀之内以外での 入居者希望はあったんでしょうか。そこだけ、もし個人情報等の関係があるようでしたら、答弁 いただかなくても結構です。

議長(北澤禎二郎君) 山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

6月に、今後の住まいに関するアンケートというアンケートを実施いたしました。その中で、 今後どのような形態で住居を考えるかということで、複数の設問を設けました。その中の一つに、 村が建設する村営住宅への入居という項目もございました。その村営住宅に入居を希望するとい う方の積み上げの中で行っておりますが、大きく被災をいたしました堀之内、三日市場地区のほ かに、村の住家の解体の補助によって家を取り壊した方も北城地区にいらっしゃいますので、そ ういった方を目途に、白馬中学校の西側に1棟つくる計画でおります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) ありがとうございました。

それから震災の関係で、マックスで12億5,000万くらいの一借が発生するのではないか

というような説明がございました。一応、そのほかに村の分担的なものというのは1割程度あるかと思いますし、そのほかに村単事業での費用等も出てくるのかなと思うんですけれども、村単事業の規模というのは、今現在、もしわかればで結構ですが、教えてください。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。

太田議員、よろしいですか。村単事業というのはどれを指しているのか、ちょっと具体的にお 願いします。

第8番(太田 修君) 要するに、震災復興・復旧費のほうで認められなくて、村独自がやっていく村単事業というのが発生しているとしたら、その件数と、おおよそ金額がわかれば教えてほしいということですが、よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 国庫負担法による災害復旧以外の単独分でございますが、予算書ベース になりますけれども、単独分の現在の工事費の予算上の金額につきましては、26年度の分も含めまして、総額で2億7,000万円ほどの工事費を村単分ということで計上をしております。 財源につきましては、起債と一般財源という内訳になります。

公共土木施設災害につきましては、以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 続きまして、横山農政課長。

農政課長(横山秋一君) 農地、農業施設関係でありますが、若干県の小災害という補助金、額は 多額ではありませんが、それも含めますと、今まだ集計中というか、今になってもまだちょっと 不具合があるという訴えもありますが、今のところ3,300万から3,500万くらいでおさ まるのかなと、来年以降また不具合が出てくれば、それはまた後の話ですが、今のところその程 度というふうに見込んでおりまして、財源は県の補助金が若干と、あとは単独の起債等になりま す。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井 洋君) 上下水道関係ですけれども、下水道の関係についてはおおむね 1,000万弱くらいです。まだ細かな調査をしているところ、さらに不具合なところが見つかっているところがございますので、まだ集計中というところでございます。

上水道に関しましては、やはりこれも約1,000万弱となりますが、新しく更新したものと、 純粋に災害だけの復旧の部分というのが、まだ正確な分けをしてございませんので、また年度末 くらいまでにはおおむね数字確定するかと思います。

また、先だっての議会でもお認めいただきましたとおりに、大左右地区、また青鬼地区に対する小規模水道というような形の関係も単独事業になりますので、これが大体700から800万程度という形になるのが現状でございます。まだちょっと正式な積み上げが終わっていないとい

うことで、あくまでも概算ということでお願いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 私のほうからは、冒頭で一時借入金の金額が最高で12億5,000万というところからの単独事業のお話ということで、若干補足させていただきますが、現行予算の中で現在一時借入金の最大が3月に12億5,000万と、この中には、今所管課の課長が申し上げました単独事業というのは予算編成の中に組み込まれておりますので、それも含めて12億5,000万ということで補足をさせていただきます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) ありがとうございました。

道半ばのところのそういう予算ということで、またそんな質問をして申しわけなく思っていますけれども、一応、いずれにしましても、多額な費用がかかっているし、またそれに伴います作業等につきましても、職員の協力、そしてまた退職者、あるいは専門職を経験された人たちの応援もあって今日に至っているのかなと思っております。あともう少し頑張っていただいて、何とか完全復旧に向けて頑張っていただけたらと思っております。

それでは、2問目のほうへ移らせていただきます。

平成28年度の重点事業と予算編成についてお伺いいたします。

中長期的な取り組みや、そしてまた平成28年度の行財政計画、また村の基本計画となります 総合計画や、そしてまた総合戦略、観光地経営計画など、策定や、あるいは実施する年度となっ てくると思いますが、次の点についてお伺いいたします。

まず、第1点目といたしまして、地区役員懇談会におきまして、区のほうから要望が出ております未加入者の関係、あるいは公共等の負担割合等にいろいろ誤差が出ているのではないかというようなこととか、あと冬季のみの営業施設ということで構えている外国人等の意見等が出たところでございます。これにつきましては、先ほど同僚議員のほうの質問と重複するところがございますので、もしそれ以外のところでありましたら、お願いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、平成28年度の予算編成に当たり、最優先に取り組むべき事業と、それから集中投資をして行う事業があるかと思いますが、この辺について28年度の計画をお聞かせいただけたらと思います。

それから、3点目といたしまして、村有施設は数多くあるわけですが、今回は体育施設や観光面での活用等も含めまして、その維持管理や、それからまたそれに伴います使用料等の状況、そしてまた今後施設の有効活用に向けてどのような取り組みをしていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、4点目といたしまして、第5次総合計画に伴います住民アンケートの中から、村づくり

の中で必要なものはというような項目の中で、「恵まれた自然環境を大切にした水や空気のきれいな村」との回答者が68.6%と最も多く出たわけでございますが、今後総合戦略、あるいは観光地経営計画等に取り組む中で、その辺の整合性をどのようにとっていくのか、以上4点について、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2点目の質問でございますけれども、平成28年度の重点事業と予算編成等 に関する質問でありますが、まず、地区役員懇談会で課題として出された行政区への未加入者の 対策、また地区活動などの公平な負担に対する行政としての対応策についてお答えいたします。

行政区未加入者の問題につきましては、議員ご指摘のとおり、本年度の地区役員懇談会においても多くの地区から問題の提起がされ、特に地区加入者の減少、そしてまた高齢化により地区の活動にも支障が出てきているとのご意見を数多くいただいております。

先ほど太田正治議員の質問にも答弁をしたとおり、行政区の維持・活性化は、昨年の震災を経て、より重要であると認識をしておりますので、現在策定を進めております第5次総合計画の中でも、コミュニティーの活性化を政策の重要な柱に据え、地域ごとの実情を把握した上で、より効果的な施策を企画・検討してまいります。

地区負担の公平化につきましては、まずは行政区への未加入者解消が第一になるかと思います。 特に外国人居住者の行政区加入対策につきましては、これも先ほど太田正治議員のご質問に対し て答弁をしたところでありますが、外国人の居住者と、そして地域住民との文化交流ができるよ うなイベントを通じて、外国人居住者に行政区の活動に対する理解を深めていただけるよう取り 組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、行政といたしましても、補助金などの財政的支援のほかに、地区の負担軽減につながるような支援ができないか、今後も検討をしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

次に、平成28年度の事業で最優先に取り組むべき事業等についてでありますが、現在予算編成作業が開始したばかりでありますが、当初予算での最優先に取り組むべき事業といたしましては、やはり復興支援策の事業となります。具体的な事業といたしましては、村営住宅の建設や被災者の住宅建築資金に係る利子補給の支援、そして被災農業者への支援などを予定しております。また、今回の震災を生かし、防災計画の見直しや平成29年2月に開催する冬季国民体育大会などであります。

次に、村有施設の維持管理面や財源確保の状況や、施設の有効な利活用への方策などについてでありますけれども、現在、公共施設の維持管理については、施設によっては老朽化が進み、多額の維持管理費がかかる状況であります。この費用は利用者の利用料を充てておりますが、多くは一般財源で対応しております。これらの状況を踏まえ、平成28年度に公共施設等総合管理計

画を策定する予定であり、その計画の中で、公共施設の現状、そして将来の見通し、公共施設の総合的かつ計画的な管理基本方針、施設類型ごとの管理基本方針、公共施設更新費用の見込み額の算出、施設面積縮減等の方策など具体的に策定することとしております。策定した計画を公共施設などのマネジメントに活用することで、施設の有効な利活用や管理コストの削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして最後に、第5次総合計画のアンケートの「恵まれた自然環境を大切にした水や空気のきれいな村」との回答者が68.6%と最も多く、関連事業である総合戦略や観光地経営計画への取り組みと整合性についてでありますけれども、まずは、白馬村総合戦略につきましては、地域資源を活用し、さまざまな取り組みをして人口減少の克服をするということで策定を進めております。この地域資源の活用の中には、地域における人材活用や、質問にございます恵まれた自然環境、水や空気のきれいな村を念頭に置いて考えており、戦略の中にクリーンエネルギー・自然エネルギーの利活用や焼却ごみの削減、ごみのリサイクル化の促進という項目を施策の展開として盛り込んでおります。

そして、第5次総合計画、白馬村総合戦略、白馬村観光地経営計画の整合性という部分では、 総合戦略につきましては、総合計画の策定にあわせまして、同時進行で計画審議会の中で議論を いただいておりますし、また計画審議会の委員の中には、公募委員も含め観光地経営計画の策定 委員の方にも観光局の局長を初めとして6名の方に入っていただき、整合性に配慮して策定を進 めております。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) まず、では1点目のほうの関係からでございますけれども、これにつきまして、県内の状況もやはり同じように悩んでいる市町村が多いようです。安曇野市につきましては、区のマニュアルの中に区加入促進に向けた取り組み、あるいはまた高森町では、町民参加条例第3条に自治組織への加入促進、そして茅野市では、ことしの6月定例議会に出たそうなんですが、こちらのほうで自治区への加入を義務づけるというような入区条例を今現在検討中であり、今の市長の任期の中で方針を決めたいというようなことも出ておりました。

また、この間テレビを見ておりましたら、下條村は今非常にIターン等によりまして人口がふえているというような中で、こちらのほうに転入される方々に、移住条件の中に入区というものを規制しているんだというような報道をされておりました。村もなかなかこれ何か決め事をつくって入っていただくような施策も必要な時期に私は来ているのではないかなと思いますが、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今太田議員が言われました下條村の報道も私も見て、そんな話を総務課長と

したところでありますけれども、入ってくる人に対して、例えば消防団の加入をしてもらう、そ して自治区へ入ってもらう、そういった約束事をしてもらっているというような報道がありました。

今村では住民課のほうで、住民登録に来たときにそういった説明はしているわけでありますけれども、そういった勧め方が果たして十分であったかどうかということは、非常に疑問ではありますけれども、そういった小さいことから一つ一つやっていくことが、一つの加入率のためになるのではないかというふうに思っております。そしてまた、この加入自体を規制で縛るということにつきましては若干問題があるようであります。そんなことも含めて、どんな方法がいいのかも含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) 議長、すみません、あと残り時間、どのくらいあるんですか。

議長(北澤禎二郎君) 19分です。

第8番(太田 修君) 19分、はい、ありがとうございます。

正直言いまして、なかなか難しい問題であって、これがなかなか入っていただけない、あるいはそういう理解が得られないというようなことがもとになっているのかなと思いますけれども、私どもの地区等におきましても、なかなか役員のなり手がない、あるいはまた順番で回っていく役員もなかなか跡継ぎがいないとか、あるいは高齢者、独居世帯がふえているというような状況の中で、非常に厳しいところもあります。かといって、先ほどの例を挙げたわけですけれども、強制的にというのも確かにいかがかというところもあろうかと思います。

一応、一番困るのはごみの関係なんですよね。ごみの集積場等については、これは納税に対する対価ということで、判例等も行政のほうでやるようにはなっているんですけれども、その施設管理等が地区でやっていて、これもなかなか手も回らないというような現実もあるようでございます。そんなこともぜひ含めて、またいい方向で、この問題が永遠の課題にせず、できたらなるべく近い時期の中にそんなことを取り入れていってほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一応、28年度の予算編成の関係でございますが、確かに復興支援が第一になってくるのかな と、これは当然のことであると私も認識をしているところでございます。

9月の定例議会でもちょっと質問させていただいたんですが、質問等の時間もなく過ぎてしまったんですけれども、一応、県のほうといたしましては、学問のすすめといって、信州大学と信濃毎日新聞で行った講座はあるわけなんでございますけれども、この中で阿部知事は、モンベル社の辰野会長さんと談話の中で、土地、それから河川、あるいは河川の管理者との調整、あるいは道路の整備など課題は多いが、本気に進めたいんだというような話がされておりました。これ

につきましては、前回言ってありますけれども、カヌー、あるいは自転車、トレッキング、人力 だけで移動を行うようなシステムのものでございます。

県知事はこのときに第1案として、軽井沢から飯山市、そして第2案というか2コースとして、 松本から白馬までというような説明をされておりましたけれども、こういった中で、今本当にグ リーンシーズンの誘客が大事なときでもありますし、また村自体も、あるいは県の指導を受けま して、世界水準の滞在型観光等も行われております。また、地方創生事業も始まっておりますの で、非常にいい機会だなと私は思っています。

県知事は、こんな美しい自然環境の中で暮らせる場所はそうはないよとまで言っています。そ ういった自然条件に恵まれた白馬でございますので、ぜひそういったこともそういった施策の中 に入れていただきまして、県あるいは国等を通じながら、ぜひそんなところの実現に向けて取り 組んでいただけたらなと思っております。

一応、次の村有施設の関係でございますけれども、先ほどの話に続いていくんですけれども、 上田市、菅平の関係になりますけれども、東京五輪、あるいはパラリンピックに備えて、また 2019のラグビーワールドカップ日本大会の誘致に有利に進めるために、一応文科省の事業を 一部導入しまして、10億円規模でそういった整備をするというようなことが新聞に出ておりま した。

白馬も何かできることから始めていかないと、なかなか先ほどの説明のとおり、老朽化が進み、 それにかかる維持経費はのすものの、なかなかそれに比例した収入が得られていないというよう な状況でございます。

今までちょっと一例でばっと流してきましたけれども、その辺を含めて今後、あるいは来年度 どんな取り組み、あるいはどういうことを国、県へ要望して進めていくのか、その辺のもし案が あったら聞かせていただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。

太田議員、どの施設のことを具体的に言っているのか、もしわかれば。それによって、ちょっと答弁する人が違いますので。すみません。いいですね。

下川村長。

村長(下川正剛君) オリンピック施設の老朽化というふうに捉えているわけでありますけれども、このオリンピックのジャンプ会場、そしてまたスノーハープの関係につきましても、ことしtotoのお金をいただいて、今ジャンプ台の改修もしました。そしてまた今雪上車の関係もtotoのお金をいただいてジャンプ場、そしてまたスノーハープのほうへも配置をしております。非常に、授与式に行ってまいりましたけれども、日本オリンピック委員会の大勢のお偉方の中で、2億いくらというtotoのお金をいただいたところであります。

そんな中で、そういったオリンピック施設の老朽化もあるわけでありますが、国の支援をいた

だきながら、そしてまた t o t

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) まことに広範囲になって質問というような形になって、まことに申しわけ ございませんでした。聞きたいところは、今村長のほうから答弁をいただけたのかなと思ってお ります。ありがとうございました。

ちょっと時間の関係もあって、欲張り過ぎてしまったかなと自分でも反省していますので、よ ろしくお願いいたします。

第5次の総合計画の自然環境の関係でございますけれども、村の環境基本条例、基本理念の第3条第4項には、自然環境に溶け込み調和のとれた潤いあるまちづくりを進めるというようなことが書かれております。確かに町並み景観とは、これから非常に大事になってくるのかなと、そんな思いをしております。

農地等については、農業委員会がありまして、転売とか、あるいは農地地目変更等が私たちの 耳にも入りやすいわけなんですけれども、新築、あるいは家屋の売買等のされた家屋や施設等で、 そういうところが増築等を行うような場合について、建築確認が必要になってくるかと思うんで すけれども、これについて村はどのような関与をされているのか、その辺について教えてくださ い。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 一般論ということでお答えをさせていただきます。

現在、新築・増築に伴う建築確認申請につきましては、小泉内閣の規制改革のときから民間検査機関での審査も可能となっておりますので、白馬村を経由して県の建築主事が処分するものと、民間検査機関が処分するものとございます。どちらにしろ、建築基準法に従って建築士等が設計、必要な書面をつけて申請を行い、建築する前に確認済証、要は建築内容を事前確認をするのが建築確認申請でございますので、法に従って合致しているかどうかを建築主事、もしくは民間検査機関が判断をするということでございます。

ですので、行為につきましてはあくまでも申請者主義ですので、申請者の方が法をかいくぐって、または法に従わずにやった場合については、そういった把握は非常に難しいものでございます。ただ、そういったことを防止する関係から、長野県におきましては建築パトロールというものを月1回実施しております。白馬村、小谷村、そして県から委嘱を受けた建築士と3名で、白馬村、小谷村をパトロールいたしまして、その中で、必要な表示等が漏れている場合については、その場で是正を行うという対応をしております。

ただ、改築につきましては、大規模な主要構造体に係りませんと確認申請が必要とならない場

合もございますので、全てが把握できるかということは現実難しい面があろうかと思います。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 建築物の関係に伴います景観条例の届け出につきまして、総務課が所管 しておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

建物、一定要件を超える、新築はもちろんですけれども、増築の場合でも一定要件を超える場合には、県の景観条例に伴います届け出が必要になってまいります。その審査につきましては総務課で行っており、その建物の形態、形ですね、意匠、または村の色彩計画に合っているかどうかというようなものもあわせて審査しているという状況で、いわゆる先ほどの景観に溶け込むような部分につきましては、総務課のほうで指導しているということでございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。 質問はありませんか。太田議員。

第8番(太田 修君) ありがとうございました。

今話を聞いていますと、村ではなかなかそこへ立ち入る、あるいはパトロールに参加するというようなことは難しいようでございますけれども、何かだんだんそういった景観が損なわれているかなという現実はありますので、またぜひいろんな角度から検討していただけたらありがたいなと思っております。

自然環境面での関係になりますけれども、私も山を仕事の関係で長く経験をさせていただきま した。私の経験から見ますと、本当に人の集まるところというのは、踏み荒らし等があれしまし て、非常に荒廃されていきます。また、では人の入らない場所はいいかなと思うと、なかなか岩 の陰にごみを捨ててあったりとか、そういったことも見受けられたわけでございます。

今、栂池自然園はロープウエー化を進めることによって、広範囲な保護、保全ができているというふうに聞いております。村の世界水準、あるいはまた滞在型観光地づくりに取り組む村として、県、あるいは国等に協力、あるいはお願いをしたりしながら、何とかゴンドラ、あるいはロープウエーの延長計画等について考える、研究するような考えがあるか、その辺について、これは村長さんにお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今の質問でありますけれども、きのうも一般質問でそんなお話をしたわけで ございますけれども、白馬村はグリーンシーズン、いかにお客様が来ていただけるということが これからの白馬村の観光の一つの目玉ではないかというお話をいたしました。

そんな中で、大雪渓への道路の至るところで路肩が壊れているというような状況、そしてまた、 そういったことに多くの日本の3大雪渓の一つでもあります大雪渓が、大勢のお客様から見てい ただく、そのためには、何とかスムーズに上がれるような対応ができないのかどうか、そんなことも検討してまいりたいと思っております。

そしてまた、この大雪渓から栂池の自然園のこの登山道の関係も、非常に登山の関係者からは 要請があるわけでございますけれども、そんなことも含めて推進をすることによって、先ほどの グリーンシーズンという、そういったお客様に大勢来ていただけるような、そんなことを思って いるところであります。

そしてまた、この白馬は本当に類いまれな山岳景観で大きな財産であります。そんな財産を後世に残していく責任も、我々今現在生きている人間として当然でありますし、そしてまた、来年は山の日が制定されるというようなことで、そのイベントが8月11日に、上高地が第1回の山の日のイベントを行うということで決まっているわけでありますが、そんな中で、全国のガイド協会の総会を白馬村でやりたいという、そんな話があるわけでありますが、まだ日程ははっきり決まったわけではありませんけれども、ガイド協会の方々はそんな取り組みをして、この白馬のこの大自然をまた全国に、そしてまた全世界にPRできればなと、こんなふうに思って期待をしているところであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。 第8番(太田 修君) すみません、時間を。2分、はい。

正直言って、八方でもなかなか尾根筋の道は、雨が降ると雨が川になってしまって、右側の白馬沢のほうへ崩落したりとか、あるいは木道の関係ですよね。これについても、対面交通で1車線しかありませんので、なかなか団体等には追い越し等も困難なような状況も続いているような状況です。そういったこと等も含めまして、またぜひ、また八方区のほうも、何とか踏み荒らし等を防ごうということで、もう十数年続いているかと思うんですが、マットをひいたりしてやっと保護はしていますので、ぜひまたその辺のところも、またいろいろな機会を見ながらそんな計画を進めていただけたらいいのかなと思っております。

一応、総合戦略のところの34ページに書いてございました、本当に山岳景観と、それから農村景観の魅力を最大限に発揮し、通年型山岳リゾートとして機能するための基盤整備を進め、多様化する観光客のニーズに応えるために、必要な人材育成と、そしてまた宿泊、あるいは飲食業の魅力アップを図り、国際リゾートにふさわしい受け入れのできる環境を構築していきたいというようなことが書いてありました。

ぜひ、目指すところはこの辺になろうかと思いますので、ぜひそんなところを目指してまた頑張っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。 議長(北澤禎二郎君) 質問時間が終了しましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたし

ます。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時47分 再開 午後 1時00分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 4番伊藤まゆみです。

時間も限られておりますので、通告に従いまして、大きく2つの質問に早速入りたいと思います。

1つ目の環境・景観についてでありますが、1番目、源汲ごみ焼却施設の建設総額と負担額(割合)、焼却量及び飯森地区での建設計画との比較について伺います。

2番目、飯森地区焼却施設建設に反対していたグループは、その反対理由の一つとして活断層を挙げておりました。当時議員であった下川村長も含め、議会もあそこへの建設を積極的に推進の立場であったかと思います。昨年、まさにその反対理由だった断層地震を経験したわけでありますが、改めて住民が当時訴えていましたことの意義、今どのようにお考えになっているかということを伺います。

3番目ですが、9月定例会、前回の定例会におきまして、ごみ減量の住民ボランティアグループが出しました陳情書で要望している3項目の1番目にあります「担当部門の体制強化」では、担当部門の専任化を求めております。来年度の予算編成時期であることから、これに対します明確な回答をいただきたいと思います。

4番目、こちらも9月定例会、前回の議会の中の一般質問で同僚議員が、農地を含めた景観が 村の財産であり、農地転用後の再転用や転売の対策が必要である主旨の質問をした際に、優良な 農地維持は使命として認識し、今後も対応するといった答弁をされたかと思います。この村の基 幹産業である観光にとって、農地のある景観はなくてはならない唯一無二の観光資源であるとの お考えであるのか、また、観光資源としての農地の景観維持をどのように今後推し進めていくの か、具体的な方針を伺います。

5番目、こちらも同様に9月定例会で、同僚議員が開発と規制に関する一般質問をいたしました。規制を緩め大型投資が入れる観光地を目指すのか、それとも、私ども白馬村の姉妹都市であるオーストリアのレッヒのような環境・景観を大切にした観光地を目指すのか、今後の白馬村の方向性をどのようにお考えになっているのかを伺いたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 伊藤議員から通告に従って答弁をさせていただきます。

大きく2つに分けてということでありますが、まず1点目、環境・景観についてであります。 大町市源汲地区に計画されているごみ焼却施設に関する建設費の質問でありますが、現在北ア ルプス広域連合において示されている事業費見込み額は約46億円、リサイクル施設を含めた全 体事業費は約57億円となっております。そして建設費に係る本村の負担割合は22.5%で、 これは既にご承知のとおり3市村の協定において定められたものであります。また、ごみの処理 量につきましては、1日当たり40トン規模の処理能力を有する施設として計画をされていると

また、飯森地区に計画されていたごみ焼却施設との比較に関するご質問でありますが、当時の基本計画によりますと、施設規模が52トン、建設費用が約33億円と見積もられておりました。施設の計画規模が異なりますので、単純な比較はできませんが、1トン当たりの事業費で見ると、現在の事業費規模は約1.8倍となります。

ころであります。

次に、飯森地区に計画されていたごみ焼却施設について、活断層の存在と神城断層地震との関連、そして当時の住民の主張に対する考えはとの質問であります。

まず、飯森地区の建設予定地に、当時活断層の存在が指摘されていたことは承知しております 専門家の調査により安全性を担保した上で建設計画が進められていたと理解をしております。そ ういった災害リスクや施設建設によるメリット・デメリットを踏まえた上で、平成20年に行わ れたのが、施設建設の可否を問う村民アンケートでありました。その結果については今さら申す までもなく、当時の北アルプス広域連合において、飯森地区への施設建設の撤回を決定し、議会 としてもそれを承認したわけであります。つまり、民主的に行われた手続によって、既に撤回さ れた事業計画を、今この段階で、昨年発生した地震と結びつけて評価することはできません。強 いて言えば、平成30年に予定している新ごみ焼却施設の稼働に向けて、しっかり村内体制の整 備を図っていくことが、今行政に課せられた一番重要な課題であると考えております。

次に、担当部門の体制強化に関するご質問でありますが、現在住民課では、課長補佐と兼務職員の2名でごみ処理関連の業務を担当しております。

ご指摘のごみ処理担当部門の充実強化については、さまざまな方面からも要望をいただいておりますが、全庁的には、限られた人員の中で、どの課も業務の分業化やシェアを進めてきた経過もございますので、担当部門の専任化については難しい部分もあります。しかしながら、ごみ処理対策については、広域化に向けて重要な課題の一つとして認識しておりますので、人員の充足については、予算や職員数の配分を勘案しながら前向きに検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、観光資源としての農地の景観維持をどのように推進するか、その具体的方針とのお尋ねでございますが、9月議会の一般質問の折に、確かに「優良な農地維持は使命と認識し今後も対応する」と申し上げましたし、農地のある景観は、唯一無二の観光資源であるかとのことであり

ますが、私は常々、雄大なアルプスのもとに広がる田園風景、特に田植え時期に水の張られた風景、稲が黄金色にこうべを垂れる時期の風景は、どこにもまさる景色、すなわち観光資源であると思っております。

そのすぐれた景観維持の方針でありますが、それは、農地を農地として適正に機能させることに尽きると考えます。まずは、農地の遊休化・荒廃化を食いとめる取り組みが重要であります。 今後、全国的な傾向でありますが、農業従事者の高齢化、機械の老朽化による離農者の増加は避けられない流れです。その逆流の中、農地の遊休化を防ぐには、受け手となる認定農業者の育成、支援策は欠かせませんし、政府が税制面で優遇措置を検討と、つい先日も報道されておりました農地中間管理機構を活用した農地の集積、農地保全活動を助成する多面的機能交付金事業に中山間地域直接支払事業の推進、ハード事業として、未整備地域への圃場整備事業の導入などの事業展開が考えられます。

そしてもう一点、これは9月議会に答弁いたしましたが、農地法にのっとった厳正な農地の保全であります。特に農地法5条に基づく転用については、慎重に対処してまいります。現に、農業振興地域の農地や優良農地である1種農地は、相談の段階で転用はお断りしておりますし、この秋にもございましたが、2種・3種農地であっても、適正な理由が認められない転用については、申請以前の段階で不可である旨を指導しており、今後も農業委員会とともに対応してまいります。

最後に、環境・景観を大切にした観光地を目指すのかという質問でありますが、観光を主幹産業として据える当村にとりまして、全国に誇るこの白馬村のすばらしい山岳景観は、観光地として大きな優位となるものでありますし、また、数多く白馬村を訪れる外国人観光客の皆様を通じて、白馬村の美しい景観は世界に向けても発信されているところであります。

白馬村第5次総合計画策定のための村民アンケート結果において、「白馬村の開発規制について」の設問結果は、「まだまだ甘く、さらに厳しい規制ルールが必要だと思う。」「環境の保全には適切な内容であるので、現状のとおりでよい。」この2つを足すと、71.4%を示しております。また、この回答の年代別を見ても、20歳代から70歳以上まで幅広いことから、観光を主幹産業とする当村にとりまして、世界に誇るこのすばらしい山岳景観は、守るべき財産と考えていることがうかがえます。

質問の規制を緩めるか否かの点でありますが、9月定例会で津滝俊幸議員の答弁と重複する部分がありますが、環境基本条例、開発指導要綱につきましては、白馬村における自然環境の保全、大規模開発事業に係る村への事前届け出などを規定し、平成11年に制定されたものであります。これらの条例等の制定から15年以上が経過し、白馬村における開発の状況も大きく変わってきており、特にインバウンド事業の進展により、白馬村が海外で大きく注目されるにつれ、外国資本を中心とした新たな開発の流れが起きてきております。特に外国資本の開発につきましては、

文化的な違いもあり、村の基準に沿った指導や、地域の景観形成住民協定の取り組みについて、 なかなか理解していただけないケースもあり、地域からはさらに強制力を持った規制の要望も寄せられていることも事実であります。

一方、先ほどのアンケート結果のとおり、白馬村の美しい山岳景観は、白馬村の観光産業にとりましても生命線でありますので、白馬村の状況に即した、新たな形での開発の取り決めについても必要であるかと考えております。開発と規制という相反する2つの命題の中でバランスをとっていくことは大変難しい政策ではありますが、スプロール化とトータルエリアデザインといった視点に立てば、開発と規制という2項対決とは違った考えが浮かんでくると思います。

伊藤まゆみ議員からご質問の、どちらの観光地を目指すのかにつきましては、乱開発は防ぐ必要があると思いますが、どういった観光地を目指すのかを考えることが大切であり、そのために地域はもとより関係者のご意見も伺いながら、今後において検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目の質問についての答弁は以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番(伊藤まゆみ君) ご答弁ありがとうございました。

飯森の候補地とは比較できない旨のご答弁があったかと思います。私、今、後半のほうで開発とかインバウンドのことを村長おっしゃられたんですが、今こうして海外からたくさんのお客さんを迎えるに当たりまして、やはりあそこに煙突ができなくてよかったなと常々思っております。あそこにやはり煙突ができましたら、今のように皆さん環境を守っているというふうに見ていただけたかなというのは、非常に疑問に思っております。そういったことを考えますと、本当に皆さんいい決断をしてくださった、そういうふうに思っております。

それで、広域で進める焼却炉施設建設なんですが、調査の対象というのが大気環境と水環境で、断層の調査は対象になっていないんですね。飯森候補地の場合、姫川と平川の合流点でボーリング調査を行って断層の調査をしたんですが、当時の白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会、通称ごみ連協が、候補地は糸魚川静岡構造線上にありまして、焼却炉建設にふさわしくないということで、強く反対していたものですから、調査に踏み切ったという形になっていると思います。源汲の候補地も仁科西断層というのが走っていると言われています。また同時に、糸魚川静岡構造線に起因する地震を引き起こす可能性のある断層として、鹿島川セグメントというのがあるというふうにも言われています。

このような指摘を無視して計画どおりに建設し、万が一今回のような地震に見舞われた場合、 誰がどのような形で責任をとるのか、まずは村長にお聞きしまして、その後住民課長にお聞きし たいかと思います。よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 飯森地区のときも、活断層があるというようなことで調査をいたしました。 そしてまた今言われたように、鹿島川の部分でお話もございましたが、今の建築技術で対応すれば、ある程度の地震があっても大丈夫だという、そういった説明を受けているところであります。 そういった中で、特にこの長野県、糸魚川静岡構造線、そういった中で、いろいろな活断層があるわけでございますけれども、そういった中で、しっかりとした工事を進めていく中で事故のないような、そういった建築を進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、今責任がどうかというお話もありましたけれども、今の建築技術で対応すれば大丈夫だというふうに私は認識をしておりますし、長野県どこへ行ってもそういった問題はあるわけでありますので、今そういったことを議論するよりも、早くこのごみ処理施設が平成30年に稼働ができるように全力を挙げて進めていかなければいけないというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) ただいまの伊藤議員のご質問でございますけれども、今ご指摘のありました仁科西断層の存在については、北アルプス広域連合に対しまして、一部住民の方からもご指摘をいただいたように聞いております。

これはあくまで北アルプス広域連合としての考え方でございますけれども、その仁科西断層というものについては、古い文献には確かに断層の分布があるということのようでありますけれども、いわゆる活断層ではないという専門家のご意見もあるということ、それから、先ほど伊藤議員も言っておられましたけれども、強いて留意するとすると、こちらの仁科西断層というよりは、1.2キロメートル先に糸魚川静岡構造線があるから、そちらにしっかり留意した建設計画を立てるべきではないかという専門家の指摘がありまして、それに基づきまして、また別の専門家の見解として、こういったごみ焼却施設につきましては、通常の1.25倍の耐力で設計施工すると、したがって、今回の源汲の計画地についても、恐らく大きな心配をする必要はないのではないかということで、特に調査を行わず、計画どおりの事業を今進めているという段階だというふうに考えておりますし、村といたしましても、広域連合の決定でありますので、それに従って協調すべきは協調する、そういったスタンスで今準備作業を進めているところであります。

それからもう一点、強いて今後留意していかなければいけない点としましては、これも先ほど村長申しましたけれども、どこの場所に施設を建設するとしても、必ずやはり災害リスクというのは全くゼロということはないと思います。いわゆる災害が起きた後にどういった対応をしていくか、最近よくBCPといいますけれども、そういった計画をしっかり立てて、後の対策をしっかり講じていくということのほうが重要だと思いますので、そういった点につきましては、広域連合の中でもしっかり提言をし、議論を今後していかなければいけない部分なのかというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 住民課長のご答弁ですと、断層は古いものであるとか、活断層ではない というようなお話だったかと思いますけれども、そう言われましても、以前動いたという事実は あるわけですね。住民課長おっしゃるように、リスクはゼロではないんですね。

福島原発のように、やはり想定外ということもかなりあるわけですよね。やはりそういうことに済ませないように、あんな目に遭わせて誰も処分されない、誰も責任をとらない、困るのは住民だ、それで何かがあった場合、それは住民の負担になるわけですね。住民は自分たちの権利を行政に委ねているわけですから、それに応える責任というのはあるかと思うんです。ですから、広域との協議の中でぜひとも責任の所在を明らかにして、こちらの誰がどういう責任があるかというのは、ぜひ計画の中に盛り込んでいただきたいなと思います。

次ですが、農地を含めた優良な自然環境を保つために、乱開発を防ぐ努力をしている近隣自治体が、池田町とか松川村、原村などがあります。国交省の「持続可能な地域づくり・まちづくりへのヒント~市町村の取り組み事例から~」に11の市町村が掲載されております。この取り組みに対しまして、恐らく国交省だと思うんですけれども、評価がありまして、松川村は、土地利用調整基本計画及び村づくり条例による松川村の厳しい土地利用誘導方針は、開発業者にも浸透し、計画に適合しないような開発申請は未然に抑制されており、松川村の財産である美しい田園風景が保たれているとなっております。

また原村は、開発ではなく環境を守ることが村の活性化になるとの考えに立っておりまして、 総合計画や国土利用計画に定めた土地利用方針を実現するため、環境保全条例に従って実効性あ る土地利用誘導策を講ずることで、八ヶ岳山麓の森林、高原にふさわしい保健休養地、農用地が 保全されているというふうに評価されております。

松川村、原村とも、両方ともゾーニングという手法を使っているわけですね。それで土地の利用区分を決めております。原村の場合は、森林保養地帯、農業生活地帯、産業公園地帯と3区分、松川村の場合はもっと細かくて、田園景観保全、農業保全、農業交流、生活居住、生活機関、産業創造、森林保養、自然保護というふうに9つに区分しております。そこにはどのような施設を建ててよいかまで細かく明記するとともに、村づくり条例で計画の実効性を担保しているとなっております。かつ、策定に当たっては、住民参画のもとボトムアップでゾーン区域をまとめ、住民一人一人がこの計画を守ろうとする高い意識が見られるようになったというふうに、国交省はこの冊子で評価しております。

美しい自然環境を保全するということは、高い意識を持ち、同時に丁寧に住民の合意形成を図ってなし得るものだと思っております。世界のリゾート白馬村を目指すには、この田の水に映る白馬三山、緑や黄金に輝く稲のじゅうたんを背にした白馬三山がある風景を大切な観光資源として後世に手渡していくために、このようなゾーニングの必要性を感じるのでありますけれども、

村長はどのようにお考えか伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) ただいまの伊藤まゆみ議員のゾーニングの関係でございますけれども、 私のほうから景観の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

白馬村も色彩計画というのが現在ありまして、広く白馬村の都市計画区域内というのは、県の 景観条例のいわゆる重要地域ということで指定を受けております。その令に伴いまして、白馬村 を、先ほどの同じような言い方になりますけれども、ゾーニングというようなことで、例えばど ういう建物が、いわゆる西側のスキー場の山麓でいけばこういう建物が合う、東山の地域でいく とこういう建物とこういう色彩が合うというようなことで、建ててはいけないというその規制で はありませんけれども、建てるのに当たって景観に配慮していただきたいということで、ゾーニ ングというのは行っております。

なおかつ、景観の届け出の中では、商業地、準商業地、田園系とか、そこら辺はこれまで白馬村がディベロッパーにより開発をしたようなところのゾーニングも加えて指導しているという部分もありますので、その辺は全くゾーニングをせずに景観の指導をしているということではなく、その計画に当たっては、いろいろなまちづくりの方が参加をしていただき、白馬村がどういう姿であるのかというものを決めて現在も指導しているという状況でございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 私がこのゾーニングというふうにここで申し上げたのは、色彩ではなくて、やはり建物の用途としてのゾーニングを考えたらいかがかということなんですね。

といいますのは、八ヶ岳の原村なんですが、ちょっと本当はこの後のほうでお話ししようかな というふうに思っていたんですが、たまたま出てきましたので。

転入は、グリーンリゾートと呼ばれる森林保養地帯の転入が多いわけなんですね。原村は3つに分けているんですけれども、高齢化の進展も踏まえて、リビングゾーンにある既存集落に20代から30代を中心にした若年層の定住を図っているということで、集落が持続できるように、新しく造成して建物を建てるというのではなくて、既存の集落の中に建てていただく。それで、その中で、やはり森林保養地帯以外に2つのリビングゾーンがあるわけですから、そこに新築した場合は50万円の補助金が補助される、それで18年以降、上限20件の交付が実施されていて、リビングゾーンへの効果を発揮しているということなんですね。

ですから、景観を守るということでは、やはり田んぼや畑を守っていく、要するに、宅地にしないようにしていく努力も必要ではないかなと、加えて既存の集落を保護していく、保護といいますか、若い人を入れていくというふうに、ゾーンに分けてやっていくと、2つのことが1つでできるのではないかというふうに考えて提案しているんですが、いかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 太田副村長。

副村長(太田文敏君) ゾーニングの考え方はいろいろあるわけなんですが、主に都市計画法に基づくゾーニング、それから農地に関しては農振法に基づく、ゾーニングとはいえないかもしれませんけれども、結果としてゾーニングのような形になるわけなんですが、それと、先ほど吉田のほうから申し上げた、色彩計画だけでなくて、その中で結果としてゾーニングになっているような、そういう区分けの方法があるわけでございまして、実は白馬村も過去にはそういったゾーニングが非常に大切であるという認識のもと、平成10年代の初めのほうだったわけなんですが、いわゆる都市計画法、農振法とは別に都市計画法に基づくゾーニングを行おうとした計画がありました。結果といたしまして、白馬村としては都市計画法に基づくゾーニング、ここは第1種専用住居とか、準商業地帯とかという、そういう用途別のゾーニングを計画したわけなんですが、それも非常に厳しいということもありまして、計画は途中で自動消滅というような格好になったわけなんです。

ただ、景観に基づくゾーニングについては、まだ残っているというところもありまして、これ は都市計画法に基づいてはいないわけなんですけれども、エリアごとに、例えば名鉄の関係とか、 それからそういったところなんですが、エリアごとにゾーニングされていて、高さ制限とか、隣 地後退とか、そういうのは残っているわけであります。

ですので、一概に全部ゾーニングされていないというわけではないんですが、実は都市計画法に基づくゾーニングというのは非常に難しいものがあるということがあって、それから10年ちょっとたってはおりますので、再考する必要はあろうかと思いますけれども、そういう過去からの経過と、それから、いわゆるこれだけ景観条例、開発基本条例があって、さらに平成11年3月に施行になる前には、さらに厳しいいわゆる要綱行政で開発が規制されていたわけなんですが、それでも、そういう厳しいときであっても、いわゆるスプロール化で虫食い状態が進んでいるということがあるということで、観光地であることの一つの裏返しの宿命であるかなというふうに思っています。

それにつけても、どういう観光地づくり、村づくりにするかということが基本で、そこから追っていかなければいけないかなというふうに、そこは認識はしております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 午前中の一般質問の中にもあったかと思いますけれども、やはりアンケート結果から見ましても、皆さんの景観とか自然に対する意識というのは、住民の方々ですけれども、高いわけなんですね。ですから、やはりそういうものを世界に名立たるリゾートにしていきたいという気持ちも加わって、やはり今すごく高まっているのではないか、そのように思います。

原村の場合ですけれども、やはり同じように自然環境や環境の保全に対する住民の関心が高い

ということもあり、利用計画の検討過程において、さまざまな方法で住民参画の機会を設け、住民と一緒に計画を練り上げてきたというふうになっております。その中には、原村夢会議ですとか、中学生アンケート、地区懇談会、「ユートピア」(理想郷)原村を語る会、村づくり寄り合い所、パブリックコメントなどなどを開催したというふうになっています。

やはりそんなに簡単に合意形成というのができるとは思いませんけれども、やはり丁寧にゾーンづくりをやっていただきたい。それで、7月にありました白馬EVフォーラムですか、村長も参加されたかと思いますけれども、その中の講師の先生が、白馬がレッヒと姉妹都市で、とても驚いたといいますか、すばらしいと思ったというふうにおっしゃられたんですね。私もそれを聞いて、レッヒってそんなすごいところなのかと思ったんですね。なので、そこに負けないような姉妹都市、向こうの方たちに恥ずかしくないような観光地づくりをしていただきたい、そのように思っております。

ゾーンを設定していい条例をつくったとしても、その計画を推進する段階で、計画の意図する 方向と違ったほうにいってしまっては困るわけであります。当村の白馬村環境基本条例の中では、 24条から31条まで環境審議会についてうたってあります。26条では審議会の委員は19人 以内で組織し、議会から4人以内、識見を有する者12名以内、関係行政機関の職員3名以内と なっております。

識見を有する者というのはどういう人たちであるのか、どういう基準で選んでいらっしゃるのか、ちょっと伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど確認をして答弁をさせていただきたいと思います。申しわけございません。よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 長野市の場合なんですが、学識経験者6名、団体代表5名、公募委員等3名で14名となっておりまして、学識経験者の中で弁護士ですとか短期大学の講師、元小学校校長、信大の教授ですとか入っております。団体代表としまして、長野県経営者協会長野支部理事ですとか、ながの環境パートナーシップ会議代表とか、女性ネットワーク会議、農業青年協議会会長ですとか、あと長野県環境保全協会事務局長で、公募3名というふうになっています。

日本では3.11、ちょっと話がずれてしまうかもしれませんけれども、福島第一原発の事故後、国民の多くが不安や危機感を訴えているにもかかわらず、原子力をベース電力と位置づけまして、再稼働へと突き進むという国民無視の政治が続いております。それとは反対に、ドイツは脱原発を決定いたしました。

日本との決定過程を対比してみると問題の本質は明らかになると、白石聡氏はその著書の中で 言っております。いわく、ドイツのメルケル首相が設置し、脱原発を勧告した倫理委員会という のは、政治家、企業家、社会学者、哲学者、宗教家といった広範な領域から選ばれた人々によって構成されている一方、業界の利害関係者は排除されています。

この対比からわかりますように、利害関係者、要するに、当村の環境審議会でいえば、用地売買や建設にかかわる業者が委員会の中に入ることは、住民の意向に背く答申をすることもあり得るということになるかと思いますが、利害関係者を審議委員として任命することをどのように思われるか、村長にお聞きしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田副村長。

副村長(太田文敏君) 環境基本条例が制定する前からの経過もあるわけなんですが、いわゆるそういった関係者も含めるというのは、審議会としてそういった関係者の意見を聞くことが必要であるという認識のもと、開発基本条例が制定される前からそういう、開発基本条例制定前はさらに厳しかったわけなんですけれども、そういう認識のもと、そういった方々も審議会のメンバーに入れているという経過がございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 先ほど審議会の委員の構成での学識経験の答弁が漏れておりましたので、 お答えをさせていただきます。

学識につきましては、12名以内ということで、10名の委員さんにお願いをしております。 団体で申し上げますと、白馬村文化財審議委員会、NPO法人まちづくり白馬友の会、白馬商工会、白馬村農業委員会、社団法人長野県建築士会大北支部、白馬建築業組合、白馬建設業組合、白馬村不動産業協議会、そのほかに村長推薦ということで2名の方、これが学識経験というものでございます。そのほかに、行政機関として県から3名のお越しをいただき、審議会の委員となっていただいていると、このような状況でございます。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと20分です。 質問はありませんか。伊藤議員。
- **第4番(伊藤まゆみ君)** 審議会のメンバーにつきましては、もう一度、先ほど申しましたように、 利害関係者を入れないというような方向で、再度検討していただきたいと思います。

時間もありませんので、次のほうに移らせていただきます。

2番目の質問ですが、総合戦略・観光地経営計画・総合計画・住民参加について。

1番目としまして、総合戦略策定に当たり住民キャンプを行ったが、どういった住民・年齢層をターゲットに時間や曜日などを設定したのか、また全体としてこの手法をどう評価するかを伺います。

2番目、総合戦略(素案)の29ページ、基本目標1「地域の資源と人を活かした『しごと』 を創出する」で有効求人倍率を、また基本目標4「将来にわたって住み続けたい魅力ある『ま ち』をつくる」で新築住宅戸数を、数値目標の項目として挙げた理由を伺います。その後、変更 があるのでありましたら、新たな項目を伺います。

3番目に、総合戦略の中で来年度予算に反映する施策を12月中に固めるとの報告がありましたが、重点的にすべきと思われる施策を伺います。

4番目、昨年から進めております観光地経営計画の策定は、パブリックコメントも終了いたしまして、終盤に入っております。第1回目の策定委員会の折には、何度も同じことをやっているといった、計画そのものに懐疑的、否定的ともいえる意見が出されておりました。そんな意見を払拭できる内容の計画に今回なったと思われるのか、また、この第1回目の委員会で最初に出されておりました運営に対する要望等に応じることが全体を通しまして十分できたかを伺います。

5番目、上記計画のパブリックコメントは幾つ寄せられ、どのような内容が多かったかを伺います。

6番目の質問でありますが、この行政改革大綱集中改革プランについての項目を通告してありますが、質問事項の内容と若干ずれていると私自身感じておりますので、今回は質問から外させていただきます。

7番目、上記3つの計画におきまして、さまざまな住民参加の手法をとったわけでありますが、 結果としてどうであったかを、その総括を伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 伊藤議員の2つ目の質問であります。

総合戦略、観光地経営計画、総合計画、住民参加についてのご質問でございますが、まず、住 民ミニキャンプについてのご質問についてお答えいたします。

この住民ミニキャンプにつきましては、白馬村総合戦略・第5次総合計画の策定に当たり参考とするため、住民の皆様から白馬村の行政施策に対するご意見などをお聞きする機会として企画させていただきました。10月5日と10月13日の2日間開催し、合計30名の皆さんにご参加をいただきました。

質問の住民・年齢層のターゲットについてでありますが、今回は白馬村に住民登録されている 方のほか、村外にお住まいで白馬村に愛着をお持ちの方も対象とし、実際1名、村外の方にもご 参加をいただいております。また、年齢層は特に制限は設けず、全年齢を対象とさせていただき ました。

時間及び曜日の設定につきましては、会場などの都合により総合的に決めさせていただきましたが、参加者の皆様から、平日の昼間は、特に勤めの方は参加しにくいので、夜間や休日に日程を設定すべきとのご意見もいただきました。この点につきましては、反省すべき点であると考えており、今後同様な企画をする際には、十分配慮したいと考えているところであります。

また、全体としてこの手法をどう評価するかとのご質問でございますが、今回は参加者がやや

少なかったものの、非常に活発にご議論をいただき、その方たちからは、今までと比べて画期的な取り組みであるとのご感想もいただくなど、住民の皆様からの生のご意見を聞き、感じている村の課題を知るという点で成果があったのではないかというふうに考えているところであります。次に、総合戦略中の基本目標の数値目標の設定に関するご質問につきまして答弁させていただきます。

まず、「地域の資源と人を活かしたしごとを創出する」の基本目標1において設定した有効求 人倍率の数値目標についてですが、今月1日に開催いたしました第4回計画審議会におきまして、 審議委員の中から、求職者数に対する求人数が多く、幾ら有効求人倍率が高くても、実際に採 用・雇用につながらなければ意味がないのではないか、有効求人倍率では雇用の創出という基本 目標に対しての目標数値としては、必ずしも実態と合っていないとのご意見を頂戴し、雇用の創 出という基本目標に対してもう少しわかりやすく、よりふさわしい数値目標として、新規正規雇 用者数に変更しております。

基本目標4の「将来にわたって住み続けたくなるまちをつくる」の数値目標、新築住宅戸数につきましては、人口減少に歯どめをかけ、移住・定住者数をふやすには、住むところが非常に重要な要素の一つであると考えております。

将来にわたって住み続けるということでは、賃貸ではなく、この白馬の地へ家を建て、白馬の 地で村民として生活を営んでいくということから、新築住宅戸数の増加を、基本目標達成に向け ての具体的な数値目標とさせていただきました。

白馬村総合戦略については、この4日からパブリックコメントを開始しており、議員の皆様にもご意見などをお願いしておりますので、その中で必要があれば修正などを加え、この18日の計画審議会において決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、総合戦略で来年度予算に反映する重点的施策についてでありますが、総合戦略中の施策の中には、これまでの継続事業や新たな事業、予算化が伴う事業、予算化が必要ない事業があります。また、来年度すぐに取りかかるのではなく、平成31年度までの5年間の計画期間の中で実施していく事業というものもあります。

来年度予算につきましては、先月30日の予算編成方針説明会の中で、「地方における安定した雇用の創出」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育てのきぼうをかなえる」「現代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの柱に基づいて事業の絞り込みを行うことを各課へ指示をしているところであります。これから来年度の予算編成作業が始まりますが、総合戦略において掲げております、人口減少を食いとめ、人口構造を安定化させる取り組みを着実に推進していくための予算編成を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第1回目の観光地経営計画策定委員会で、計画そのものに懐疑的、否定的な意見も出さ

れた中で、委員会で出された要望などに応えることについてでありますが、策定委員会において 委員会が心配されていることを総合すると、計画を作成することがゴールではなく、作成後にそ の計画を確実に実行することが何より重要であるということであったと思います。言いかえれば、 これまでのさまざまな計画は、いわゆる計画倒れになっているというご指摘だと捉えております。 こうした厳しいご指摘に応えるべく、白馬村観光地経営計画の骨子案では、目標像や基本方針、 戦略の提示にとどまらず、これらの計画内容を推進・管理するための体制と仕組みについても言 及しております。具体的には、計画全体の進捗管理を行う白馬村観光地経営会議、各事業の推進 主体となるプロジェクト推進チームをそれぞれ組織し、計画を管理・推進するというものであり ます。

この計画の管理・推進体制について、骨子案ではフレームを示すまでにとどまっていますが、 計画から実行へ途切れなく移行させることが必要でありますので、それぞれの体制整備、やるべ きこととその方法までは本年度中に整理した上で、計画実行の初年度である平成28年度を迎え たいというふうに考えているところであります。

あわせて、住民参加の手法をとったその成果を総括するとの最後のご質問についてでありますが、今回のワーキンググループには、34名の事業者であり住民でもある方々にメンバーとして参加していただきました。検討過程では紆余曲折もありましたが、皆さんが問題意識と、計画を具体化するのは自分たちであるという当事者意識を持って計画の作成にご協力いただきました。

なお、計画作成メンバーには、前段で申し上げました観光地経営会議やプロジェクト推進チームにも参加をいただき、計画の実行に深く関与していただきたいと考えております。

次に、観光地経営計画のパブリックコメントの件数と内容についてでありますが、11月には、 計画の骨子案に関するパブリックコメントの募集を実施し、その結果、4名からのご意見が提出 されました。

多くは具体的な事業提案であり、自転車を中心とした観光地域づくりに関する提案や、山小屋 や山とスキーの総合資料館といった既存資源の活用に関する提案、地域内交通に関する提案、地 域の歴史や文化、暮らしぶりが資源であるとする提案等々、広くかつ具体的な提案を多数いただ きました。

これらの提案を受けて感じたことは、骨子案に掲げた目標像「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート・Hakuba」、つまり地域の資産である生活や文化、環境を守り、あるいは磨きをかけながら、世界中からの来訪者を迎え入れ、訪れる人それぞれにとっての居心地のよさを提供できるマウンテンリゾートを目指すといった目標像は、十分に共感・共有いただけるものと感じました。来年1月に開催を予定しております第6回策定委員会では、皆様から寄せられた意見を踏まえて加筆・修正した計画案を審議し、計画の成案としてまいります。

最後に、計画策定における住民参加についての総括についての質問でありますが、今回策定を 進めている白馬村総合戦略及び第5次総合計画につきましては、より住民の意見を計画に反映さ せることを大きな目的としております。そのため、従来の固定概念にとらわれないやり方で住民 の皆様からご意見をいただく場を企画してまいりました。先ほども答弁したとおり、住民ミニキ ャンプについては一定の成果があったものと考えているところであります。

また、現在は総合計画策定の参考とするため、村内で活躍されているさまざまな分野の方々に 個別にお話を聞くキーパーソンインタビューといった取り組みも実施しております。また、来年 1月末ごろには、再び住民ミニキャンプの開催を企画しております。

今後とも、住民の皆様から率直なご意見をいただけるような取り組みを進めてまいりますので、 よろしくお願いを申し上げ、2問目の答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いいたしま す。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。 質問はありませんか。伊藤議員。

第4番(伊藤まゆみ君) ご答弁ありがとうございました。

観光地経営計画のほうなんですが、私、第1回目の策定委員会に参加させていただいて、傍聴としてですが、その際に、運営についての意見や提案がさまざまされておりました。例えば、忌憚なくどんどん意見を出し合う雰囲気を望むとか、明るく楽しく元気よく、コンサル、役場の事務局も含めがっつりと四つに組んで話し合う、白馬のケーブルテレビでこの会議やワーキンググループの会合も逐一放送する、再放送も、会議の資料を1週間前に配付してほしいなどなどが出されていたかと思います。

それで、先月そういった計画の参加者と面会しまして意見を聞きましたところ、議長は委員から出された意見・要求などをスルー、要するに、受け流して別の話題に振るような傾向があったように思うとか、議事録要旨が事務局サイドに都合がよいところを選択している感じがする、毎回何を決めているのかわからない、決定したことが何かわからない、そもそも策定委員会は行政やコンサルタントが意見を聞く場で、決定権はないのではないかと思う。最後まで策定委員会に決定権があるように感じなかったといったような意見をいただきました。

そうすると、総括しますと、そういった意見をまとめますと、コンサルタント、行政主導で運営されていたという感想をお持ちであったのではないかと思います。

先ほど村長の答弁にありましたように、住民の意見を反映するというふうにおっしゃいましたけれども、お配りいたしましたこの資料の1ページの右のほうなんですが、住民参加条例、住民参加について考える、出典はこれ牧瀬稔氏といいまして、結構有名な方だと思います。彼の条例探訪、地域主権の現場を歩くという雑誌からであります。

住民参加をはかる物差しということで、その右のページの上のほうに載っております。それを

参照していただきたいのですが、右の表は、シェリー・アーンスタインという方が提唱された住 民参加のはしごというものだそうです。このはしごでは、世論操作、不満をそらす操作、一方的 な情報提供、形式的な意見聴取、形式的な参加機会拡大、官民の協働作業、部分的な権限移譲、 住民主導と、はしごの上部へいくほど住民の参加が拡大されているというぐあいになっておりま す。

裏のページですが、こちらもちょっと同じような内容なんですが、もうちょっと詳しく書いておりまして、下の1、2のほうは参加不在、その上の3つは形式だけの参加、そして6、7、8になりますと市民の権利としての参加というふうになっておりまして、右のほうでは、下から、決定事項への誘導、住民参加の箔づけ、アリバイづくりの参加、住民の不満感情をなだめるガス抜きとしての参加、その上は、一方的な情報提供、パンフレット・ポスターや形式的な公聴会、その上が、意見反映の有無は不明なアンケート調査やワークショップの実施、その上が、住民の参加を認めるが決定権限は権力者が保留する状態、その3つは市民の権利としての参加になりますが、住民と権力者との間で決定権が共有されている状態、その上が、住民側により大きな決定権が与えられる状態、一番上へいきますと、事業や組織の運営に住民が自治権を持っている状態というふうになっております。

今回の観光地経営計画、どの段階だったのかなというのをお聞きしたいかと思います。まず最初に村長のほうから、それで観光課長に答弁いただければと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。村長。

村長(下川正剛君) 今観光地経営計画の関連について、いろんな意見があるということがございます。私、答弁の中でも、今回の観光地経営計画は回を重ねるごとにいろいろな議論ができたというふうに思っておりますけれども、ただ、中にはそういったご意見もあることは承知をしているわけでございますが、来月この提案をまとめるについても、そういったことを留意をしながら、細部の計画の達成に向かって進めてまいりたいというふうに思っております。

議長(北澤禎二郎君) 篠崎観光課長。

観光課長(篠崎孔一君) 観光地経営計画の一番根幹の中で大事にしていることは合意形成というところをかなり念頭に置きながら組み立てをし、2年の時間をかけて進めてまいりました。そういった意味では、アンケートから限られたワークショップ、あるいは策定委員会と、選りすぐったメンバーでマンパワーと時間をかけたというところに関していえば、かなり高いレベルでの合意形成の中で進めてきたというふうに私どもは認識しております。

議長(北澤禎二郎君) 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結い たします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番(太田伸子君) 6番太田伸子でございます。

12月定例会最後の質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは通告に従い、公職選挙法改正について、次に、村長の施策についての大きく2点について何います。

まず初めに、公職選挙法改正について伺います。

今回一般質問に当たり、選挙管理委員長に質問させていただきました。答弁に、お足元の悪い 中ご足労いただき、ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

この2015年6月17日に公職選挙法が改正となり、これまでは選挙権が20歳以上に付与されていましたが、改正により18歳に引き下げられました。来年の参議院議員選挙から適用されるとのことです。近年、どの選挙でも投票率の下降現象が見られ、とりわけ若年層の政治離れが大きいことや、これからの少子高齢化社会に向けて若者が負担を担う仕組みになっていくことから、政治に若者の考えを問い、判断を求めることも必要と考えての改正と理解しています。

また、白馬村においても、まち・ひと・しごと総合戦略の実現を初め、今後の村づくりを若者に託すという意味において、村政に興味を持っていただくことは、大いに歓迎すべき事柄であります。そして、当然のことながら、選挙権が付与されれば、18歳から19歳までの者にも選挙活動を認める、いわゆる選挙運動や政治活動も認めるとなります。既に選挙管理委員会を中心に対策について検討されていることかと思いますので、2点にわたりお聞きいたします。

1番目に、村選挙管理委員会として明正選挙推進の立場から、啓発指導はどのように行われる のでしょうか。また、これまで成人式で対応された明正選挙推進について、今後村内の高校生世 代を一堂に会して説明を行うお考えがあるのかを伺います。

2番目に、18歳の高校生は、学校で主権者教育を受けて、それなりの知識を得て選挙に臨む ことが可能ですが、高校生以外の18歳から19歳で新たに選挙権が生ずる者に対しての対応を 伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。降旗選挙管理委員長。

選挙管理委員会委員長(降旗 明君) 私は白馬村選挙管理委員会委員長の降旗でございます。

太田伸子議員から、公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢の引き下げについて、2つのご質問をいただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

初めに、村選挙管理委員会として啓発指導はどのように行うのか、また村内の高校生世代を一 堂に会して説明を行う考えがあるのかという質問についてでございますが、言うまでもなく、選 挙は民主政治の基盤をなすものであって、その健全な発達を期するためには、公明かつ適正な選 挙が不可欠であり、国民にとって、政治に参加する重要な機会となるものです。

しかしながら、近年、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向にあり、特に若い世 代の投票率というものは、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっております。

このような中、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き 下げられることになりました。この選挙権年齢の引き下げは、70年ぶりの歴史的改正であり、 より一層若者に対する主権者教育の推進が求められているところでございます。

こうした状況を踏まえて、総務省では文部科学省と連携して、「私たちが拓く日本の未来」という副教材を作成して、全国の高校生に配布することといたしました。私もこの教材を拝見いたしましたが、選挙を通じた政治参加がより身近なものとなった高校生に、政治や選挙に関する知識を身につけ、関心を持ってもらえるように、選挙制度の解説や模擬選挙・模擬議会等の参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に際しての留意事項等を取りまとめたものになっております。

一方、長野県選挙管理委員会では、長野県における主権者教育について長野県教育委員会と互いに協力、連携するために、6月24日に協定を締結いたしました。この協定の目的は、県選挙管理委員会と県教育委員会が、各自の使命及び役割を尊重しながら、主権者教育に関して相互に協力、連携して取り組むことで、生徒の政治意識の向上と主体的な政治参加の促進に資するというもので、具体的な取り組みといたしましては、学校教育における模擬投票の実施や、選挙講座や選挙啓発を行う選挙出前授業の実施、義務教育段階における選挙の意味や政治参加についての学習に関することなどが挙げられております。

続いて、村選挙管理委員会の取り組みでございますけれども、地域校であります白馬高校に対して、県選挙管理委員会と同様の取り組みを行う旨の案内を、本年10月13日付でご通知を申し上げました。現在、事務局におきまして学校側と詳細な日程の調整に入っているところでございますけれども、選挙や政治の仕組みについて理解を深めてもらうための出前授業を、1・2年生に対しましては1月もしくは2月ころに社会科または総合学習の授業の中で、進学・就職を目前にした3年生に対しましては、2月もしくは3月ごろに社会教育を一環とした授業の中で計画をしているところでございます。

また、義務教育段階における取り組みといたしまして、この11月に行われた白馬中学校の生徒会選挙で、実際の選挙で使用しております投票箱や記載台を使っていただき、投票の大切さと、 投票意識を高めるための選挙啓発活動を行ったところでございます。

当選挙管理委員会といたしましては、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことにより、それぞれの学校教育現場において政治的教養を育む教育活動が一層推進されることを期待して、総務省や文部科学省、あるいは県選挙管理委員会や県教育委員会が連携して

実施する事業を有効的に活用するなどして、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の 習熟を進める教育が充実したものとなるように、村選挙管理委員会の立場で推進してまいりたい と考えておりますことから、村内の高校生世代を一堂に会して説明を行う考えはございません。

次に、高校生以外の18歳から19歳で新たに選挙権が生ずる有権者に対しての対応についてのご質問でございますが、総務省では11月17日に、総務省ホームページ内に特設ページ「はじめての選挙 18歳選挙」を開設いたしました。ホームページには、若者世代に人気の女優を採用し、現在では「シンポジウム」「全国ワークショップ」「18歳選挙を学ぼう」が、コンテンツとして掲載されております。

また、12月5日の東京会場を皮切りとして、全国の9都道府県でシンポジウムを開催するほか、若者に人気のラジオ番組とのタイアップや人気女優によるビデオメッセージ、ダンスユニットによる動画配信をしております。その他、全国の大学、短大、専門学校等に対して、年末から年始にかけて啓発用のポスター及びリーフレットの配布を予定しているほか、選挙制度の内容と必要性を認識していただくためのワークショップを全国38カ所で計画しているとのことでございます。

村選挙管理委員会といたしましては、高校生以外の若い有権者が、村外に滞在していることが 多いことから、これらの全国的な啓発活動を広く周知するために、白馬村ホームページ内に総務 省の特設ページへのリンクを貼っているところでございます。

また、来年夏の参議院議員通常選挙が最初の選挙になると想定されることから、参議院選挙における選挙時啓発におきましては、白馬村外からも投票ができる不在者投票制度などの周知啓発活動につきましても、今後事務局において検討していくことといたしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

終わりになりますが、このような最高のステージで選挙のお話をさせていただく機会を与えてくださった関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに、公職選挙法改正70年という一つの節目の年に、ふるさと白馬の投票率が少しでも上がることをご祈念をいたしまして、私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) ご苦労さまでした。議会としても、議会のあり方や議員の活動などを理解 していただくよう、懇談会やミニ議会、模擬議会などで周知していくことも必要だと思っており ます。

そこで、村長にお尋ねいたします。

村長は高校生世代に、この今の村が抱える政治課題や今村が置かれている状況というものを、 今この新しい選挙権を得られた若者たちにどのように周知していくおつもりかを伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田伸子議員から再質問が私のほうにありましたが、どうやってこの村の施 策等々を広報していくかと、こんな質問かと思います。

県の教育委員会、そしてまた学校関係者等々といろいろまた相談、連携をとりながら、また村としてのどういった方向で広報していくか、またさらにはいろいろなケーブルテレビ等でもそういったことをしていかなければならないと思っておりますけれども、そんなことも含めて検討して、有権者にわかりやすいような、そういったことを行政としてやっていく責任は当然あろうかと思います。そんなことでご理解をいただきたいと思いますし、また、議会のほうでもそうだと思いますけれども、こういった新しい世代が選挙権を得るというようなことで、非常に画期的な状況でありますので、そんなことを含めて、村の発展のためにも若い人たちのご意見も反映できるような、そんな取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) 未来ある若者に新しく選挙権を付与するということで、公職選挙法違反で 検挙されるような事態を招かないようにご指導されることを切に願うところであります。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、村長の行政姿勢について伺います。

私は、9月定例会にも申し上げましたが、震災の復興に力を注ぐことは村の第1課題でありますが、村にとって将来のあるべき姿に的確にかじを取っていかなければならない大切な時期であると考えております。第5次総合計画は、白馬村基本構想として、白馬村の将来あるべき姿を描いて、その実現に向けて必要な施策を構築していくこととしています。また、白馬村総合戦略は、平成27年度から31年度までの5年間を計画年度として、国のまち・ひと・しごと創生の動きに的確に対応し、人口減少克服に向けた対策をより充実強化するために、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国及び県の総合戦略を勘案した上で、本村の実情に即した行動計画として現在策定作業にかかられていることと存じています。

そこで、これらの計画に対して、また村長が現在行っておられる施策について質問をいたします。

まず1番目に、第5次総合計画が策定されていますが、基本構想について3月定例会に上程され、議会の議決を求めるという説明がありました。28年度の予算編成が始められていると思いますが、基本構想が3月で決まり、28年度に入ってから各施策の具体化に向けると言われておりましたが、当初予算をどのように予算化され取り組む姿勢を図られるのかを伺います。また、停滞から前進と、施策のスピードアップを公約の柱とされていましたが、どのような手段で実現のスピードアップを図られるということでしょうか。

2番目に、先行型交付金で、県教育委員会は、上乗せ分を来春新設する白馬高校国際観光学科に地域の観光資源を生かしたカリキュラム編成に当たるコーディネーターを配置する事業として、189万円受けております。白馬版総合戦略策定で、10月31日までに計画を上げて、この先行型交付金を受けるということはお考えになかったのでしょうか。何かにつけ、震災対応に追われ財源がないとのお話ですが、白馬高校の公営塾・寮など実施すべき施策はあったのではないでしょうか。

3番目に、総合計画・総合戦略策定に当たり、コンサルタントと契約されているとお伺いしていますが、選定から契約までの経緯を伺います。

4番目に、昨日の同僚議員の答弁をお聞きしておりますが、創業塾・創業支援について再度お 伺いいたします。商工会で行われた創業塾は、村内外の塾生が数多くお集まりになっておりまし た。今後創業する方々への村の支援策のお考えを伺います。

5番目に、今年度の地域役員懇談会について、30地区全て終えられた感想を伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田伸子議員の村長の行政姿勢についてという質問であります。

平成28年度当初予算と第5次総合計画の関連についてのご質問でありますが、平成28年度の予算基本方針といたしましては、国の動向や村の財政現状を踏まえ、1つ目として、災害復旧からの復興支援に向けた予算編成、2つ目として、現在策定中の第5次総合計画に沿った予算編成に取り組むこととしております。

特に第5次総合計画は、現在策定中であることから、現在示されている基本の柱に基づき、今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来に向けた持続可能で、かつ、新しい魅力と活力に満ちたまちづくりに取り組むための予算編成としております。また、予算編成の間に策定中の総合計画で示される事項があれば、それらを取り入れ予算に組み込んでまいりたいと考えております。

そして、施策をどのようにスピードアップを図るのかという質問でありますが、災害復旧・復興を第一として進めていかなければならないところでありますが、人材不足は免れないところであります。特に技術系の職員の不足は、本村だけでなく全国的なところであり、今回の震災の復旧事業に当たってみても、そのことはよくわかりました。特に町村ではそれが顕著でありますし、市に至ってもその傾向ではあると言われております。

スピードアップのためにも、震災の復旧・復興を推し進めなければなりませんが、そのためにも人材を何とかしなければならないので、長野県を初めとして関係する自治体や機関と連携をとり、人材確保をしっかり行い、その上で、本来行わなければならない業務に対して職員には邁進していただきたいと思っているところであります。

職員には常にアンテナを高くしていただき、業務に対して積極的に提案提言をしてもらい、そ

れを施策として取り入れるようにしていきたいと考えております。また、そのサポートとして、 大学関係などを中心とした連携協定を積極的に活用して、政策に対して提言提案をいただき、時 には職員に対してファシリテーターとしての役割を担っていくなど積極的に施策を推進するよう 実施をしていきたいと思っております。

特に地方創生関連については、国の動向に大きく左右されることが予想されますので、積極的に進めるよう、村内外の方たちの政策提言提案を参考にしたいと思っておりますし、国、県を初めとする関係機関からの人材に関する支援も検討していきたいというふうに思っております。また、意思決定についても迅速に行うことが大切であるというふうに考えているところであります。次に、10月末までに白馬村総合戦略を策定し、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を受ける考えがなかったのか、また交付金の上乗せ分を活用し、白馬高校の公営塾・寮など実施すべき施策があったのではないかとの質問につきまして答弁をさせていただきます。

これにつきましては、9月議会で伊藤まゆみ議員の一般質問の答弁の中でも詳しく説明をさせていただいておりますが、この地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地方版総合戦略先行策定分、いわゆる上乗せ交付分のタイプIIにつきましては、10月30日までに一定の条件を満たす地方版総合戦略を策定した団体に1,000万円を上限に交付されるもので、11月の内閣府の発表では、34の都道府県と690の市区町村が交付対象となっているところであります。

長野県内では、県を含め39の市町村が10月末までに総合戦略を策定し、この交付金の対象 となっていて、大北管内では唯一、大町市が交付対象となっております。

タイプⅡの上乗せ交付分の制度趣旨は、平成27年4月3日以降に予算計上された事業を交付対象としていることから、補正予算で計上するといった新たな事業でなければならず、既存事業からの振りかえは難しく、また原則ソフト事業に限られていますので、例えば、議員のおっしゃっているような白馬高校の公営塾については、地域おこし協力隊の制度を活用するなど、当初予算として計上済みでありますし、特別交付税の対象として財源を見込んでいることからも、該当にはなりません。

また、寮の購入などについては、購入金額も確定していないこともあり、そもそもハード事業となることから、充てることはできません。その他の事業につきましても、この上乗せ交付金については、補正予算時に特定財源としての計上ができないという理由から、10月までに総合戦略を策定し、この交付金を活用する事業がなかったということでございますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

次に、総合計画・総合戦略のコンサルタント契約についてでありますが、白馬高校の存続の関係で海士町と関係している方がスタジオLと強い関係がありました。海士町の島前高校の魅力づくりと海士町の地域づくりについては、全国でも注目を浴びているところであり、地域づくりに

関しては、テレビ・新聞・雑誌にも大きく報道されているところであります。

その海士町の地域づくりと島前高校の魅力づくりについて大きく関係しているのがスタジオLでありました。スタジオLの代表者であります山崎亮氏は、コミュニティーデザイナーとして有名で、テレビに出演したり、雑誌、新聞に報道されていて、本も出している方であります。

関係者によるさまざまなスタジオLに関する情報によりますと、島前高校の魅力づくりは地域づくりの手法で行われていて、地域全体を巻き込み、住民を巻き込み、コミュニティーをフルに活用して、住民からさまざまな意見を出していただき、それを集約して一定の方向を導き出して、住民のコミュニティー意識を引き出す方法で島前高校の魅力づくりを行っているとのことでありました。そのファシリテーターとしての能力はかなりすぐれたものであると定評があるとのことでした。また、全国でも総合計画の策定に携わっているという資料も確認いたしました。

当村においても、これまでさまざまな計画が立てられていますが、今、白馬にとって大切なことは、コミュニティーに関することであり、さまざまな考えを持っている方が住民としてこの村に住んでいるわけでありますが、相手の立場をお互いに理解しながらこの村をどのような方向に持っていくのかは、コミュニティーの大切さを把握しているところがファシリテーターとしての村づくり、すなわち総合計画に参画をいただけるのが最もよいことであると判断をいたしたところであります。ここのところがスタジオLにお願いするとした主なところであります。

契約までの経緯についてでありますが、5月下旬に株式会社スタジオLの担当者と東京で打ち合わせを行い、同社の実績や取り組みについて確認をさせていただいた上で、白馬村として総合計画・総合戦略の策定に同社のノウハウを生かしたい旨を依頼し、同社からも村の現状を確認したいとの回答がありました。その後、6月中旬に同社の担当者に白馬においでいただき、白馬村の状況の説明と、震災による被災現場などを確認していただいた上で、総合計画・総合戦略の策定支援方法を企画・検討をお願いしたところであります。7月に入り、スタジオLから住民ミニキャンプやキーパーソンインタビューなど、同社のこれまでの取り組みを生かした企画・提案がされ、8月20日付で委託契約を締結したものであります。

次に、創業する方々への村の支援策でありますが、昨日、篠崎久美子議員のご質問にお答えしたとおり、平成28年度から創業支援事業補助金を制度化してまいります。現在、担当課において制度設計をしておりますので、来年3月定例会では、その内容をお示ししながら、必要な予算もあわせて提案させていただきたいというふうに考えているところであります。また、創業塾や直接的な補助にとどまらず、創業環境、ビジネス環境を関係機関とともに連携しながら総合的に整えてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、今年度の地域役員懇談会が終了しての感想はとの質問でございますが、今年度の地域 役員懇談会は、10月26日に始まり11月11日まで、全部で6日間にわたり30地区の全部 と懇談を持ちました。めいてつ区ができて初めてこの懇談会に参加いただいたところであります。 ことしは今までと方法を変えて、それぞれの地区の皆さんの要望や抱えている問題に対して、なるべく早く回答ができるように各課長全員出席をいたしました。今までは村長が聞いて、これを一旦庁舎に持ち帰って、その後役場から回答を区長さんにお渡しするといったことで行っておりましたが、なるべく早く回答を申し上げることが一番よいということから、課長にも出席させ、回答させました。課長たちも、地区の役員がどのような問題を抱え、地区がどうなっているかを把握できるよい機会であったと思ったことと思います。

また、今年度の懇談は1地区1時間として、その地区での問題だけで懇談を行うようにしたので、それぞれの地区では今までのように他の地区に遠慮するといったこともなく、十分に自分の地区の問題を出されたというふうに思っております。また、会議録についても作成できた順に区長さんにお届けするようにいたしました。ただ、区長さんの中には、役員の皆さんが役場へ日中に集まっていただくことになるから、日中の会議は勤務先の仕事を休まなければならないので、何とかしてほしいという意見をいただいたところであります。

また、神城断層地震の復興についても多くの要望が寄せられました。特に被害の多かった地区 については、一日も早いもとの生活への復興の要望が強く寄せられ、村といたしましても、担当 課、そして震災復興対策室を中心に、被災者の皆様への支援強化について決意を新たにしたとこ ろであります。

来年度以降についても、今回の反省をもとに、地区役員懇談会については継続をし、地域の抱える問題について率直なご意見を伺い、村政に可能な限り反映させることができればというふうに考えているところであります。

以上につきまして、太田伸子議員の村長の行政姿勢についての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) すみません、項目が多かったので、まず初めから絞っていきたいと思います。

今の総合計画の策定のところで、村長も常々農業と観光というふうにおっしゃられています。 それで今回この定例会において、美しい村と快適な生活環境を守る条例というものを、いわゆる 白馬村マナー条例として上程されております。

迷惑防止というふうには直接には表現されておりませんが、観光立村としてさらに一歩進めて、 白馬村おもてなし観光立村推進条例というような形のものを制定し、迷惑条例を非難するのでは なくて、村民と外国人の旅行者の方、また住んでおられる方々と良好な関係を築きながら、観光 を基幹産業として推進していく村であるというふうな姿勢を示すような観光地の計画、また条例 というものが必要ではないかと思うのですが、村長のお考えを伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今定例会にこの環境を守る条例ということで上程をさせていただいているわ

けでございますが、この美しい村と快適な生活環境を守る条例ということで、通称白馬村マナー 条例ということで提案をさせていただきましたが、この条例をつくるきっかけというものは、議 会の皆さんもご承知のとおり、昨今非常に外国人の観光客の増加に伴い、外国人の観光客の迷惑 行為によるトラブルが発生していると、こういったこと、それから、そういったことが村民や観 光業者の皆さんから伝えられており、その対策の一つとして、迷惑の防止という条例の必要性が 村民や、そしてまた議会の一般質問でも提案をされていたところであります。

そんな中で、この一番の目的は、白馬村民と、そして白馬村を訪れる人が、それぞれお互いを 思いやり、お互いが快適に安心して過ごせる山岳観光を目指すために、村民、来訪者、事業者が 相互に協力をして、みずからの手で美しくすることを目標に、清潔で美しい村をつくる、また村 民は白馬村を訪れる人を気持ちよく迎えるため、そしてもてなしの村づくりに努め、豊かな地域 社会を形成するというのが、このマナー条例の原点であります。

そんな中で、罰則とかいろいろありますけれども、そういったことよりも、ニセコの例もこの前の説明の、一般質問の方に答弁したとおりでありますけれども、条例をつくることによって罰することが目的ではなくて、住んでいる人も、新しく白馬村にお客様で来てくれた人、それも全国から世界からいろいろな方が来るわけでございますが、そんなことも含めて、気持ちのよい村になればということで、お互いにおもてなしの気持ちを持って対応していくということが非常に大事だというふうに思っているわけであります。

今そんな中で、迷惑防止条例という言葉を使わなかったわけでありますけれども、いずれにいたしましても、白馬村が全国に、世界に、世界水準の山岳高原ということを長野県のほうでもうたっているわけでございますし、当然白馬村といたしましてもその方向で進んでいくわけでありますが、大勢のお客様が来てもらって、そしてにぎわいのあるまちになっていただければと、こんな思いをしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) コンサルタントの選定のところをお伺いしたいと思います。

先ほど経緯をお聞きいたしました。それで、10月下旬ごろ、その少し前に、いい人がいるという紹介があって東京のほうへ打ち合わせに行かれたということですが、どなたが行かれたのでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 東京への打ち合わせにつきましては、一番最初の打ち合わせになりますけれども、最初は副村長と私の2名で東京のほうに行って、打ち合わせを行っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) では、白馬村のほうからは2名で行かれたということでよろしいですね。

今までコンサルタント、観光地経営計画などのときのコンサルを決めるときには、とても丁寧な説明があって、プロポーザル方式で、点数が幾らで、金額が幾らでというふうにして契約をいたしましたという説明がありました。今回スタジオLさんの場合、私たちが聞いたのは、11月16日の議員と議長からの申し込んだ議員の懇談会で初めて私はお聞きしたというふうに認識しています。

そのときに聞いたのが、8月20日にはもう契約されていたというところなのですが、どうしてこの間の時間がこんなにあくのでしょうか。その間には9月の定例会もあったりして、何回もこの機会というものはあったと思うのですが、ご説明をお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議会への報告の時期という質問で捉えさせていただき、回答させていただきますが、観光地経営計画の関係につきましては、いわゆる2年契約ということでのお話でされたのではないかというふうに思います。総合戦略と総合計画の関係につきましては、契約については、総合戦略が26年度の繰り越し事業、総合計画が27年度の当初予算というところでございます。

どのタイミングで話をしたのかという部分につきましては、全体の中でお話ししたのは、恐らく太田議員おっしゃられるときだとは思いますけれども、それぞれ決算の委員会の中とかでも、言葉には出ていたような記憶はしております。ただし、認められた予算の中でどこに委託をするのかというのは、それぞれの契約手続を経てやっているというところでございますので、少し配慮が足りなかったといえば、その点は反省をいたしますが、手続につきましては契約の手続に沿ってやっていたというところでございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) 観光地経営計画の場合は2年契約であったのでとか、今回の総合戦略、それから総合計画に関しては、26年度の繰り越しであり、27年度の当初予算にのせているから、たしかそのときに私も文句というか、ちょっと言ったときに、当初予算で認められているから、議会の議決も要らないから、説明は別に要らないのではないかというふうなお言葉も聞きました。それでは、当初予算に認めた中では何をやってもいいのかというふうになってきます。

議会とやはり行政との信頼関係というのは、当初予算で認められていても、ここで新しい契約を結んだ、とても大事なことですよ。総合戦略、総合計画に対してのコンサルタントの会社を選ぶということは、向こう10年間、これから5年間の白馬村の将来を担うというところのコンサルタントの会社を選んでいるんですよ。そこを、予算で認められている範囲だからという言葉で、配慮が足りなかったということで、どうでしょう、村長、議長のときにこういうことがあったらどうしますか。

議長(北澤禎二郎君) 村長。

村長(下川正剛君) 今の質問でございますけれども、総務課長が説明をしたとおりでございます ので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、要は総務課長も配慮が足りなかったということは反省するということを言いましたけれ ども、そのとおりだと思っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) 経緯とかそういうことを言うのではなくて、私たちこれから3月になったら、また来年度の当初予算も認めていくというか、審議もしていくわけですよ。そこで今回のようなことがあるようなら、当初予算をすんなりと今までのように認められなくなるということですよ。そこを聞いているんです。

蒸し返して申しわけないですけれども、今回のヤフーのことにしても、村長もちょっと遅くなったというふうにおっしゃっていましたけれども、機会は幾らでもあったんですよ。ヤフーの提携のときは、9月定例会の最終日ですよ。提携を結ぶまでには、私たちに幾らでも言っていただける時間もあったのではないかと思うんです。今そういう姿勢が行政のほうに見られるのではないかというところを村長にお伺いしています。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 先ほど言ったとおりであります。配慮をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) ここで村長とやり合うために言っているのではなくて、私たちが信頼関係 を結んでいくために、ぜひ議会と行政と村長とは両輪だと言われているのに、こういうことをさ れると、私たちも協力したくてもなかなかできなくなるというところを配慮していただきたいと いうところです。

議長(北澤禎二郎君) 村長。

村長(下川正剛君) 再三同じ答弁で申しわけございませんけれども、非常に配慮に足りなかった というふうに思っておりますので、先ほど太田議員のほうから車の両輪だというお話がございま した。ぜひそんな形で、白馬村が一つになって行政運営ができるように、また議会と一緒になっ ていい村づくりをしてまいりたいと思いますので、またいろんな部分でご提言をいただきたい、 こんなように思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第6番(太田伸子君) 私たちも行政からの発表で、広報はくばにヤフーの提携の写真が載ったときに、おい議会、こういうのあったのかいと言われたときに、私たちはずっと知らなかったんで

すよ。そうすると、議会は何をやっているんだと、そういうふうに言われるというところもある ので、私たちはぜひお願いしたいと思っております。

村長の姿勢の中で、先ほどのミニキャンプ、ミニキャンプって私も理解が悪くて、ミニキャン プというのは1泊ぐらいで、夜をかけてみんなでいろんな討論をするのかと思っておりましたら、 平日の1時半からのお話し合いを2日間されました。

そのときに、ちょうど高校生も、この要綱を見せていただきますと、参加者は高校生以上の村民として、先ほどの公職選挙法の改正からの意識をした取り組みかなというふうに思っていたんですけれども、日時を見ると平日の1時30分から。それから地域役員懇談会でも、先ほど村長がおっしゃいましたが、1地区ごとの新しい取り組み、これはいいなと思えば、各地区1地区ごとに9時30分からの1時間ごと。それで、各課長を全部並べさせて、早い回答ができますというふうにおっしゃっていました。

私はいろんなことがあって、2日間ほど傍聴させていただきましたけれども、役員の方でやはりお仕事も休んでこなければいけない。課長たちは就業時間にずっとただ座っているだけですよね。ただ座っているというのも失礼ですけれども、課題の出る課長は忙しく答弁されますけれども、名前を出して申しわけないですけれども、税務課長などは各地区から税のことなんかほとんど出てこないので、私が行っている2日間はずっと座られていただけですよ。そういうのなら、もし、そういう課題が出たときだけ下からお呼びになってもよかったのではないかというふうに思います。どうも役場のほうが村民の方を呼びつけているというふうな印象がいろんなところから聞かれました。

だから、先ほど言ったように、議会に対しても、村民に対しても、少しこのごろ上から目線ではないかなというふうに私は思うんですけれども、村長はいかがお考えになりますか。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 今、役員懇談会についての行政の対応が上から目線ではないかというお話が ございました。そんな今までの経過を踏まえる中で、ことしはそういうことでやってみろという ことで、私のほうで指示を出して、そしてそれなりの成果はあったと思っておりますが、その半 面、日中に役員が来るということは、勤めている人はなかなか大変だというような、そんなお話 もございましたので、そんなことも含めて、今後はそんな対応を考えて、どういう方法がいいの か、また皆さんと相談をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、今言われた一番重要なことは、上から目線だという言葉がありました。私は常に村長に就任以来、朝礼で職員には誰が主人公だと、誰から給料をもらっているんだということを、必ずその一言を入れながら、常にお客様だという対応をしてくれというお話をしているわけでございますけれども、まだまだ道半ばであります。

そんなことも含めて、本当に白馬村の職員変わったぞと言われるような取り組みを、副村長を

中心にやっていくように指示をしておりますけれども、ぜひ議員の皆さんからも、先ほど言ったような、行政は上から目線だなどと言われないように、ぜひ取り組んでまいりたい。そして役場へ来るお客さんというか、村民は、困ったから役場へ来るんだ、だからそこら辺の対応はぜひお願いしますということを肝に銘じて、また職員にそんなことをお話をしながら対応してまいりたいと思っておりますので、またぜひご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

- 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。 質問はありませんか。太田議員。
- **第6番(太田伸子君)** 定例会最後の質問でありまして、ちょっと言いたいことも言ったかなというふうにも思っております。

ただ、議会と両輪でいかなければいけない、前を向いていかなければいけないというところ、 それから、このごろのいろんな方々のお声を聞くに当たって、下川村長が村長になられたときに、 村民に寄り添ったような行政をやっていきたいというふうにおっしゃっておりました。

地区役員懇談会などは、今までも役場へ来ていただいて話をしたのが、やはり地区へ出向いていって、いろんな方々と膝を交えて村長が話をするというところに地区役員懇談会が始まってきたというか、改正されてきたというふうにお聞きをしておりました。ところが、今回このようになったので、ちょっと一言言わせていただきましたところもありますし、また来年に向かって、1地区ずつがよかったならば、いいところは取り入れていただいて、また改めていただきたいと思います。行政と議会が前にいきますように、よろしくお願いします。

私の一般質問を終わります。

議長(北澤禎二郎君) 質問がありませんので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月16日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表の とおり委員会等を行い、12月17日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日から12月16日までの間を休会とし、 その間、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、12月17日午前10時から本会議を行う ことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時06分

平成27年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成27年12月17日(木)午前10時開議

(第4日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成27年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成27年12月17日(木)

(第4日目)

追加日程

日程第 2 発委第 8号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運 用に関する意見書

日程第 3 発委第 9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見 書

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 6 議員派遣について

平成27年第4回白馬村議会定例会(第4日目)

- 1. 日 時 平成27年12月17日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	加	藤	亮 輔	第 7 番	横	田	孝	穗
第	2	番	津	滝	俊幸	第 8 番	太	田		修
第	3	番	松	本	喜美人	第 9 番	田	中	榮	_
第	4	番	伊	藤	まゆみ	第10番	太	谷	正	治
第	5	番	太	田	正 治	第11番	篠	﨑	久美	是子
第	6	番	太	田	伸 子	第12番	北	澤	禎_	二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

	村			長	下	Ш	正	岡山	副	木	十	長	太	田	文	敏
	教	育	î	長	横	Ш	宗	幸	総	務	課	長	吉	田	久	夫
	税	務	課	長	平	林		豊	観	光	課	長	篠	崎	孔	_
	会計	管理	者・雪	逐長	窪	田	高	枝	上了	水	道 課	長	酒	井		洋
	農	政	課	長	横	Щ	秋	_	健身	₹福	祉 課	長	太	田	洋	_
	建	設	課	長	Щ	岸	茂	幸	住	民	課	長	矢	口	俊	樹
総務課長補佐兼総務係長			係長	田	中	克	俊	総務課長	補佐兼均	地域高校対策	孫長	松	澤	孝	行	

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

- 7. 本日の日程
 - 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
 - 2) 追加議案審議

発委第 8号(総務社会委員会)説明、質疑、討論、採決 発委第 9号(総務社会委員会)説明、質疑、討論、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5)議員派遣について

1. 開議宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成27年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

なお、議案第81号において誤字がありました。お手元に配付しました正誤表のとおりでありますので、ご報告いたします。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。 最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 平成27年第4回議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は、議案5件、陳情2件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定についてであります。

今回の社会保障・税番号制度は、当面、社会保障税及び防災の分野を中心としていることを踏まえ、白馬村において実施しているこれらの類似の事務についても同様に、本村において個人番号を利用することができるよう条例で規定するものであります。

質疑に入り、受け取り拒否の扱いはという質疑があり、住民課で保管しているとの説明がありました。

討論に入り、周知徹底がなされておらず、時期尚早であり、反対との討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第74号 白馬村個人番号の利用 等に関する条例の制定については可決すべきものと決定されました。 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についてであります。

迷惑行為を防止するのではなく、生活環境を守るための条例の制定であり、通称マナー条例と し、外国人を特化するものではないというものであります。

質疑に入り、村の責務はという質疑があり、制定されれば、各課で周知の役割分担を考えると の説明がありました。

旅行者に対しての周知方法はという質疑があり、ウエルカムトゥ白馬というカードに掲載し、 周知のポスターなどを作成するとの説明がありました。

条例を守らなければ生活環境を守れないのかという質疑があり、マナーに対する意識づけのために制定するとの説明がありました。

外国人にもヒアリングをしたのかという質疑があり、素案を英訳して行いました。出席者からは、自国ではもっと厳しい条例があるとの声も聞かれました。外国人を締め出すのではなく、あくまでもマナー条例であると説明したという説明がありました。村長からは、いろんなところで声が上がっていた。外国人を排除するのではなく、おもてなしの気持ちを持って接するための条例であり、理解をお願いするとの説明がありました。

討論に入り、前文は要らないのでは、また、村の責務にもっと具体的な所管の課を記すべきで 反対。原案のとおりで賛成。前文の言葉で外国人を特化した言葉が入っているが、排除すべきで 反対との討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第75号 美しい村と快適な生活 環境を守る条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部改正に伴う徴収猶予に関する規定の追加と、字句の修正を行う改正であります。 質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第77号 白 馬村税条例等の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

番号法の施行により、国民健康保険税の減免について、個人番号利用事務を事務として位置づけられたことにより規定の整備を行うものであります。

質疑に入り、村長に提出しなければならないとあるが、個人番号を忘れた場合、減免の処理は という質疑があり、柔軟に受け付けるとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第78号 白馬村国 民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)所管事項についてであります。 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1億8,945万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ75億 9,722万2,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費2目財産管理費145万円の増額です。震災対応の臨時職員の時間外手当や、庁舎の電気量の増額と、神城駅駐輪場の撤去費用が主なものであります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費3,385万円の増額です。ふるさと納税報償費が主な ものです。

質疑に入り、神城駅の駐輪場の撤去後はとの質疑があり、次年度に設置する予定との説明がありました。

ふるさと納税報償費の合計が5,000万円を超えるが、現在の納税額と報償費はとの質疑があり、12月13日現在、ふるさと納税額は1億3,300万円弱、報償費の合計は12月11日現在2,191万4,500円、また報償費は納税額の4割程度を見越しているとの説明がありました。

討論はありませんでした。

税務課関係では、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費394万6,000円の増額です。固定資産税猶予適用漏れに対する補償補塡及び賠償金と村税還付金及び還付加算金です。

質疑に入り、適用漏れの件数はとの質疑があり、21件ですとの説明がありました。 討論はありませんでした。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費2目施設管理費に105万4,000円の増額です。落雷により破損した白馬ジャンプ競技場のスコアボードの修繕と、散水ポンプの修繕が主なものであります。

9款教育費1項教育総務費3目事務局費1,969万1,000円の増額です。白馬北小学校 体育館つり天井の設計見直しが主なものであります。

9款教育費5項保健体育費2目体育施設費ウイング21維持管理事業に102万8,000円の増額です。ウイング21のトイレの暖房便座の取りつけと、スプリンクラーの修繕費であります。

10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費に250万円の増額です。三日市場神明社の残り工事費であります。

質疑に入り、三日市場神明社の工事の内容はとの質疑があり、覆屋の玉垣の設置との説明がありました。

国の重要文化財であるのに文化庁では見ないのかとの質疑があり、災害復旧申請時に入れていなかったとの説明がありました。

文化庁で見ないものを村が見るのは、政教分離からおかしいのではとの質疑があり、文化庁で は防護柵ということで認められるが、今年度の申請が終わっており、村の文化財等災害復旧費補 助金事業の対象にしたいとの説明がありました。

討論に入り、本年度の工事にせず、来年度、文化庁に申請をして工事に入れるべきであると思 うので反対。申請漏れの非は認めることとして賛成との討論がありました。

住民課関係では、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費1,732万5,000円の増額です。 広域ごみ処理場建設に対する北アルプス広域連合への負担金です。

質疑、討論はありませんでした。

健康福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費4目社会福祉施設費3,346万4,000円の減額です。国の地域介護・福祉空間整備推進交付金が2カ所の予算計上でありましたが、1カ所になったための減額です。

3款民生費1項社会福祉費4目社会福祉施設費273万円の増額です。第3子通園の幼稚園への補助金90万円と児童手当183万円です。

10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費162万円の増額です。ふれあいセンター外壁工事であります。

質疑、討論はありませんでした。

各課の審査が終わり採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)所管事項は可決すべきものと決定されました。

次に、陳情第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する 意見書の採択を求める陳情書。

受理年月日、平成27年11月18日、提出者、日本労働組合総連合会大北地域協議会議長、 山岸泰男であります。

陳情の趣旨は、年金積立金は、厚生年金法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。年金積立金管理運用独立行政法人GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになる。

こうした状況を鑑み、意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出することを要請する。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第10号 年金積立金の専ら被保 険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書は採択すべきもの と決定されました。

陳情第11号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情。

受理年月日、平成27年11月20日、提出者、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林

吟子であります。

陳情の趣旨は、現在、多くの施設で法定の人員配置基準以上の配置をしているが、経営維持の ために人員配置の引き下げに向かえば、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態 になる。

国の責任において、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善を図っていただくために、関係大臣に意見書を提出していただくよう陳情する。

審査に当たり、介護職員は常時募集しているが、応募がないという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第11号 介護労働者の処遇改善 及び人員配置基準の改善を求める陳情は採択すべきものと決定されました。

総務委員会の報告は以上です。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第74号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第74号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり 決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号の討論に入ります。討論はありませんか。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 第4番伊藤まゆみです。

議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定につきまして、発議者2名連署の上、修正案を提出いたします。

議長(北澤禎二郎君) 伊藤まゆみ議員から、議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についてに修正の動議が提出されました。この動議は2名以上の発議者がありましたので成立いたしました。

暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員は議長室にお集まりください。

休憩 午前10時21分 再開 午前10時37分 議長(北澤禎二郎君) 引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についての修正案を直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号 美しい村と快適な生活環境 を守る条例の制定についての修正案を直ちに審議することといたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についての修正案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の修正案を提出いたします。

まず、修正の理由を一言述べさせていただきます。

1つは、外国人観光客の増加を理由づけにしていることに誤解が生まれます。現在の白馬村にとって観光客の増減は死活問題であり、県の山岳観光を生かした世界水準の滞在型観光地づくりのモデル地区の1つともなっており、今後、国内外のいろいろなお客様と共存、共生することがこの村では求められております。しかし、本来の制定趣旨である外国人観光客の増加については、条文中では表記しにくいことから、前文において記載したとする説明がこの条例案の解説にあります。迷惑行為をするのは外国人、日本人を含め一部の人であります。それを特定するような言葉の表記は、白馬の観光政策にはなじまないと思います。

2つ目は、マナーとモラルの片仮名文字が多様されていることであります。日本語に置きかえればマナーは礼儀作法、モラルは道徳と訳せます。多様な価値観がある中、マナーの向上やモラルの遵守、日本語に言いかえますと、礼儀作法の向上や道徳の遵守を条例の中に盛り込み多用することは、多くの誤解や不快感を与えることにもつながる可能性もあり、避けるべきと思います。以上の観点から、議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の一部を次のとおり修正いたします。

1、前文6行目の「このような時代の流れの中で、人口は増加し、また海外からの観光客の増加などによって」の「また海外からの」文言を削除。

同じく、7行目の「モラルの低下を招き」を削除。文章を「人口、観光客の増加などによって ニーズの多様化や、社会規範を無視した行動やルールの理解不足によるトラブル、いわゆる迷惑 行為が増加する結果となっています」に改める。

- 2、第1条3行目、「モラル向上とマナー遵守のために必要な事項を定めることにより」を削除し、文章を「それぞれの責務を明らかにするとともに、快適な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする」に改める。
 - 3、第2条1項、「モラルの向上に努める」を「協力する」に改める。
- 4、第5条、「モラル向上とマナー遵守に努め」を削除し、文章を「村民等は、自ら迷惑行為 のない快適で良好な生活環境の確保に努めるものとする」に改める。
- 5、第17条、「村は、村民等、土地所有者等及び事業者によるモラル向上とマナー遵守に関する自発的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。」は全文削除。
 - 6、第17条以降を繰り上げる。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論に入ります。最初に、原案に賛成する者の討論はありませんか。 9番田中榮一議員。

第9番(田中榮一君) 9番田中榮一です。

このたびの議案第75号について、賛成の討論を申し上げます。

近年、多発してきている来村者と住民との種々のトラブルの発生を受けて、地域の中からは、 お互いにトラブルを防止するために、観光地としてのルールを明確にし、早急に規定することが 以前から強い要望として出されてきておりました。条例制定の準備段階として、行政としては、 各区長や防犯指導員の方々にもアンケートを実施し、実態把握に努め、また在住外国人の方の意 見も参考にしてきているものと聞いております。白馬村は世界に名をはせる観光地として、住民 や来村者の安全と安心を提供することは求められる責務であります。この条例の細かい字句につ いては、施行の実際を見て、今後修正すると行政側からは話を聞いております。

よって、このたびの議案75号については、私は賛成であります。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に反対及び修正案に反対する者の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。2番津滝俊幸議員。

第2番(津滝俊幸君) 2番津滝俊幸です。

私は、原案に賛成する立場からご意見を申し上げたいと思います。

この美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定については、以前から村民からの強い要望があり、今回行政側でつくられたものであります。

特に、修正案にあるモラル、それからマナーというところに対しての字句に対してですが、これは確かに外国から来る皆さんと、それから日本人が持っているものとの感覚は、確かに違いはあるかもしれませんが、これは外国からおみえになられる方だけのための条例ではありません。 国内のお客様に対しても、それからここで住んでいる我々住民に対しても守っていくというような観点からの条例であります。ですので、こういった条例をまずは先に制定をしていただいて、禁止条項等をしっかりと外国語に訳していただき、村の中の生活環境と美しい村に寄与するような条例にしていただきたいなというふうに私は思っているところです。

なので、今回の条例制定に対しては賛成という立場で討論をさせていただきます。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。1番加藤亮輔議員。

第1番(加藤亮輔君) 提案者の1人で、ちょっと発言はできないかなと思っていまして手を挙げませんでした。私は、修正案の中身なんですけれども、私も賛成の立場で一言発言させていただきます。

今回の美しい村づくりの条例は、迷惑行為の防止と、それから礼儀作法及び道徳観の向上をうたった条文は両方入って、非常に紛らわしい文章になっています。白馬の村民、それから観光客、それからいろんな事業者の方々は、いろんな迷惑行為を防止してほしいという観点からいろんな要望が出ています。その迷惑行為の防止に特化した条文を作成すべきだと思います。ほかの自治体でもいろんな事態で迷惑条例、またはマナー条例のようなものがつくられていますが、白馬村は、参考にした倶知安、倶知安の文章を読んでも、マナーの遵守、モラルの向上、またその反対の言葉、そういう言葉は一切入っていません。こういう、花火を夜にやめてほしい、飲酒のときに注意してほしい、たばこのポイ捨てをやめようと、そういうことが書いてあるだけで、道徳観にもかかわる、そういう価値観の多様な社会の中で、そこまで自治体が踏みこんで決める内容にはなっていないと思います。

以上の観点で、私はそのようなことを、観点を含んだような条例に反対いたします。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) では、続きまして修正案に賛成の方の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

最初に、議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についての修正案を採決いたします。

議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定についての修正案に賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立少数です。よって、議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る 条例の制定についての修正案は否決されました。

次に、議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の制定について採決いたします。 本案に対する委員長報告は可決です。議案第75号 美しい村と快適な生活環境を守る条例の 制定について、委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。 議案第77号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第77号 白馬村税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号の討論に入ります。最初に、原案に反対する者の討論を許します。第1番加藤亮 輔議員。

第1番(加藤亮輔君) 1番加藤亮輔です。

私は、議案第78号の白馬村国民健康保険税の一部改正について反対の立場で一言述べさせて いただきます。

この条例は、番号法に基づいた条例です。番号法の中には、番号法を求めることについて、求めることができるというふうに条文立てになっています。しかるに、この保険税条例については、提出せねばならないと義務強制の文言で締め繰くられています。この還付条例の中身そのものはいい中身なんですけれども、今までの提出書類を出すということについては同じで、新たに番号を記載しなければならないとなっている箇所を番号法に沿った、求めることができる規定に変えるべきだと思います。

以上の観点から、私は強制義務化したような文章を改めるべきと考えます。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成する者の討論を許します。第5番太田正治議員。 第5番(太田正治君) 第5番太田正治です。

議案第78号に賛成する立場から討論をします。私はこの条例に賛成する立場で討論します。

平成27年10月から、番号法により個人に番号が通知され始め、1月から本格的に運用が開始されます。番号法による番号は、特定個人の情報に関連づけられており、その取り扱いには十分な注意が必要なものであります。そもそも番号法は、公平、公正な社会の現実、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的に導入されるものであり、国保税条例の減免申請において記載を求めることは法の趣旨に沿っており、また記載ができない者に対して不利益が生じないようにと国からの通達も来ていることから、運用上も問題はないものであります。

よって、私は条例の制定に賛成します。

議長(北澤禎二郎君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第78号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のと おり決定するに替成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

陳情第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書の件を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第10号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

陳情第11号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。 続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第9番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 平成27年度第4回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告 をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案5件であります。

初めに、議案第73号 村道路線の認定について。

道路法により、村道路線を認定したいもので、みそら野東カン分譲地内にある道路 6 7 メートル、落倉地区にある道路 1 2 5. 9 メートルであります。

質疑に入り、除雪はどうなっているのかに対して、除雪は既に行っている路線であるという答 弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第73号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のと おり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第76号 白馬村病害虫防除基金の管理・設置及び処分に関する条例の廃止についてであります。

提案理由は、病害虫防除基金は基金残高が39万円余りと少額であり、少額のまま15年以上 推移しており、同基金について決算審査において基金としての機能を有するか疑問が呈され、検 討をした結果、必要性がないとの結論に至り、基金条例を廃止するものであります。

質疑に入り、特定の病害虫とは何を指すのかに対して、病害虫防除条例第4条にいもち病、ウンカ類、野ネズミなど8項目であるという答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第76号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)についてであります。 初めに、農政課関係であります。

農業総務費311万8,000円は、災害復旧などで職員手当の増加分であります。

農業振興事業被災農家支援負担金70万円は、当初20ヘクタール分150万円を計上しておりましたけれども、8ヘクタールほどふえ、約28ヘクタールほどに増加する見込みで補正するものであります。

有害鳥獣被害対策事業20万6,000円は、駆除従事者の狩猟免許更新に伴う、会員13名 分の経費を補正するものであります。 過年発生農地農業用施設災害復旧事業(単独分)災害復旧工事費1,000万円は、本年度 3月までに支出見込みのものを補正するものであります。

過年発生農地農業用施設災害復旧事業(補助分)であります。測量設計委託料3,260万円は、当初は5,200万円計上してあったのだが、そのときの見込みが農地107カ所14へクタール、施設55カ所ぐらいの見込みで計上したが、農地が191カ所、施設が73カ所ということで、全体で8,500万円近くの設計にかかるということで今回補正するものであります。

災害復旧工事の減額は5億円ほど見込んでいるが、単独分の1,000万円に見合う分だけ減額をしています。事務手続を経て、3月には全体の概要が明らかになる。特財は補正額に合わせて増減させているが、3月には全体に合わせて補正を行うという説明がありました。

質疑に入り、有害鳥獣駆除従事者はこれで全員分かに対して、猟友会員は17名であり、その うち13名分である。当初、計上してあったうちに、更新する13名分が漏れていたので計上し たという答弁がありました。

被災農地がふえたのに、当初予算の被災地農地管理委託料は連動して増加しないのかに対して、 ほとんどが個人農家の田んぼであったので、利用権を設定している田は少なかったという答弁が ありました。

被災農家支援は田だけではなく、あぜや水路被災も対象になるのかに対して、そうであるという答弁がありました。

次に、建設課であります。

道路維持補修事業900万円は、地震関連の維持・補修、今後予想される冬期の穴埋め用であります。

除雪事業102万9、000円は、タイヤドーザーのタイヤの交換によるものです。

村道改良単独事業10万6,000円は、三日市場付近の1006号線の測量設計委託料であります。

過年発生公共土木施設災害復旧事業(単独分)1,364万3,000円は、単独災害と小災 害復旧事業で計上したものです。

測量設計委託料 5 6 0 万 5 , 0 0 0 円は、小谷地川の護岸、通の桟橋、堀之内、日景川大左右などに係る測量委託料であります。

災害復旧工事費253万8,000円は、村内単独災害12カ所、小災害89カ所の合計 101カ所の工事費を積み上げて、不足額を計上したものであります。

農地費250万円は、堀之内、田頭、野平等のものであります。

補償費300万円は、塩島、野平の電柱、それから国交省のカメラ移設などであります。

過年発生公共土木施設災害復旧事業(補助分)5,991万7,000円は、現在予算計上してある分に不足する6,091万7,000円の補正するもので、用地費100万円の減額は単

独費で支出するもので、補助から減額したものであります。

質疑に入り、村道維持補修はこの予算でカバーできるのかに対して、冬期間の穴埋めについては、対応できるように補正をしているという答弁がありました。

毎年、同じ箇所で穴があいているが対処できているのかに対して、去年、数多く出ていた箇所 は対処をしているという答弁がありました。

次に、観光課であります。

観光戦略事業観光振興負担金50万円は、白馬バレーという大きなくくりの中で、栂池と五竜を結ぶシャトルバスを運行する経費の一部を村が負担するものであります。運行経費は八方、岩 岳、栂池に関係する索道会社が負担することになっております。

質疑に入り、バスは統一したものではないのかに対して、アルピコ交通にお願いする計画で現 在申請中であるという答弁がありました。

以前、白馬観光開発で運行していたものはなくなるのかに対して、去年まで八方、岩岳、栂池 を結ぶ無料シャトルで動かしていましたけれども、今回は無料をやめて有料化をし、そのバスを 白馬駅や五竜まで伸ばすようなバスにしているという答弁がありました。

各課の説明が終わり、討論はなく、採決をした結果、議案第79号は委員長を除く委員全員の 賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ6億7,711万円とするものであります。

一般管理事業消費税及び地方消費税472万4,000円の増額は、確定申告による消費税の不足分であります。

過年発生公共下水道施設災害復旧事業(単独分)災害復旧の追加分を172万8,000円を 増額、歳入の区域外流入は4件あり、補正を行うもので、地区は八方口2件、深空1件、和田野 1件であります。

質疑に入り、受益者負担金の増額はに対して、瑞穂で農地として利用していたものが宅地になったので解除したものであるという答弁がありました。

災害復旧の場所はに対して、堀之内の農村広場付近であるという説明がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第80号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のと おり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第81号 平成27年度白馬村水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。

収益的支出130万7,000円を追加し、3億64万6,000円とする。資本的支出 130万7,000円を追加し、1億1,558万7,000円とするものです。主な内容は、 収益的支出は、手当の不足、災害による台帳補正箇所の増による増加分、臨時職員の賃金であり ます。資本的支出は人件費の減額と災害復旧増嵩分であります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、議案第81号は委員全員の賛成により、原案のとおり可 決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第73号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第73号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を 求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第76号 白馬村病害虫防除基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止については、 委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第80号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第81号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第81号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり 決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第79号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第79号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告のとおり 決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、 議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理をいたしました。 よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思い ますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき 3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定 められておりますので、申し添えます。

△日程第2 発委第8号 年金積立金は専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関 する意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 発委第8号 年金積立金は専ら被保険者の利益のための安全か つ確実な運用に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 発委第8号 年金積立金は専ら被保険者の利益のための安全かつ 確実な運用に関する意見書。

陳情第10号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、年金積立金は法に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ 確実な運用を行うこと。運用においては、責任の所在を明確にすること。保険料拠出者である労 使を初めとして、利害関係者が参加する統治体制を構築することです。

なお、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長です。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第8号 年金積立金は専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書は、 原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を 求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書。

陳情第11号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善。介護保険施設の人員配置基準を利用者 2 名に対して 1 名以上に引き上げる。費用は公費で賄うということです。

なお、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書は、原案のとおり 決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります 所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の 継続調査をすることに決定いたしました。

△日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といた します。 議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営 に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣すること に決定いたしました。

以上で今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成27年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月9日に開会をして本日までの9日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

特に、通称白馬村マナー条例の制定につきましては、住民の皆様からもさまざまなご意見をいただく中で上程をし、議員の皆様も闊達な議論をされた結果、お認めをいただきましたことを感謝申し上げます。公布後は、既に冬季シーズンに入っておりますので、速やかに周知への作業に全庁態勢で取り組むことを指示をしますので、議員各位におかれましても、関係する皆様に対して、本条例周知へのご協力をお願いを申し上げます。

また、一般質問におきましては、村政の各分野につきまして、多数のご意見、ご提言をいただき、いずれも真摯に受けとめ、課題の所在を十分に認識をし、村政の発展のため努めてまいる所存でございます。

最後に、改めてではございますが、私は白馬村長として、村民の皆様からの厚い期待とご支援 にしっかりと応えられるよう、「明るく元気な村に」をキーワードに、本村の未来に向けた礎を しっかりと築き上げるべく、施政方針に掲げた施策の着実な実現など、村政運営に全力で取り組 んでまいります。

議員の皆様におかれましては、より一層ご理解とご協力を賜りますよう、またくれぐれも健康 には十分にご留意をいただき、今後とも村政発展のためにご活躍をいただきますようお願いを申 し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) これをもちまして、平成27年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時24分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月17日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員